

日時:令和7年8月25日(月)  
10時から12時  
場所:横浜市開港記念会館2階6号室

## 第54回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 次第

### 1 開会

### 2 議事

- (1) 会長及び副会長の選出
- (2) 次期福祉のまちづくり推進指針素案について  
【資料1-1】次期福祉のまちづくり推進指針の検討について  
【資料1-2】次期福祉のまちづくり推進指針素案(本体・別冊)
- (3) 次期福祉のまちづくり推進指針素案の市民意見公募について  
【資料2】市民意見公募要領・意見提出書

### 3 報告

- (1) GREEN×EXPOアクセシビリティの取組について  
【資料3】GREEN×EXPOアクセシビリティの取組について
- (2) 建築物整備基準(介助用大型ベッドの基準化)の検討について  
【資料4-1】横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会(建築物)委員の変更  
【資料4-2】これまでの経過・今後のスケジュール
- (3) 横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会(条例改正)の継続について  
【資料5-1】横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会(条例改正)の継続について(ご報告)  
【資料5-2】横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会(条例改正)委員名簿  
【資料5-3】これまでの経過・今後のスケジュール
- (4) 令和6年度及び令和7年度 福祉のまちづくり推進事業について  
【資料6】令和6年度福祉のまちづくり推進事業の報告及び令和7年度予算概要について

### 4 その他

#### 《参考資料》

- 【参考資料1】横浜市福祉のまちづくり推進会議委員名簿・席次表
- 【参考資料2】横浜市福祉のまちづくり条例
- 【参考資料3】横浜市福祉のまちづくり推進会議運営要綱
- 【参考資料4】ふくまちガイド(福祉のまちづくり推進指針令和3年度～7年度)
- 【参考資料5】ふくまちガイド(実践編)
- 【参考資料6】かながわ障害者等用駐車区画利用証制度チラシ

## 次期福祉のまちづくり推進指針の検討について

## 1 次期指針の考え方

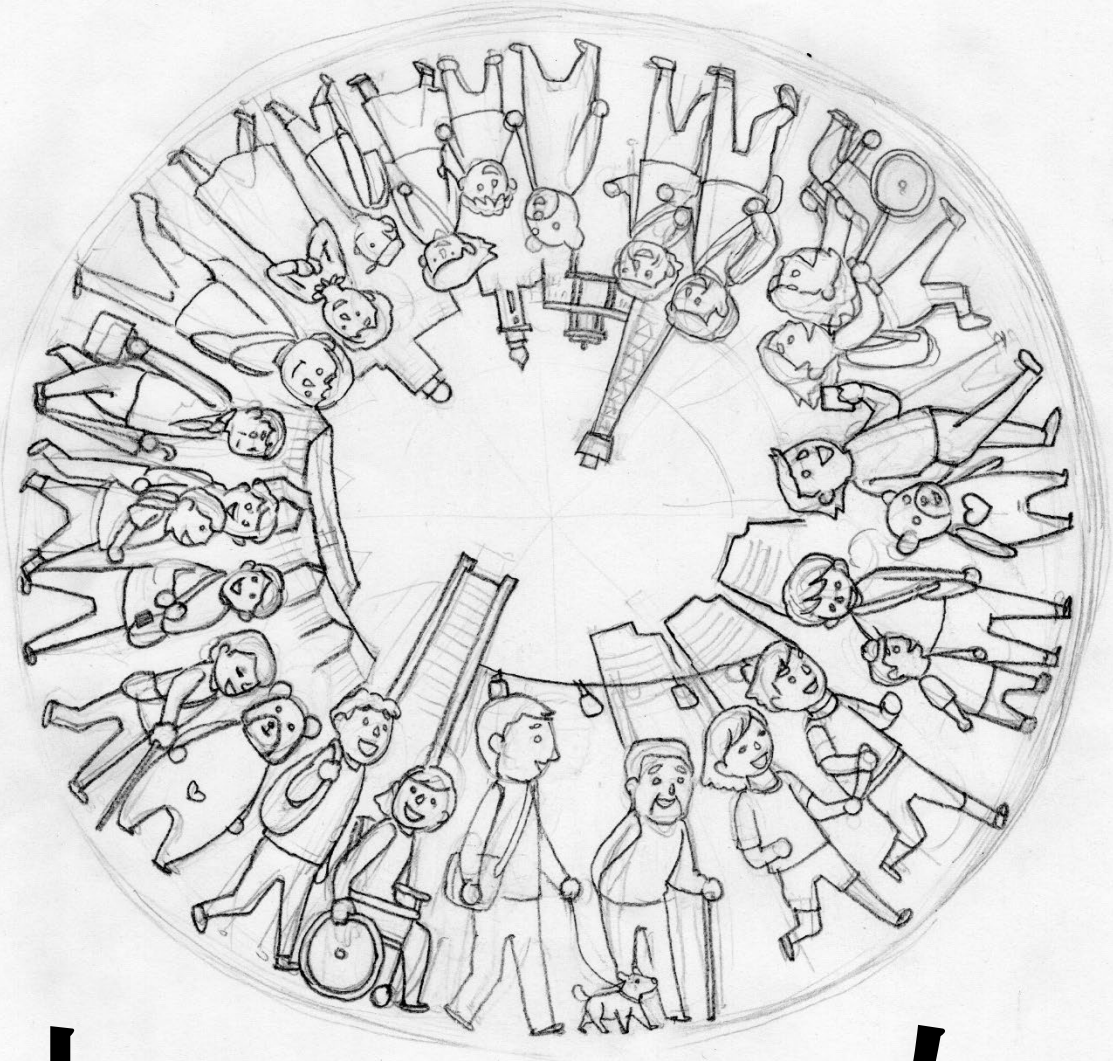
- ・現推進指針策定時（5年前）とテーマに大きな変化はないことから基本路線は変えず、より分かりやすく、伝わる、届くものとするため、本体、別冊（アクション編）の構成とする。
- ・本体は、ビジョン、ポリシーなどの理念を中心とし、それに加えて行政の取組を掲載する。
- ・別冊（アクション編）は、主体別（市民、地域、事業者）の行動（アクション）のポイントを具体的な事例なども交えながら示すことで、行動変容を促す。また、手に取り、持ち帰りやすいようA5サイズとする。
- ・令和7年4月の条例改正の内容（合理的配慮の提供、当事者参画など）を盛り込んだものとする。
- ・今後の社会情勢の変化に対応するため、期間は現行推進指針と同様の5年間とする。

## 2 スケジュール

	福祉のまちづくり小委員会	福祉のまちづくり推進会議	その他
6月	第66回小委員会(6/2) ・骨子案について		・市民ヒアリング(6/26)
7月	第67回小委員会(7/18) ・素案について ・市民意見募集について	(素案の事前共有 (7月下旬))	
8月		第54回推進会議(8/25) ・素案について ・市民意見募集について	
9月			・市民意見募集の実施 (9/1~9/30) ・関係団体説明
10月	第68回小委員会 ・市民意見募集結果の報告 ・原案について		
11月		(原案の事前共有)	
12月		第55回推進会議 ・原案の提示	
1月~			・指針の確定

ふ

く



ま

ガイド

ち

インクルーシブな

みんなのまちは、わたしたちのアクションから

1.

(前書き)

「ふくまちガイド」を手にしてくださった皆様へ

作成中

# 目次

1. ふくまちガイドについて	4
2. ビジョン	6
3. ポリシー	7
(1) 違うことは自然なこと(相互理解)	
(2) まずはやってみる(行動)	
(3) もっともっとバリアフリー(環境整備)	
4. アクション	9
(1) バリアについて	
・社会モデルの考え方について	
・社会の環境にあるバリア(障壁)について (4つの社会的障壁)	
(2) 各主体別のアクション	11
・市民	
・地域	
・事業者	
・行政	
5. 参考資料	16

# 1. ふくまちガイドについて

このガイドブックは、横浜市が定める「福祉のまちづくり推進指針<sup>※</sup>」を、もっと身近に、もっと分かりやすく伝えるために作成しました。『ふくまちガイド』の呼び名は、より多くの方に親しみを持って手に取っていただけるよう名付けた愛称です。副題に「みんなのまちは、わたしたちのアクションから」と掲げ、「みんなの」に「インクルーシブな<sup>※</sup>」とルビを振ることで、誰もが関わり、誰もが担い手となるまちづくりの姿勢を表しています。

このガイドでは、横浜市が目指す未来像(ビジョン)と、それを実現するための理念(ポリシー)、そして具体的な行動(アクション)を紹介しています。市民、地域、事業者、行政それぞれが、自分の立場からできることを見つけ、行動に移すきっかけとなるよう構成されています。

福祉のまちづくりは、特定の人のためのものではなく、すべての人のための取組です。年齢、性別、国籍、障害の有無を問わず、横浜に暮らす人はもちろん、働く人や訪れる人も含め、誰もが安心して、自分らしく過ごせるまちを目指しています。

その実現には、行政による制度づくりや情報発信、事業者によるユニバーサルデザインの導入、市民による日常の気づきや声かけなど、様々な立場からの具体的なアクションが欠かせません。

『ふくまちガイド』は、そうした一歩を踏み出すためのヒントが詰まったツールです。このガイドを手にとることで、「誰もが安心して、自分らしく過ごせるまちって、どんなまちだろう?」と考えることから、自身の行動の意味に気づき、まちの未来をともに築ききっかけになれば幸いです。



※ 福祉のまちづくり推進指針：横浜市では、「福祉のまちづくり条例」第 12 条に基づき、誰もが安心して暮らせるまちを実現するために、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本方針としてこれを定め、横浜が目指すまちの未来像や、その実現に向けた考え方、具体的な取組の方向性を示しています。市民、地域、事業者、行政それぞれが、自分の立場でできることを見つけ、行動に移すための道しるべとして、まちづくりの一歩を後押しするものです。

# ふくまちガイドの構成

ふくまちガイドは、「ビジョン(未来像)」、「ポリシー(理念)」、「アクション(行動)」によって、構成されています。

## ビジョン(未来像)

横浜が目指す福祉のまちづくりの未来像です。

## ポリシー(理念)

ビジョンの実現に向けた3つの方針です。

## アクション(行動)

ポリシーを踏まえ、ビジョンを実現するために、市民、地域、事業者、行政に求められる具体的な行動や取組です。

本冊子では、アクションのベースとなる知識や考え方や「市民」「地域」「事業者」「行政」の主体別に具体的な行動について紹介します。

別冊のアクション編では、市民、地域、事業者のアクションと参考となる事例や、障害のある人、高齢者、子育て中の人、外国人、性的少数者など様々な特性と配慮すべき視点について掲載しています。



本体の表紙



別冊の表紙

## 2. ビジョン(未来像)

横浜にかかわるすべての人が、互いを認め合い、  
自由に自分らしく生活できるインクルーシブなまち

- **横浜にかかわるすべての人が、互いを認め合い、**

横浜に暮らす人はもちろん、訪れる人や働く人も含め、すべての人が互いの人権と尊厳を大切にしながら、支え合って暮らす社会を育てていきます。

- **自由に自分らしく生活できるインクルーシブ<sup>※</sup>なまち**

誰もが、心置きなく自由に、自分の意思で暮らし、働き、訪れるなど、様々な活動に参加できるまちの実現のため、横浜に関わるすべての人が、知識や意識、情報などといったソフトと、施設や設備などといったハードが一体となったバリアフリーの取組を、協力して進めます。

---

※ インクルーシブ:直訳すると「包摂的な」という意味です。「全ての人が受け入れられ、参加できる」、「誰も排除しない(されない)」、「誰一人取り残さない」という意味合いで用いられます。

## 3. ポリシー(理念)

ビジョンの実現に向けて、誰もが「自分のこと」として考え、できることから一步を踏み出せるよう、3つのポリシー(理念)を掲げました。中でも、ポリシー1はすべてのポリシーの土台となる考え方です。

### ポリシー1 違うことは自然なこと (相互理解)

#### 違いを知ること

人はそれぞれ異なる背景や価値観を持っています。お互いのことを知ろうとする姿勢は、偏見や思い込みの壁を取り払い、社会に多様な人がいることへの理解につながります。

#### 互いを認めあうこと

多様な人が共に生きる社会を実現するためには、自分の考えを一方向的に押し付けたり、相手の価値観を否定したりしないことが大切です。違いを受け入れることが、互いを尊重し合う社会の土台となります。

#### それぞれの立場からの関わりを尊重すること

人は年齢、性別、国籍、障害の有無など、様々な立場や能力を持っています。それぞれの立場から社会に関わることを尊重し、誰もが参加できる社会の環境、組織、人のつながりを築いていくことが大切です。



## ポリシー2 まずはやってみる(行動)

### できることから少しずつ始めること

福祉のまちづくりは、特別な人だけが行うものではなく、全ての人が、身近なところから少しずつ始められるものです。大げさなことをしようとしないで構いません。困っている人を見かけたときには、ちょっとした声かけや配慮を意識しましょう。自分から行動することも、困っている人が声を上げることも、どちらも大切です。みんなが、できることから少しずつ「やってみる」ことで、福祉のまちづくりは広がっていきます。



### 対話をする

違いを認め合い、互いの考えに耳を傾けることは、相手への理解を深め、必要な配慮につながる大切な一歩です。こうした対話の積み重ねが、互いを尊重しながら共に生きる「共生社会」を育む土台となります。

### 一緒に活動してみる

様々な人とつながり、共に過ごす事が、自然とお互いの感じ方や考え方を理解する機会になります。こうした関わりが、共生社会の実現に向けた第一歩となります。

## ポリシー3 もっともっとバリアフリー (環境整備)

### バリアフリーを着実に推進すること

今までもバリアフリーは進められてきましたが、誰もが安心して自由に生活できる「環境」を目指して、更なるバリアフリーを着実に進めていくことが重要です。



### 誰にでも届く情報を整えること

バリアフリーに関する情報を集約し、適切に提供することが求められています。アクセシビリティ<sup>※</sup>を意識し、情報を必要とする人に、わかりやすく、確実に届くようにしましょう。

### 利用者の意見を取り入れ、誰もが使いやすい環境を整えること

バリアフリーの実現には、利用する人の声を聞く必要があります。決められた基準を守るだけでは、利用者でなければ分からない問題を見逃してしまいます。様々な人の意見を聞いてみましょう。

※ アクセシビリティ:「近づきやすさ」、「利用しやすさ」などの意味を持つ英単語です。情報技術分野では、身体の状態によらず、情報などを様々な人が同じように利用できる状況のことを指します。

## 4. アクション(行動)

### バリアについて

「バリアフリー」の「バリア」とは、英語で障壁(かべ)という意味です。バリアフリーとは、生活の中で不便を感じる事、様々な活動をしようとするときに障壁となっているバリアをなくす(フリーにする)ことです。

バリアフリーという言葉は、もともとは建築用語として、道路や建築物の入口の段差など物理的なバリア(障壁)の除去という意味で使われてきましたが、現在では、障害のある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしている全ての分野でのバリア(障壁)の除去という意味で用いられます。また、何がバリア(障壁)となるかは、人それぞれに異なります。

### 社会モデルの考え方について

「社会モデル」とは、障害が、個人の機能障害と社会の環境にある様々なバリア(障壁)との関係によって生じるものであり、その障害を取り除く責任は社会にある、という考え方です。

この考え方では、障害の原因は「社会の環境にあるバリア(障壁)」にあると考えます。

たとえば、車いす使用者が建物に入れないのは、その人の身体の状態が原因ではありません。建物の入り口に段差があり、スロープが設置されていないことなど、環境の整備が不十分なことが障害を生み出しているのです。

こうした「社会の環境によるバリア(障壁)」は、障害のある人や高齢者だけでなく、外国人、妊産婦、子どもなど、様々な人に影響を与えます。

社会モデルの考え方に基づいて、社会の側が環境を整えたり、制度や意識を変えたりすることで、誰もが安心して暮らせる「インクルーシブなまち」に近づいていきます。

## 社会の環境にあるバリア(障壁)について (4つの社会的障壁)

### 物理的なバリア

公共交通機関、道路、建物などにおいて、利用者に移動面で困難をもたらす物理的なバリアのことを言います。

#### こんなバリアがあります

- ・路上の放置自転車、狭い通路、急勾配の通路、ホームと電車の隙間や段差、建物までの段差、すべりやすい床、座ったままでは届かない位置にある物など。

### 制度的なバリア

社会のルール、制度によって障害のある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリアのことを言います。

#### こんなバリアがあります

- ・学校入試、就職や資格試験などにおいて、障害があることを理由に受験の機会や免許などの付与を制限するなど。

### 文化・情報面のバリア

情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリアのことを言います。

#### こんなバリアがあります

- ・視覚に頼ったタッチパネル式のみの操作盤、音声のみによるアナウンス。
- ・点字・手話通訳のない講演会。
- ・わかりにくい、難しい言葉など。

### 意識上のバリア

周囲からの心無い言葉、差別、無関心など、障害のある人を受け入れないバリアのことを言います。

#### こんなバリアがあります

- ・精神障害のある人は何をするかわからないから怖い存在とする偏見や犯罪と結びつける発想。
- ・理解せずにかわいそうな存在と決めつけたり、障害のある人に対する高圧的な態度など。

社会の中にある障壁を取り除くためには、様々な方法がありますが、「2.ビジョン」で掲げた「インクルーシブなまち」を実現するには、市民、地域、事業者、そして行政の4者がそれぞれの立場で福祉のまちづくりに取り組むことが大切です。

# 各主体別のアクション

ここでは、具体的にどのような行動をとったらよいか、市民、地域、事業者、行政の4者に分けて、様々な立場から見てください。

## 基本のアクション（共通）

### 想像してみる

困っている人に気づける「福祉のまちづくりのアンテナ」を身につけましょう。

「社会モデル」の考え方に基づいてまちを見渡すと、そこには障害のある人だけでなく、高齢者、妊産婦、外国人など、様々なバリアによって困難な状況にある人たちがいることに気がつくでしょう。こうした視点を持つことで、誰もが暮らしやすいまちづくりに一歩近づくことができます。

### 聞いてみる

問題に気づいたら、次のステップとして、相手とコミュニケーションをとってみましょう。たとえば、同じ車いす使用者でも、困っていることや必要なサポートは一人ひとり異なります。想像だけで行動することなく、「何に困っているのか」「どのようにしたらいいのか」を聞いてみるのが大切です。

### 行動してみる

気づいて、話を聞いたら、次は実際に行動してみましょう。市民・地域・事業者・行政それぞれの立場で、できることから始めます。四者一体となって、福祉のまちづくりを推進します。

## 市民 ～横浜で暮らす人・訪れる人のアクション～

「福祉のまちづくりのアンテナ」でまちを見渡してみましょう。様々なバリアフリーの環境があることに気が付くでしょう。例えば、駅や公共施設にあるエレベーター、歩道に敷かれた点字ブロック、音声案内付きの信号機など。近年、これらの目に見えるバリアフリー整備は着実に増えていますが、「ハード面」だけで、すべてのバリアを取り除くことはできません。こうした設備が誰のために設置されているのかを理解せず、配慮に欠ける行動があると、必要な人が利用できないことがあるからです。

「ハード面」と同じように大切になるのが、「ソフト面」のバリアフリー（心のバリアフリー）です。一人ひとりがマナーを守り、配慮ある行動をとることで、解決できることがあります。「もし自分がその立場だったら」と想像力を働かせ、自分にできる具体的な行動について考えてみましょう。

## 地域 ～地域で活動する人のアクション～

### いろいろな人がいることを知る

わたしたちの地域にはどんな人がいますか？世代、文化的背景、身体的特徴、生活スタイル、考え方など、人には様々な違いがあります。相手の背景や価値観を知るとは、偏見や誤解を減らし、共感や尊重の気持ちを育むきっかけになります。「ふくまちのアンテナ」で、わたしたちの「地域」を見渡してみましょう。情報が届いていない人、声を上げにくい人、孤立している人など、配慮が必要な人がいるかもしれません。

### 一緒に活動する

誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるには、住民同士が協力し合い、誰もが安心して暮らせる地域を築いていくことが大切です。そのためには、地域で「一緒に活動すること」が欠かせません。日々の小さなアクションが、地域のつながりを深め、支え合えるまちづくりにつながっていきます。

近年その重要性が一層高まっている防災の観点では、避難所の運営や安否確認などにおいて、日頃からの関係づくりが非常に重要です。誰もが気軽に参加できる活動の場を築きながら、いざという時にも、地域全体で支え合える仕組みを目指しましょう。



### ふくまちガイド（別冊）アクション編

市民、地域、事業者の皆さんが実践できる具体的な行動については、別冊で事例を交えながら詳しくご紹介しています。ぜひ、あわせてご覧ください。

QRコード

# 事業者 ～横浜で働く人や事業者のアクション～

提供するサービスや施設に、バリアを生み出さないこと、そして、既存の建物などバリアが生じてしまっている場合は、それらを解消することが大切です。以下のような取組を通じて、インクルーシブなまちの実現を推進しましょう。

## ちょっとした工夫・行動（合理的配慮）

「合理的配慮の提供」とは、障害のある人などから「利用しにくい」「働きにくい」など、改善の申し出があったときに、事業者などが過度な負担のない範囲で行う、変更や調整のことです。

サービス利用者と直接接する従業員など、現場で“働く人”と、サービスの提供元である“事業者”それぞれの立場で、“合理的配慮”の提供についてどのような取組ができるか考えましょう。事業者の立場では、必要な備品を揃えたり、従業員への研修の実施など、環境を整えることが大切です。“働く人”の立場では、当事者と話し合いながら、どんな対応が必要かを一緒に考えていく「建設的な対話」が重要です。ちょっとした工夫で個々のニーズに応えられることも多くあります。お互いに話し合い、理解し合いながら、対応案を検討しましょう。

## 様々な意見を取り入れたバリアフリー（当事者参画）

障害のある人や高齢者だけでなく、外国人、妊産婦、こどもなど、様々な人が使いやすいサービスや施設の設計・運営には、当事者の意見を取り入れることが重要です。事業者にとっては、様々な当事者の声を聞くことで、実際のニーズを知ることができ、より使いやすい、実現可能な計画につながります。一方、当事者にとっても、自分にとって何が障害となっているかを直接伝えることで、納得のいくサービス・施設整備が期待できます。

このような「当事者参画」を進めるには、事業者と当事者が対話を重ね、お互いの立場や事情を理解しながら、一緒に課題に対する解決策を考えていくことが大切です。サービスや施設が完成した後では、変更が難しく、使いづらいままになってしまうこともあります。よかれと思って整備したものが、実際には使えない…そのような事例も少なくありません。できるだけ早い段階で声を聞き、使う人の視点に立った、実効性のあるバリアフリーを実現しましょう。

## アクセシブルな情報（情報提供）

施設を利用する前に、必要な情報を知ることができれば、移動や利用に対する不安が減り、安心して施設を使えるようになります。ホームページなどでの情報提供は、その第一歩です。なお、ホームページは誰もが情報を得られるように、デジタル庁のウェブアクセシビリティ導入ガイドブック<sup>\*</sup>に則って制作しましょう。

障害のある人や高齢者だけでなく、外国人、妊産婦、こどもなど、様々な人が必要な情報にアクセスできるよう、音声、点字、手話、やさしい日本語、イラストなど、様々な手段を組み合わせた情報提供を心がけましょう。また、事前の情報提供だけでなく、現場での情報支援も大切です。

<sup>\*</sup>ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック：「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の実現のため、デジタル庁が作成したガイドブックです。専門知識がなくても理解できるよう、図解や平易な言葉で構成され、ウェブアクセシビリティの基本的な考え方や取り組み方を、ゼロから学べる内容となっています。

## 行政 ～横浜市のアクション～

行政は、共生社会の実現に向け、制度や仕組みを整え、その方向性を示す役割を担っています。実現に向けては、「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、施設や設備の整備といった“ハード面”の対応に加え、教育や啓発活動など“ソフト面”からの働きかけも重視し、制度と意識の両面から福祉のまちづくりを推進していくことが求められます。

〈ハード面のバリアフリー化推進〉

### 施設整備の質の確保 ～事前協議による施設整備の支援～

横浜市福祉のまちづくり条例に基づき、指定施設の新築・増築・改築・用途変更等を行う際には、横浜市と事業者との間で事前協議を実施します。この協議では、条例で定める整備基準の遵守状況を確認し、建築物や道路、公園、駅などの公共交通機関の施設が、誰にとっても安全で使いやすいものとなるよう、必要に応じて助言・指導を行います。

### 公共交通機関のバリアフリー化の促進 ～鉄道駅舎、路線バスのバリアフリー化～



鉄道駅舎へのエレベーター整備や、ノンステップバスの導入に対する経費補助を通じて、市内の公共交通機関のバリアフリー化を促進しています。これにより、すべての人が移動しやすい環境づくりを進めています。

〈ソフト面のバリアフリー化推進〉

### 合理的配慮の提供の促進 ～合理的配慮の提供に関するチェックリストの導入～

令和7年6月から、事前協議の際に「合理的配慮の提供」に関するチェックリストの提出を求めています。このチェックリストは、必要な環境整備や合理的配慮の提供を実践する際に重要となる建設的対話の流れなどを確認するものであり、事業者が合理的配慮を適切に提供できるよう行政が支援する仕組みです。

### 共生社会の意識を育む教育・啓発活動の展開 ～こどもリーフレットの作成・配布～



障害の社会モデルの考え方を学び、共生社会の実現に向けた意識づくりをこどもの頃から育むことを目的に、小学生向けに「みんなちがってあたりまえ」こどもリーフレットを作成・配布しています。

また、学校での活用を支援するため、教員向けの指導資料も提供し、教育現場と連携して共生の意識を育てる取組を進めています。

QRコード

## バリアフリーのまちづくりの推進 ～横浜市バリアフリー基本構想の推進～

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、駅及び駅周辺地区を対象に重点的・一体的にバリアフリー化を進めるため、関係事業者と連携して、バリアフリー化を進めるための基本計画である「バリアフリー基本構想」の策定を進めています。

## 災害時要援護者支援体制の構築 ～ガイドや手引きを活用した支援～

障害のある人や高齢者など、自力での避難が困難な方の円滑な避難支援のため、地域住民や関係機関と連携しながら、平時からの備えと災害時の共助体制の構築を促進しています。その一環として、災害時要援護者本人と家族及び支援者の取組のポイントをまとめた「災害時要援護者支援ガイド」や、地域で支え合う体制づくりのポイント、避難支援や安否確認の具体的な取組などを整理した「共助による災害時要援護者支援の手引き」を作成しています。



災害時要援護者支援ガイド

共助による災害時要援護者支援の手引き

## 地域課題に対応する包括的な福祉保健施策の推進

### ～横浜市地域福祉保健計画の策定・推進～

「誰もが安心して自分らしく暮らせるよこはま」の実現に向け、市民や関係機関・団体、支援機関と協働し、地域福祉保健計画を策定・推進しています。令和6～10年度の計画では、身近な地域で支えあう仕組みづくり、地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり、多様性を尊重した幅広い市民参加の促進など、地域福祉保健の推進に向けた包括的な施策を展開しています。



## 障害者施策の統合的推進 ～横浜市障害者プランの策定・推進～

「第4期横浜市障害者プラン(令和3年度～令和8年度)」は、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す」の実現を基本目標として掲げ、横浜市の障害福祉施策に関する中長期的な計画として、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の3つの法定計画を一体的に策定しています。



## コラム：国際イベントにおけるアクセシビリティの確保

～2027年国際園芸博覧会 アクセシビリティ・ガイドラインの策定～令和9年(2027年)開催予定のGREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)では、誰もが安全・快適に参加できるよう、国・地域、文化、人種、性別、世代、障害の有無などに配慮したアクセシビリティ・ガイドラインを、様々な当事者の意見を反映しながら策定するなど、イベントの企画段階からインクルーシブな視点を取り入れています。



## 5. 参考資料

### (1) 福祉のまちづくりのあゆみ

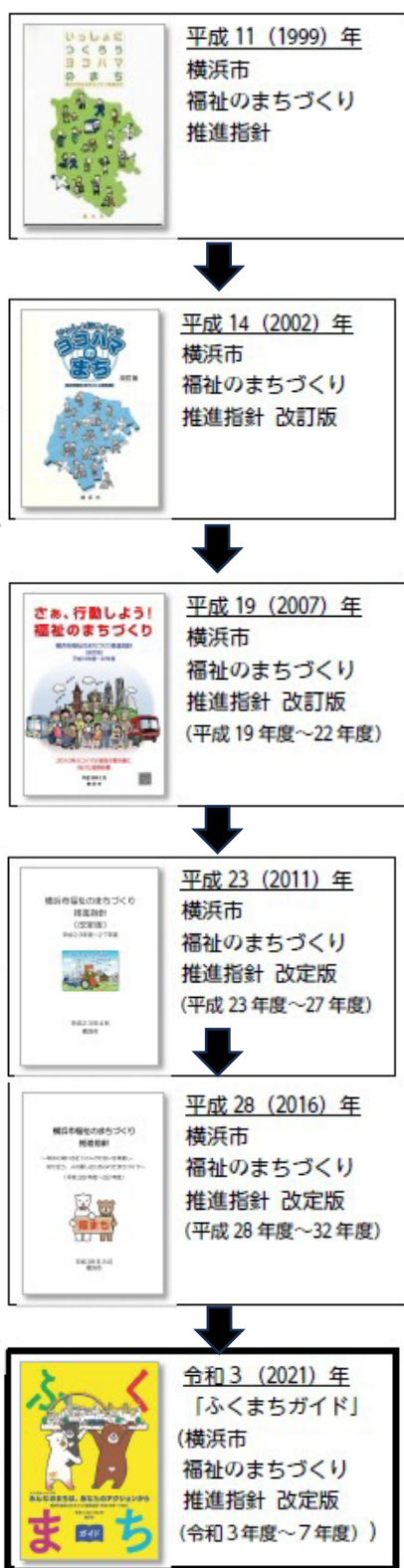
#### ア 全国における福祉のまちづくり

作成中

#### イ 横浜における福祉のまちづくり

作成中

## ウ 横浜市福祉のまちづくり推進指針



作成中

\*横浜市福祉のまちづくり条例：横浜に関わる全ての人々が安心して、自らの意思で自由に行動でき、様々な活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現のための基本的施策を定めたものです。「暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を基本理念としています。

## (2)福祉のまちづくりの背景

### 横浜市を取り巻く近年の状況.

- 人口の減少

「横浜市将来人口推計」では、横浜市の人口は令和3(2021)年の約 377.9 万人をピークに、2070 年には約 301.3 万人と約2割減少すると推計されています。

- 超高齢化

令和7(2025)年3月末時点における 65 歳以上の高齢者の割合は約 29.4%と、約 3.3 人に1人が高齢者です。このうち 75 歳以上の後期高齢者が約 55.5%を占めています。

- 地域のつながりの変化

自治会町内会の加入率や近隣との関係性(親密な付き合い)の低下が見られます。

<自治会町内会加入率>

平成 25(2013)年 76.6% → 令和 5(2023)年 67.7%

<近隣との関係性(親密な付き合い)の変化>

平成 25(2013)年 13.8% → 令和 5(2023)年 9.0%

- 市民の多様化・多文化共生

横浜市に在住する外国人の数は約 12.7 万人(令和 7 年3月末時点)と、25 年前(平成 12(2000)年)と比較して、約 2 倍に増えています。

### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

- 「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」のいわゆる「社会モデル<sup>※1</sup>」の考え方に基づき、平成 28(2016)年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されました。令和 6(2024)年 4 月には、人権と尊厳を尊重する共生社会<sup>※2</sup>の実現を促進するため、事業者による「合理的配慮の提供<sup>※3</sup>」の義務化などの改正が施行されています。

- 横浜市では、「横浜市福祉のまちづくり条例<sup>※4</sup>」や「横浜市障害を理由とする差別に関する相談対応等に関する条例<sup>※5</sup>」などを定め、共生社会の実現に向けた取組を推進しています。

---

※1 社会モデル: 障害は、病気や外傷などから生じる個人の問題ではなく、その人を取り巻く環境が生み出している考え方。(⇒12 ページ)

※2 共生社会: 誰もが互いの人格や個性を尊重し、支え合いながら、多様な人々が共に暮らし、参加し、活躍できる社会

※3 合理的配慮の提供: 障害のある人が社会の中で直面する障壁(バリア)を取り除くために、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。(⇒13 ページ)

※4 横浜市福祉のまちづくり条例: 横浜に関わる全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的に、福祉のまちづくりに関する基本的事項を定めた条例。(平成9(1997)年策定)

※5 横浜市障害を理由とする差別に関する相談対応等に関する条例: 障害を理由とする差別に関する相談の対応、あっせんの手続きなどを定めることで、差別に関する紛争の防止や解決を図ることを目的とした条例。(平成 28(2016)年策定)

## 持続可能な開発目標(SDGs)

- 国際連合では、令和 12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」を定めています。その中で「誰一人取り残さない(Leave no one behind)」ことを誓っています。
- 横浜市では「ヨコハマSDGsデザインセンター※」を設置し、課題解決に向けて多様な主体が連携して取り組んでいます。

## 福祉のまちづくりの課題

福祉のまちづくり推進指針(令和3年度～7年度)では、ヒアリングやアンケートなどから「多様性の理解促進」「情報発信方法の工夫」「バリアフリー施設の利用マナー向上」「施設のバリアフリー化」に取り組むべき課題として掲げました。これらは、一過性のものではなく、継続的に向き合うべきテーマです。これらの課題を、直近の社会背景も踏まえて、改めて整理しました。

- 理解の促進  
福祉のまちづくりは、障害のある人、高齢者、子育て中の人、外国人など、「特定の人のため」ではなく「すべての人のため」の取組です。誰もがその人らしく暮らし、相互に理解しお互いを尊重しあえるよう主体的に関わるのが大切です。
- 行動の促進  
福祉のまちづくりは、行政や専門家だけが担うものではなく、市民一人ひとりの「気づき」と「行動」によって支えられるものです。市民一人ひとりが「自分のこと」として行動することが、まちを変える力になります。
- バリアフリー化の促進  
段差の解消や設備の整備といった物理的な障壁(バリア)だけでなく、制度や慣習、情報、意識における障壁(バリア)の除去も含めた包括的な取組が必要です。  
そのためには、関係者における理解と多様な人々の声を反映できる機会を設けるのが大切です。

---

※ ヨコハマSDGsデザインセンター:横浜市と民間事業者が共同で設立・運営する組織で、SDGs の達成に向けて、市内外の多様な主体が持つニーズとシーズをつなぎ合わせ、横浜における環境・経済・社会的課題を解決するための中間支援組織。

### (3)横浜市福祉のまちづくり推進指針

(令和8年度～12年度)策定の流れ

作成中

#### (4)横浜市福祉のまちづくり推進会議・小委員会委員名簿

作成中

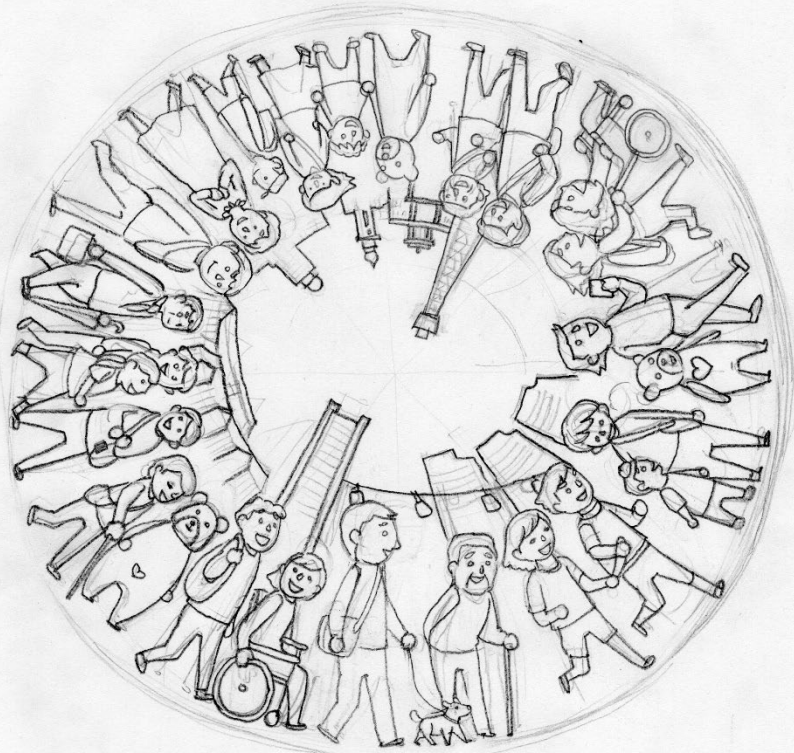
## (5)お問い合わせ先

作成中

作成中

# 裏表紙

ふく



ま ち

ガイド

別冊 アクション編

インクルーシブな

みんなのまちは、わたしたちのアクションから

# 「横浜市福祉のまちづくり推進指針」とは

福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針です。皆様に親しんでいただけるよう、「ふくまちガイド」という愛称をつけました。

本冊子は「ふくまちガイド（別冊）アクション編」として、ふくまちのビジョン・ポリシーに基づき、市民、地域、事業者それぞれが、自分の立場でできることを見つけ、行動に移すきっかけとなるよう、より実践的なアクションについて掲載しています。

## ビジョン(未来像)

横浜にかかわるすべての人が、互いを認め合い、自由に自分らしく生活できるインクルーシブ<sup>\*</sup>なまち

## ポリシー(理念)

ポリシー 1 違うことは自然なこと

ポリシー 2 まずはやってみる

ポリシー 3 もっともっとバリアフリー

## アクション(行動)

市民、地域、事業者のアクションと参考となる事例を掲載しています。

**横浜で暮らす・訪れる人のアクション**

**地域で活動する人たちのアクション**

**横浜で働く人や事業者のアクション**

**まちにはどんな人がいる？**

高齢者、障害者、子育て中の人、外国人、性的少数者などの特性を紹介しています。

---

<sup>\*</sup>インクルーシブ：直訳すると「包括的な」という意味です。「すべての人が受け入れられ、参加できる」、「誰も排除しない（されない）」、「誰一人残さない」という意味合いで用いられます。

## まちにはいろいろな人がいます



### ○みんなで進める福祉のまちづくり

福祉のまちづくりは、特定の人のためではなく、地域に関わるすべての人のための取り組みです。そこに暮らす人、働く人、訪れる人——それぞれが「自分のこと」として捉え、できることから行動することが、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりにつながります。

### ○気づきと対話がつなぐ社会

「こうあるべき」「これが普通」といった思い込みは、多様な人の参加を妨げることがあります。年齢や性別、国籍、障害の有無などの違いは、社会に自然に存在するものです。

対話を通じて多様な視点に触れることで、見えなかった課題に気づき、違いを認め合う姿勢が広がります。それぞれが自分らしく関われる社会を築いていきましょう。

## 横浜で暮らす・訪れる人のアクション

一人ひとりがマナーを守り、配慮ある行動を心がけることが、インクルーシブなまちの実現につながります。「もし自分がその立場だったら」と想像力を働かせ、自分にできる具体的な行動について考えてみましょう。

### ■ エスカレーターで

○エスカレーターは2列で立ち止まって  
ご利用ください。

けがや障害のある人、こども連れの人など、様々な人が安心して利用できるよう、利用マナーを守りましょう。

エスカレーターでの歩行や、右側を空ける習慣は、安心して利用できない原因になります。



### ■ エレベーターで

○混雑時は、譲り合ってください

エレベーター以外での移動が困難な人を優先し、譲り合ってください。階段やエスカレーターで移動できる人はそちらをご利用ください。

○扉付近で立ち止まらず、奥へ詰めてご利用ください

車いすやベビーカーなど、広いスペースが必要な人がスムーズに乗降できるよう、扉付近に立ち止まらず、奥へ詰めてご利用ください。



## ■横断歩道で

### ○信号の変化に気づきにくい人がいます

信号が見えづらかったり、音響信号が聞こえにくい人がいます。特に、音響信号のない横断歩道や歩車分離式、スクランブル交差点では、「今はまだ赤です」「信号が青になりましたよ」と声をかけましょう。



### ○歩道と車道の境界が分かりづらいことがあります

点字ブロックは、視覚に障害がある人の大切な道しるべです。点字ブロックの上に立ったり、物を置いたりしないようにしましょう。

## ■電車の中で

### ○座席を必要としている人に席を譲りましょう

外見では分かりづらい障害のある人もいます。ヘルプマークを見かけたら席を譲りましょう。ペースメーカー使用者への電波の配慮もお願いします。



### ○車内での会話は控えめに

大きな音や特定の音に敏感な人がいます。イヤホンの音漏れや、会話の声の大きさなど、周囲に配慮しましょう。

### ○困っている人を見かけたら声をかけましょう

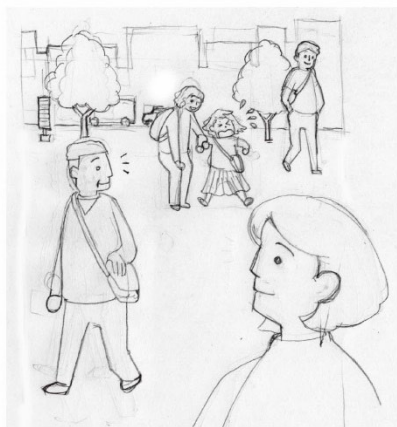
電車には、障害のある人、高齢者、外国人、妊産婦、子どもなど、様々な人が乗車しています。困っている様子であれば、「お手伝いしましょうか?」と、声をかけてみましょう。

## ■ まちなかで

発達障害や知的障害のある人は、環境の変化や予測できない状況に強い不安を感じることがあります。音や刺激に敏感に反応することもあり、周囲の理解が大切です。

### ○ まちなかで見かけたら

困っている様子であれば、「お困りですか」と、短く直接的な言葉でゆっくり声をかけましょう。過度な反応がある場合は、落ち着くまでそっと見守りましょう。



## ■ 道で

「聞こえていないかもしれない」「見えていないかもしれない」という視点を持つことが大切です。

### ○ 音では気づけないことがあります

ベルやエンジン音が聞こえない人もいます。「聞こえているはず」と思い込まず、後方から接近する際は注意しましょう。



### ○ 気づかない人がいたら、そっとサポートを

緊急車両などに気づいていない様子なら、まず声をかけ、反応がなければ、ゆっくり視界に入り、緊急車両の方を指し示す動作をするなどして、やさしく伝えてください。

## ■トイレで

### ○バリアフリートイレが必要な人とは？

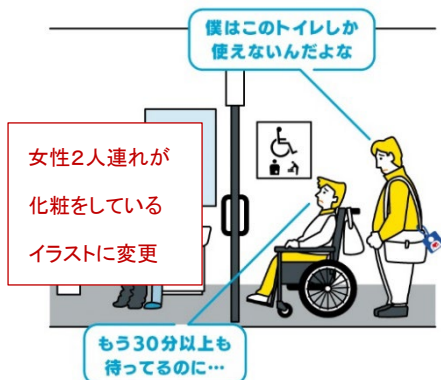
車いす使用者：回転できる広いスペースと手すりが必要です。

オストメイト：装具の交換や洗浄のため、専用の設備が必要です。

介助が必要な人・乳幼児連れ：おむつ交換や着替えのため、大型ベッドなどの設備が必要です。

### ○本当に必要な人が使えるように

ここでしか用を足せない方のため、必要でない方は一般トイレをご利用ください。便座や大型ベッドは、使用後に必ず元の位置に戻しましょう。出しっぱなしは移動や利用の妨げになります。



## ■駐車場で

### ○本来の利用対象者以外は利用を控えましょう

車いす使用者用駐車区画や優先駐車区画<sup>※1</sup>を本来の利用対象でない人が使用すると、必要な人が利用できなくなってしまいます。

### ○外見からは分かりづらい障害もあります

内部障害や妊産婦など、外見では分かりづらい事情を抱えている人もいます。こうした人達が気兼ねなく利用できるよう、パーキング・パーミット制度利用証<sup>※2</sup>の掲示を推進しています。理解と配慮をお願いいたします。



※1 優先駐車区画：施設の入口近くに設けられた移動に配慮が必要な人（妊産婦、内部障害のある人など）のための一般幅の区画

※2 パーキング・パーミット制度利用証：「歩行が困難」または「移動の際に配慮が必要な方」に交付し、駐車時に掲示することで、安心して駐車できるようにするためのものです。

## 地域で活動する人たちのアクション

福祉のまちづくりには、住民同士が協力し合い、誰もが安心して暮らせる地域を築くことが大切です。そのためには、地域にどのような人が暮らしているかを知り、一緒に活動することが大切です。特に災害時には、避難所運営や安否確認など、日頃からの関係づくりが欠かせません。誰もが気軽に参加できる場をつくり、地域全体で支え合う仕組みを目指しましょう。

### ■いろいろな人がいることを知る

#### ○どうやって知る？

##### ・日常的な会話

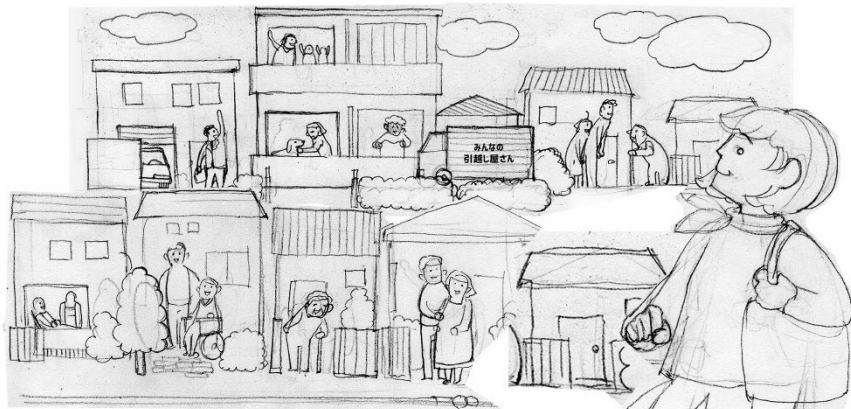
挨拶やちょっとした会話などを通じて、地域の人々の暮らしや困りごとを自然に知ることができます。顔のみえる関係を築くことで信頼が生まれ、話づらいことも聞けるようになります。こうした会話の積み重ねが、地域のつながりを深め、支援が必要な人に気づききっかけにもなります。

##### ・アンケートや聞き取り調査

アンケートは多くの人の意見を集めるのに有効で、聞き取り調査は個々の生活や思いを深く知るのに適しています。両方を組み合わせることで、地域の全体像と個々の声を把握できます。

##### ・地域行事を通じて

清掃活動や祭りなど、地域の様々な行事を通じて、地域に暮らす様々な人を知ることができます。これにより、以前はよく見かけていたのに、最近顔を見かけなくなった人など、孤立しがちな人や支援が必要な人に気づくことができます。



## ■ 一緒に活動する

### ○みんなが関われる地域活動のために -より多くの人に参加しやすくするための視点-

#### ・ 顔の見える関係づくり

地域のイベントや集まりを通じて、住民同士の交流を深めましょう。日常の挨拶やちょっとした会話も、信頼関係を築く大切なきっかけになります。

#### ・ 地域の課題を共有する

「困っている人はいないか」「どんな支援が必要か」など、地域の困りごとを話し合う場を設けましょう。みんなで支え合える関係性を築くことが、安心して暮らせる地域づくりにつながります。

#### ・ 小さなアクションから始める

ごみ拾いや、見守り活動など、誰でも気軽に参加できる活動から始めましょう。無理なく関われる活動が、継続的な参加につながります。

#### ・ 地域活動の見直しと工夫

「参加しない人が悪い」と考えるのではなく、「どうすれば参加しやすくなるか」という視点で活動を見直すことが大切です。参加できない理由を想像してみましょう。



## 地域が主体の防災活動の事例

### ピンチをチャンスに！減災共助の会

自然災害の危険性が高まる中、障害のある人、高齢者、妊婦・乳幼児や外国人など、様々な人たちの避難が想定され、避難所での共同生活等の対応が課題となっています。こうした状況の中、地域において日ごろから助け合える関係を目指して、活動しています。

#### 〇ポイント

- ・ 障害のある人とその支援者、高齢者、子育て世帯、外国人団体など、地域住民、事業者、行政がそれぞれ協力して活動しています。
- ・ 災害時に被害を受けやすい障害のある人や高齢者などが講座の講師を務めるなど、地域とかかわりを持ちながら、減災活動の担い手として活動しています。

#### 〇活動内容

##### ◆ 災害時要援護者理解講座の実施（いろいろな人がいることを知る）

- ・ 発達障害理解講座「みんなちがってあたりまえ」
- ・ 高齢者理解講座「認知症サポーター養成講座」
- ・ 聴覚障害者理解講座「聴覚障害の理解と手話」
- ・ 精神障害理解講座「精神疾患・精神障がいの理解」
- ・ 外国人理解講座「せやくの がいこくじんを しろう！」
- ・ 妊産婦・乳幼児理解講座「子連れの避難、周囲はどうする？」

##### ◆ 実践的な避難所体験（一緒に活動する）

【自助】段ボールを用いた議事避難所体験イベントを開催

【共助】多様な人の視点から減災を進めていけるよう、地域防災拠点における避難訓練に参加。障害の有無関係なく、発災前後に何ができるのかを探る



# 横浜で働く人や事業者のアクション

インクルーシブなまちの実現のため、すべての人が使いやすいサービスや施設の提供が求められます。バリアを生み出さないこと、そして、既存の建物などで、バリアが生じてしまっている場合は、それらを解消することが大切です。

## ■ 合理的配慮の提供

障害者差別解消法により、行政・事業者に対し、「合理的配慮の提供」が義務付けられました。障害のある人などからの申し出に対し、事業者が過度な負担のない範囲で行う適切な調整のことです。物理的なバリア（障壁）や制度、慣習、偏見による不平等をなくし、誰もが同じように施設を利用・移動できるようにすることが目的です。

### ステップ 1：障害のある人等からの申し出

障害者差別解消法では、障害のある人などから申し出があった場合としていますが、実際には困っていることを伝えることが難しい人もいますので、こちらから声を掛けることも大切です。この際、コミュニケーションの方法は人それぞれであることに注意する必要があります。

### ステップ 2：ニーズの確認

相手の申し出内容をよく確認することが重要です。それにより柔軟な対応が可能になることもあります。

### ステップ 3：建設的対話

障害のある人などと事業者や関係者などが互いの情報や意見を交換し理解し合いながら、一緒に解決策を見つけるためのコミュニケーションです。障害者などから提案された方法が難しい場合も対話を重ねて他の方法を検討していきます。

### ステップ 4：合意の形成と合理的配慮の提供

互いに納得できる解決策を見つけたら、その内容に沿って必要な配慮を行いましょう。

## ■ 合理的配慮を的確に行うための環境整備

合理的配慮が的確に行えるよう、様々な利用者を想定して行う事前の改善措置のことです。例えば簡易スロープのようなバリアフリー化に必要な備品の準備や情報提供の工夫、従業員向けの研修などがこれにあたります。

## ■当事者参画の実施

すべての人が使いやすいサービスや施設をつくるには、障害のある人や高齢者だけでなく、外国人、妊産婦、子どもなど、様々な人（当事者）の意見を取り入れることが重要です。事業者は、当事者の声を聞くことで本当のニーズを把握でき、より使いやすく細やかな計画が立てられます。

当事者にとっても、自分の困りごとなどを伝えることで、納得できるサービスや施設づくりにつながり、他の当事者のニーズを知る機会にもなります。

## ○参画のタイミング

可能な限り、早い段階から当事者参画を開始することが求められますが、特に基本設計や実施設計の段階では、より具体的な意見を求めることができます。

	期待できる効果
基本構想	コンセプトを決める段階で、ユニバーサルデザインを目標に加えるなど、方針を共有できます。
基本計画	設備等の配置・規模・形状などを決める段階で当事者から意見を求めることができます。
実施設計	より詳細な図面等を用いて設備内容を説明することで、それらについて意見を求めることができます。また施設利用にあたって重要な案内設備等についても意見をもらい、反映することができます。
施 工	設計変更が難しくなるため、可能な限りの対応となりますが、設備や案内サインの位置等の修正が可能です。また現地での確認が可能な段階では、これまでの意見がどのように反映されたかを共有することができるほか、設備の運用についても意見を求めることができます。
事後検証	竣工後も当事者からの意見を求めることで、運用面での工夫や改修計画への反映ができます。

## ○当事者参画の実施にあたって

### ◆共通事項

事業者と当事者が協力して、「みんなにとって使いやすい、よりよい施設」を作るとともに目指すという意識を共有し、「当事者参画」を実施しているという認識をもって臨むことが大切です。

### ◆事業者に求められること

事業者は、専門用語を避け、図面に不慣れな人にも配慮しながら、当事者に分かりやすく説明することが求められます。また、情報の受け取り方は人それぞれ異なるため、事前に本人に適切な伝え方を確認することが大切です。

当事者の意見には、実現方法をよく検討し、難しい場合も代替案を示すなど、できる限り反映する姿勢が求められます。

### ◆当事者に求められること

当事者は、事業者側に様々な制約があることを理解し、自身を含む同様な立場の人のニーズを伝えるだけでなく、実現方法をともに考える姿勢が大切です。建設的な対話を心がけ、他の当事者の意見にも耳を傾け、理解し合うことが求められます。



## ■ アクセシブルな情報提供

アクセシブルな情報提供とは、情報を必要とする人に、その人に合った方法で届けることです。例えば、視覚障害のある人には音声、外国人にはやさしい日本語のように、その人に分かりやすく、伝わりやすい方法で情報を届けることが大切です。事業者や働く人がこれを実践することで、誰もが安心して外出し、施設を利用できるまちづくりにつながります。

### ○事前の情報提供

施設のエレベーター、トイレなどのバリアフリー設備、利用可能なサービス、対応言語、混雑状況、授乳室やベビーカー対応の有無などをホームページやSNSを活用し、事前にわかりやすく発信することで、利用者の不安を軽減し、安心して訪れてもらうことができます。

### ○現地での情報提供

施設や店舗を訪れた際、案内表示が見えづらい、スタッフに声をかけづらいなどの障壁があると、利用が難しくなります。誰にでもわかりやすい表示や動画、音声案内、ピクトグラムを活用、スタッフによる丁寧な声かけなど、現地での情報提供も重要です。



## 合理的配慮の提供の事例

ここでは、合理的配慮の事例をいくつか紹介します。同じ障害名でも必要な配慮は人によって異なるため、**実践にあたっては、当事者との建設的な対話を通じて、個々に最も適した配慮を検討してください。**

### 聴覚障害者や知的障害者への合理的配慮の提供の一例

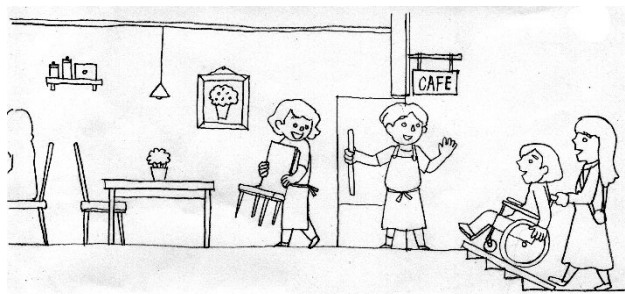
窓口で、聴覚に障害のある人から質問を受けました。手話での対応が難しかったため、職員が筆談で、タブレットによる文字入力でのコミュニケーションを提案し、了承を得ました。

また、知的障害のある人から「書類の内容が分からないので教えてほしい」と申し出がありました。口頭で説明しましたが伝わらなかったため、ふりがな入りの資料を提供するとともに、職員がやさしい日本語で、図やイラスト、コミュニケーションボードを使った案内を提案し、了承を得ました。



### 車いす利用者への合理的配慮の提供の一例

店舗の入口に段差があり、車いす利用者が入店できない状況でした。そこで、店員が簡易スロープを設置し、スムーズな入店を支援しました。また、テーブルに設置された椅子を移動してスペースを確保し、車いすのまま着席できるよう配慮しました。



## 合理的配慮を的確に行うための環境整備の事例

### 横浜美術館における環境整備の事例

#### ○備品・設備の用意

横浜美術館のグランドギャラリーには階段状のスペースがあり、従来は階段のみでのアクセスとなっていました。そのため、車いす使用者からの要望が寄せられていました。これを受けて、美術館では車いす対応の階段昇降車を設置し、従業員向けの操作講習を実施するなど、環境の整備を行いました。



#### ○手話によるご案内（日本語字幕・音声ガイド付き）

横浜美術館では、聴覚障害者向けに施設紹介の手話映像を用意しています。親子の手話ナビゲーターが、展覧会の鑑賞、ワークショップへの参加、カフェや休憩スペースの利用など、美術館の様々な楽しみ方を紹介しています。

#### ○「Social Story 初めて美術館に行きます。横浜美術館」

発達障害のある人をはじめ、初めて訪れる人や利用に不安を感じる人に向けて、絵や写真、わかりやすい文章で横浜美術館を紹介する社会学習ツールを公開しています。

## 鉄道駅係員研修の事例

合理的配慮の提供の事前準備の一つとして、接客にあたるスタッフの研修も重要です。ここでは、横浜高速鉄道みなとみらい線の駅係員の職員研修の事例を紹介します。

### ○概要

参加者は、声が出せない人・障害のない人・視覚に障害のある人の役を演じ、声以外の方法で伝言を伝える協力型ゲームに取り組みました。このほか障害のある人の「ありがちな体験」を紹介し、どうすべきだったかを議論しました。

### ○取組のねらい

#### ◆非音声コミュニケーションの難しさを体感すること

声が出せない人は、身振りや筆談などで伝える必要がありますが、視覚に障害のある人には伝わりにくく、情報が届かないことがあります。

#### ◆無意識の排除に気づくこと

声が出せない人と障害のない人のやりとりが中心になり、視覚に障害のある人が取り残される場面から、特定の人が意図せず排除される現実気づきます。

#### ◆協力と配慮の重要性を理解すること

3人が互いの状況を理解し、工夫して協力することで、誰もが安心して利用できるサービスのあり方を考えるきっかけになります。



## 当事者参画の実施の事例

### 小柴自然公園インクルーシブ遊具広場の整備の事例

障害があってもなくても誰もが遊べる広場にしたいという願いから、インクルーシブ遊具広場のプロジェクトははじまりました。

#### ○ヒアリングについて

障害者団体や子育て支援団体、特別支援学校など多様な団体にヒアリングを実施しました。最初は「こんな公園だったら」「こんなことがしたい」「できなくて困った」ことなど大きなイメージを共有することから始めました。その後も複数回にわたり意見交換などを実施し、設計に反映していきました。

#### ○基本コンセプト

ヒアリングを重ねて、「すべての子どもが同じ空間で体験や景観を共有できる」という基本コンセプトがまとまりました。特性が異なる子どもたちが、「同じこと」はできなくても「今日は公園で遊んで楽しかった」という体験を共有できることを目指したものです。

#### ○インクルーシブ遊具広場の整備から得られたポイント

##### ◆できるだけいろいろな人に話を聞いてみること

障害のある人や高齢者、子ども、子育て中の人、外国人などできるだけいろいろな人に話を聞くことが大切です。中には声を上げづらい人もいることを認識しておくことが大切です。

##### ◆できるだけ早い段階で話を聞くこと

計画や設計など早い段階で話を聞くことで、対応できることも増えます。後からの対応になると、費用も時間もかかってしまいます。

##### ◆意見は違って当たり前、言葉を尽くして議論すること

意見を聞くことは、その通りにすることではありません。整備する自分たちの意見も含めて、聞いて、説明してできるだけ最適に近い答えを出すことが大切です。

#### ○今後に向けて（2期・3期と続く整備に向けて）

今回の整備で得られた効果検証の結果や知見を次期整備に活かし、早期から多様な声を取り入れながら、対話と改善を重ねて、より使いやすく親しみやすい施設づくりを目指します。

◆障害があってもなくても誰もが遊べる遊具の整備



【参加者からの意見】

- ・体を動かすことが得意な子もいる
- ・全員がすべての遊具を同じに使えなくてもよいのでは

【こんな風に変えました】

大型複合遊具など、高難易度で挑戦しがいがある遊具と障害のある子が遊べる遊具を併設しました

◆より広いスペースを備えた駐車区画



【参加者からの意見】

車室が短く、介助用スロープを使用すると車路にはみ出してしまい危険

【こんな風に変えました】

一般的な車いす使用者用区画より長い車室を整備し、降車後もグリーンベルトで安全に移動できるスペースを確保しました

◆分かりやすい案内サイン



【参加者からの意見】

分かりやすい案内・サインで、公園の利用をめぐるトラブルが起きないようにしてほしい

【こんな風に変えました】

障害があってもなくても誰もが遊べることを明記した案内や、交代の目安となる時間や回数を具体的に示したサインを設置しました

## 横浜美術館の什器・サイン整備の事例

横浜美術館では、大規模改修にあわせて、受付カウンターやテーブルなどの什器やサインについて、インクルーシブなデザインの考え方を取り入れて設計を検討しました。その過程で、様々な特性を持つ人たちに意見を聞くワークショップを行いました。

### ○模型を用いた意見交換

- ・設計段階で意見を聞く場合、図面や小さな模型では、空間をイメージしたり使い勝手を想像するのは非常に難しいと考えられます。この事例では、テーブル、椅子、受付カウンター、展示ケース、看板（サイン）などについて、段ボールで作成した原寸大の模型を作成し意見を聞きました。
- ・原寸大の模型は、実際に大きさや高さなどの寸法を実感できるので、什器の細部や材質などにも質問が出て、非常に具体的な意見が多く出されました。
- ・このほか、フリースペース全体の 1/50 の模型も提示され、図面だけでは把握しにくい空間の全体像を参加者が理解するのに役立ちました。

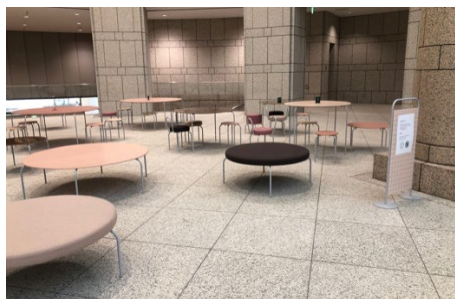
### ○多様な特性を持つ人々による意見交換

- ・ワークショップでは、次のような障害や特性を持つ人々と意見交換を行いました。  
車いす使用者（手動・電動）、視覚障害者（全盲・弱視）、杖使用者、聴覚に障害のある人、知的障害のある人、高齢者、ベビーカー利用者、子ども
- ・参加者は、自分とは異なる特性を持つ人の意見を聞くことで互いに気づきが得られ、他の特性を持った人達に配慮する意見が多数聞かれました。
- ・主催者側も、多様なニーズがあると同時に、共通の意見もあることがわかり、様々な特性を持つ人たちが一緒に利用する場面を具体的にイメージすることができました。



## ○設計に反映された主な意見

- ・什器の配置や間隔は、大きめの車いすやベビーカーでも通りやすい空間が必要。
- ・テーブルや椅子は、いろいろな人が使いやすいよう、大・中・小、高いものや低いものなど、いろいろあると良い（電動車いすの膝も入る高いテーブル、こども用、大人数人用など）。
- ・視覚障害者やこどもに配慮し、什器の角は丸いと良い。
- ・チケットカウンターの高さは、低い方が、圧迫感がない。
- ・寝転んだり、くつろいだり、リラックスできる場があると良い。
- ・サインの色彩や文字の大きさは、高齢者や弱視の人でも見やすいようにしてほしい。



## アクセシブルな情報提供の事例

### 触る地図の事例

NPO 法人横濱ジェントルタウン倶楽部は、魅力ある横浜のまちを誰もが楽しめるように、様々な活動を行っています。その活動のひとつとして作成した「触る地図」は、横浜の中心部の地図で、以下のような特徴があります。

#### ○様々な人にわかりやすい「共用マップ」

カラー印刷で、誰にでも便利な観光マップに、次のような工夫を加えて、様々な人にわかりやすいマップをめざしています。

- ・海、公園、鉄道、主な道路等が透明な樹脂で浮き出し印刷され、視覚に障害のある人が触ってわかる地図
- ・車いす使用者用のトイレ、駐車場や坂（丘陵地）がわかる地図
- ・知的障害のある人や外国人もわかりやすいピクトグラムや建物の絵の導入

#### ○情報を補い合うことで広がるまちのイメージ

視覚に障害のある人が地図を触って得られる情報には限界があります。

障害のある人とない人が、一つの地図を一緒に触りながら情報交換することで、まちの空間への理解が深まり、より豊かな情報を共有することができます。



## 横浜観光バリアフリー情報の事例

横浜市観光協会では、障害のある人や高齢者だけでなく、外国人、妊産婦、子どもなど、様々な人が快適に観光できるように、市内の様々な施設のバリアフリー情報を集めたウェブサイト「横浜観光バリアフリー情報」を用意しています。

このサイトは、日本語または英語で閲覧できるほか、文字の大きさを拡大したり、背景が黒で文字が白、もしくは背景が黄色で文字が黒に変えたりできるなど、弱視などの方の見やすさに配慮しています。

### 〇市内の様々な施設のバリアフリー情報を提供

市内の観光施設やショッピングスポット、ホテルなどのバリアフリー情報を提供しています。施設の一覧を見ることができるほか、施設の設備等をピクトグラムで表示し、条件を指定して検索することもできます。

 <p><b>岩崎ミュージアム</b></p> <p>岩崎ミュージアムは、横浜開港期の西洋劇場グーテ座の面影を感じさせる服飾資料を中心とした博物館です。1885(明治18)年に建てられた商業劇場グーテ座の跡地の一部です。シェークスピアの『ハムレット』など、西洋人による生の西洋演劇に触れることができます。</p> <p>  </p>	 <p><b>エリスマン邸</b></p> <p>日本の建築界に大きな影響を与え「近代建築の父」と呼ばれたアントニン・レーモンドの設計。絹糸貿易商エリスマン氏の私邸として1926年に山手町127番地に建築されました。当時は木造2階建て、和能つきで建築面積は約81坪。屋根はスレート葺、階上は下見板張り、...</p> <p>  </p>	 <p><b>大佛次郎記念館</b></p> <p>港の見える丘公園の展望台の南側に広がる沈床花壇の奥にアーチ型の屋根と赤レンガ色の外観が一際目立つ館が「大佛次郎記念館」です。横浜ゆかりの作家「大佛（おさらぎ）次郎」の業績と生涯を様々な資料で紹介しています。大佛次郎氏は横浜で生まれ、そして横浜...</p> <p>     </p>
--	--	---

### 〇モデルコース

このサイトでは、観光スポットや移動ルート上のバリアフリー情報、楽しめるポイントなどをわかりやすく紹介した3つのモデルコースを見ることができます。

- ・主要スポットが続く開港の道を歩く（赤レンガ倉庫、山下公園、中華街ほか）
- ・新港エリアを楽しむショッピングコース
- ・中華街エンジョコース



## まちにはどんな人がいる？

---

福祉まちづくりを進めるためのアクションでは、様々な人の参加を願っています。そのためには誤解や偏見のない理解と関わりが大切です。以下に、様々な特性を参考例として掲載します。思い込みや偏見にならぬよう留意してください。



### ■ 高齢者

加齢により筋力や視力や聴力といった感覚機能が低下し、転倒や事故のリスクが高まります。さらに、認知機能の変化により、新しい機器や制度への適応が難しくなることもあります。

段差の解消や見やすい案内表示、音声案内の充実、使いやすい機器の導入など、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境整備などで、バリアの解消につながります。

### ■ 認知症

認知症は、様々な原因により脳の神経細胞が損傷を受けたり、機能が低下することで、記憶力や判断力、理解力などの認知機能に障害が生じた状態です。道に迷いやすくなる、情報の理解が難しくなるなど、日常生活に支障をきたすこともあります。誰もが発症する可能性があり、加齢に伴い発症リスクが高まりますが、65歳未満で発症する若年性認知症もあり、仕事や家庭生活に大きな困難をもたらすことがあります。

わかりやすく統一された案内表示、音声・色彩・図記号などを活用した情報提供、見守り支援の仕組み、地域住民の理解促進など、環境・情報・人的支援の充実などでバリアの解消につながります。



## ■子育て中の人

子育て中の人には、育児情報や支援制度へのアクセス、相談体制の整備も重要です。地域とのつながりや孤立防止の観点からも、安心して参加できる場や支援が求められます。特に乳幼児期のこどもがいる場合は、外出時の安全な移動や授乳・おむつ替えへの配慮が必要です。

ベビーカー対応の歩道や施設、授乳室・キッズスペースの設置、わかりやすい情報提供など、子育て世代にやさしい環境整備がバリアの解消につながります。

## ■こども

身体的・精神的に発達途中にあり、年齢や個人差によって行動や理解の仕方が異なります。身体が未発達なため、階段や段差の昇降などで、事故のリスクも高くなります。また、注意力や危険予測の力が十分に育っていないため、大人の見守りや環境面での工夫が必要です。さらに、言葉や社会的ルールの理解が未熟なため、視覚的・感覚的にわかりやすい情報提供が必要です。

こどもの目線に合わせた案内表示、安全な遊び・学び場の整備、ベビーカーや小さなこども連れでも利用しやすい施設設計などでバリアの解消につながります。

## ■外国人

外国人は、言語や文化の違いから生活に不安を感じることがあり、特に日本語が十分に理解できない場合、行政や医療、子育て支援などの情報にアクセスしづらくなります。そのため、地域の支援機関や相談窓口とのつながりを促進し、孤立を防ぐ取り組みが重要です。

やさしい日本語や多言語での情報提供、翻訳・通訳支援、視覚的にわかりやすい案内表示など、多文化共生の視点を取り入れた環境整備がバリアの解消につながります。

## ■LGBTQ+など（セクシャル・マイノリティ）

性自認や性的指向が多数派と異なることから、日常生活や地域社会において、理解不足による誤解や偏見に直面することがあります。

行政や医療、教育の場面では、適切な対応が受けられなかったりする場合もあります。特に、戸籍や書類上の性別と本人の性自認が一致しない場合、手続きや対応に困難が生じることがあります。

情報提供の際に性別に配慮した表現を用いることや、職場や学校等における、周囲の理解促進などがバリアの解消につながります。

## ■杖を使用している人

加齢や障害、病気などにより歩行の安定を杖で補っている人は、段差や傾斜、滑りやすい床で転倒のリスクが高く、特に雨天や夜間は危険が増します。また、片手がふさがりため、ドアの開閉など、日常動作に制約が生じることがあります。案内表示が高すぎたり、移動経路が複雑だと目的地への到達が困難になる場合もあります。

視認性の高い案内、移動しやすい動線や通路幅の確保、段差の解消、手すりの設置、滑りにくい床材の使用など、安全で快適な環境整備がバリアの解消につながります。



## ■車いす使用者

車いすは手動式と電動式があり、段差や傾斜、狭い通路などの物理的障壁によって移動が制限されます。また、身体の状況により、ドアの開閉やエレベーター等のボタン操作に制約がある場合があります。

また、視線の高さや移動範囲の制約により、案内表示が見えにくく、情報が伝わりにくい場合もあります。特に公共施設や交通機関、災害時の避難誘導では、情報の受け取りやすさが安全に直結します。

車いす対応のトイレや駐車場・客席、スロープやエレベーター、操作しやすい設備の導入に加え、視認性の高い案内表示や多様な情報伝達手段の整備がバリアの解消につながります。



## ■ 上肢障害

上肢障害とは、病気やけがなどにより腕や手の機能に支障が生じ、物を握る・持つ・操作するなどの動作が難しくなる状態です。ドアの開閉やボタン操作、券売機の利用、荷物の持ち運びなど、日常動作に制約が生じることがあります。特に片手しか使えない場合や補助具を使用している場合は、設備の高さや操作方法が使いやすさに大きく影響します。

操作しやすい設備の導入や、ボタンやスイッチの位置や形状の工夫、荷物置き場の設置どの環境整備がバリアの解消につながります。



## ■ 内部障害

内部障害とは、心臓や腎臓、呼吸器、肝臓、膀胱・直腸、小腸、免疫系など、体内の臓器に機能障害がある状態を指します。外見からは障害があることが分かりづらいため、周囲の理解が得られにくく、支援が届きにくいという特徴があります。疲れやすさや体調の変動もあり、公共交通機関や施設では優先席や休憩スペースの確保が重要です。また、心臓ペースメーカーや人工透析、オストメイト、酸素ボンベなど、医療機器や治療を必要とする人も多くいます。

オストメイト対応設備を備えたトイレの整備、空調や空気環境への配慮、見えにくい障害への理解促進、ハート・プラスマークの周知などを通じて、外見では分かりにくい障害にも目を向けた環境整備がバリアの解消につながります。

## ■ 視覚障害



視覚障害には、全く見えない「全盲」と、少し見える「弱視」があります。弱視の人の見え方は様々で、明るさやコントラスト等、条件で見え方も変わり、その見え方は十人十色です。

全盲の人に限らず、移動に必要な情報を得られない弱視の人も、白杖や盲導犬を使って周囲の安全を確認しながら歩きます。盲導犬は法律により公共施設や交通機関への同伴が認められています。

点字ブロックや音声案内、見やすい色使いや大きな文字の案内表示など、多様な見え方に対応した環境整備とともに周囲の人の声掛けによる情報提供などで、バリアの解消につながります。

## ■ 聴覚障害



聴覚に障害のある人は、音による情報取得が困難であり、聴力の程度や障害の時期（先天性または中途）により、手話・文字・口話などコミュニケーション方法が異なります。先天性の場合は音声言語の習得が難しく、手話や文字によるコミュニケーションを主に使用します。中途障害の場合は音声言語を習得していることが多く、口話や読話を活用する傾向があります。

そのため、照明の暗さやマスクの着用が手話や読話による意思疎通の妨げになることがあります。

字幕や表示板、ピクトグラムなどの視覚的な案内、光や振動による通知装置、手話通訳や筆談対応窓口の整備、理解促進などがバリアの解消につながります。



## ■ 知的障害

知的障害は発達期に現れ、学習や判断、問題解決などに制約があり、日常生活で支援を必要とする場面が多くあります。情報の理解に時間がかかり、複雑な説明などで混乱することがあり、周囲の理解と配慮が重要です。

やさしい日本語や図・イラストによる情報提供、視覚的にわかりやすい案内表示、落ち着ける空間の確保、地域による見守りや声かけの体制づくりがバリアの解消につながります。



## ■ 発達障害

知的障害はないものの、生まれつきの脳の働き方の違いによって、コミュニケーションや行動、感覚の受け取り方などに特性が現れる障害です。障害の程度や年齢（発達段階）、生活環境などによっても症状は違って来るなど、多様であることを理解する必要があります。

対人関係やコミュニケーションが苦手で、こだわりが強い傾向があったり、集中が続かず、衝動的な行動をとることがあったり、特定の学習分野に困難を抱えることがあります。また音や光などの刺激に敏感だったり、環境の変化に不安を感じやすいことがあるほか、情報の理解や伝達に時間がかかることもあります。見た目ではわかりにくく、周囲の理解が得られにくいこともあるため、周囲の人の配慮や支援が重要です。

まずは、本人の特性を理解したうえで、やさしい日本語や図・色分けによる情報提供、落ち着いて過ごせる待機スペースの設置など特性に合わせた整備や支援体制を構築することでバリアの解消につながります。

## ■精神障害



精神障害とは、脳の機能や構造の変化によって思考や感情、行動、対人関係に影響が出る状態を指します。

例えば日常生活においてストレスを感じやすいため、不安や緊張で不安定になりやすかったり、幻覚や幻聴、判断力の低下、対人関係の困難などが見られることもあります。症状の現れ方や程度には個人差があり、良くなったり悪くなったりを繰り返すこともあります。

まずは、本人の特性を理解したうえで、静かで落ち着いた空間の確保や混雑を避けられる環境づくり、わかりやすく整理された情報提供、地域での見守り、正しい理解を広める啓発などがバリアの解消につながります。

## ■マークの一覧 知っていますか？マークの意味



各団体などが作成・所管する障害のある人、高齢者、妊産婦、子育て中の人などに関する代表的なマークを紹介します（順不同）。

このようなマークを見かけたら、ご協力・ご配慮をお願いいたします。

なお、各マークの詳細は、それぞれの問い合わせ先をお願いいたします。

<p>障害のある人のための 国際シンボルマーク</p>	<p>盲人のための 国際シンボルマーク</p>
	
<p>障害のある人が利用できる建築物や施設であることを示す、 世界共通のシンボルマーク</p>	<p>視覚に障害のある人の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつ けられている世界共通のマーク</p>
<p>ほじょ犬マーク</p>	<p>ヘルプマーク</p>
	
<p>盲導犬、介助犬、聴導犬の啓発のた めのマーク</p>	<p>身体の内側に障害のある人や妊娠初 期など、配慮を必要としていることを周 囲に知らせ、援助が得やすくなることを 目的としたマーク</p>

耳マーク	手話マーク	筆談マーク
		
<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク</p>	<p>ろう者等から提示する場合は「手話で対応をお願いします」、窓口等で掲示する場合は「手話で対応します」という意味を伝えるマーク</p>	<p>筆談を必要としている人が提示する場合は、「筆談で対応をおねがいします」窓口等で掲示する場合は「筆談で対応します」という意味を伝えるマーク</p>
身体障害者標識	聴覚障害者標識	高齢者運転標識
		
<p>肢体に障害のある人が運転する車に表示するマーク</p>	<p>聴覚に障害のある人が運転する車に表示するマーク</p>	<p>70歳以上の方が運転する車に表示することが推奨されているマーク</p>

マタニティマーク	ベビーカーマーク
	
<p>周囲の方が妊産婦へ配慮を示しやすくするためのマーク</p>	<p>ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備を表すマーク</p>

ハート・+マーク	オストメイトマーク
	
<p>身体の内部に障害（心臓、腎臓、呼吸器機、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能）があることを示すマーク</p>	<p>ストーマ（人工肛門、人工膀胱）を造設した人が利用する設備があること及びオストメイトであることを表すマーク</p>

○問い合わせ先

障害のある人のための国際シンボルマーク	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会	電話：03-5273-0601 FAX：03-5273-1523
盲人のための国際シンボルマーク	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会	電話：03-5291-7885 FAX：03-5291-7886
ほじょ犬マーク	厚生労働省 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室	電話:03-5253-1111 (内線 3636)
耳マーク	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	電話：03-3225-5600 FAX:03-3354-0046
手話マーク	一般社団法人 全日本ろうあ連盟	電話：03-6302-1430 FAX：03-6302-1449
筆談マーク		
ヘルプマーク	横浜市役所 健康福祉局障害施策推進課	電話：045-671-3598 FAX：045-671-3566
ハート・プラスマーク	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会	電話：186-080-4824-9928 E-mail：info@heartplus.org
オストメイトマーク	JOA 横浜支部・横浜市オストミー協会	電話：045-475-2061 FAX：045-475-2064 E-mail： ostomy@hamashinren.or.jp
身体障害者標識	神奈川県警察本部交通部	電話：045-211-1212
聴覚障害者標識		
高齢者運転標識		
マタニティマーク	「健やか親子 21」事務局	E-mail： sukoyaka21@shopro.co.jp
ベビーカーマーク	国土交通省総合政策局安心生活政策課	電話：03-5253-8111

裏表紙

# 「横浜市福祉のまちづくり推進指針(令和8年度～12年度)素案」 についてご意見を募集します

横浜市では、「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる「横浜市福祉のまちづくり推進指針(以下「推進指針」という。)」を策定しています。現行推進指針の期間が令和7年度末までとなっているため、次期推進指針の策定に向けた検討を行っています。


このたび、次期推進指針の素案がまとまりましたので、広く市民の皆様からご意見をいただくため、次の要領で意見募集を行います。

## 1 意見募集期間

令和7年9月1日(月)から令和7年9月30日(火)まで

## 2 意見提出方法

裏面の「意見提出書」にご意見をご記入の上、次のいずれかの方法により、  
横浜市健康福祉局福祉保健課 福祉のまちづくり担当宛にご提出願います。

(1)	電子メールの場合	kf-fukumachi@city.yokohama.lg.jp ※件名の文頭に【意見募集】と表記してください。	
(2)	電子申請・届出システムの場合	横浜市の電子申請・届出システムからご意見の提出をお願いします。 URL: <a href="https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/8079f759-4f6e-4fdb-b38f-47d6cea034ce/start">https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/8079f759-4f6e-4fdb-b38f-47d6cea034ce/start</a>	
(3)	郵送の場合	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10	
(4)	FAXの場合	045-664-3622	

## 3 資料の入手方法

意見募集にあたり、資料として「横浜市福祉のまちづくり推進指針(令和8年度～令和12年度)素案について」を公表しています。健康福祉局福祉保健課、市庁舎3階市民情報センター、各区役所広報相談係にて閲覧・配布を行っているほか、横浜市ホームページからダウンロードすることができます。



横浜市 HP

## 4 注意事項

- (1) いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (2) いただいたご意見の内容につきましては、個人情報を除き公開される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年横浜市条例第6号)」に従って適切に取り扱い、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

## 5 ご不明な点についてのお問合せ先

横浜市健康福祉局福祉保健課 福祉のまちづくり担当  
TEL:045-671-2387 FAX:045-664-3622  
E-mail:kf-fukumachi@city.yokohama.lg.jp

# 意見提出書

令和 年 月 日

健康福祉局福祉保健課福祉のまちづくり担当 宛

○居住区： 横浜市 区

○年 代：            代

横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和8年度～12年度）素案に関し、ご自由にご意見をお聞かせください。

## 意見の内容

注：意見募集要領の注意事項をご確認ください。

# GREEN × EXPO アクセシビリティの取組について

2025.8.25 2027年国際園芸博覧会協会



2025年3月

## 「2027年国際園芸博覧会 アクセシビリティ・ガイドライン」を策定

当事者参加により、社会モデルを前提として、GREEN×EXPO 2027を訪れるすべての人々が安全・快適に過ごすことができるよう配慮した整備・運営を行うことを目的として策定

### ■目次構成

#### アクセシビリティ・ガイドライン

第1章 はじめに

ガイドラインの目的、基本原則、博覧会運営における基本的な取組姿勢を示す。

第2章 ガイドラインの活用にあたって

ガイドラインの適用範囲、基準設定の考え方等を示す。

第3章 施設整備

共用空間、庭園、建築物等、博覧会会場内の施設設計のためのアクセシビリティに関する具体的なガイドラインを示す。

第4章 サービス

来場者サービスに関するスタッフ対応、情報伝達ツール、施設別サービス等の具体的なガイドラインを示す。

第5章 交通アクセス

博覧会会場へアクセスする主要な交通機関の関連施設と移動具（車両等）、徒歩等（歩道等）の具体的なガイドラインを示す。

## ■アクセシビリティ・ガイドライン検討会 開催経緯

### 第1回検討会（2024年9月12日）

- 2027年国際園芸博覧会について
- アクセシビリティ・ガイドラインの策定について
  - ・アクセシビリティ・ガイドライン検討会
  - ・アクセシビリティ・ガイドラインの考え方
  - ・アクセシビリティ・ガイドラインの目次構成（案）

### 第2回検討会（2024年11月29日）

- 第1回検討会、第1回ワーキングの振り返りと意見について
- アクセシビリティ・ガイドライン（素案）の第1・2章の検討状況について
- 第3～5章 特に今回ご意見をいただきたい事項について
- 今後のスケジュール

### 第3回検討会（2025年2月21日）

- 第2回検討会、第2回ワーキングの振り返りと意見について
- アクセシビリティ・ガイドライン案について



### 第1回テーマ別ワーキング（2024年10月8日）

- 以下の内容について意見交換
  - ・移動・誘導
  - ・展示の楽しみ方
  - ・コミュニケーション（心のバリアフリーを含む）

先進事例視察（2024年12月12日） ※協会職員

- 東京国際空港（羽田空港）第3ターミナルUD視察会

### 第2回テーマ別ワーキング（2024年12月20日）

- アクセシビリティ・ガイドライン（素案）第3～5章について議論

2025年3月26日 アクセシビリティ・ガイドライン発出

- ①出展者が自身の展示計画を客観的に確認できるよう、セルフチェックシートを作成。ガイドラインの内容を具体的な確認項目に落とし込み、出展者が自らの整備状況を可視化できるようにしたもの。
- ②出展者との丁寧な対話を重ね、単にガイドラインを「守ってください」と伝えるのではなく、「どうすれば実現できるか」を一緒に考える姿勢を大切にし、現場の実情や課題に寄り添った支援を実施。
- ③協会としての信頼性と一貫性を保つために、協会内のチェック体制を確立。



各出展者

①「セルフチェックシート」に基づき、ガイドラインの各項目の順守状況を確認。



GREEN×EXPO 協会

③協会内部のチェック体制を確立  
外部有識者にも、ヒアリングし適切に対応



外部有識者

## 協会職員による大阪・関西万博の視察（2025年6月3～4日）



三星昭宏先生と具体的な事例を確認  
(近畿大学名誉教授、  
大阪・関西万博ユニバーサルデザイン検討会会長)



車いすユーザー、視覚障がいをお持ちの方と会場内目的地まで

# 第70回日本身体障害者福祉大会かながわ大会で講演

2025年6月12日 第70回日本身体障害者福祉大会かながわ大会において、  
「誰もが楽しめるGREEN×EXPO 2027に向けて」を表題として講演



- 「アクセシビリティ・ガイドライン」では、共用空間・庭園・建築物、交通アクセスの個々の施設整備やサービス運用に関する基準を定めた。
- 一方、アクセシビリティに関する会場全体の整備や運営の方針についても、大阪・関西万博の事例を踏まえながら、考えていく必要があると認識。



本博覧会を訪れる全ての人々が安心して花・緑とのふれあいを楽しめることを目指して、より具体的な全体計画である「**アクセシビリティ実装計画**」を定める。

- 「アクセシビリティ・ガイドライン」の策定と同様に、障がい当事者や学識経験者等の皆様に参画いただき、様々な意見を反映していく。

(スケジュール)

- ・ 8月6日 第1回意見交換会 実施
- ・ 10月頃 第2回意見交換会 開催予定
- ・ 1月頃 第3回意見交換会 開催予定





## 横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会（建築物）委員の変更

第14期福祉のまちづくり推進会議委員の任期満了に伴い、横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会（建築物）委員を下記のとおり変更及び追加いたしましたので、ご報告いたします。

変更前（敬称略）	変更後（敬称略）
横浜市脳性マヒ者協会 会長 白石 幸男	横浜市脳性マヒ者協会 事務局次長 高橋 明代
	横浜市心身障害児者を守る会連盟 幹事 岡田 江里子

## 横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会（建築物）委員名簿

（令和7年8月25日現在）

役職	氏名（敬称略）
横浜国立大学 地域連携推進機構 学長特任補佐 名誉教授	大原 一興
横浜市芸術文化振興財団 専務理事	恵良 隆二
東洋大学人間科学総合研究所 客員研究員	川内 美彦
横浜市車椅子の会 会長 （公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会）	今野 英樹
横浜市脳性マヒ者協会 事務局次長 （公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会）	高橋 明代
日本建築行政会議 バリアフリー分科会 会員	根岸 久司
一般社団法人 横浜市建築士事務所協会 理事	八木 佐知子
横浜市オストミー協会 会長 （公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会）	山根 則子
東京都立大学大学院人間健康科学研究科 准教授	橋本 美芽
一般社団法人 神奈川ビルディング協会 会員	山本 浩行
横浜市心身障害児者を守る会連盟 幹事	岡田 江里子

## これまでの経過とスケジュールについて（建築物）

### 1 これまでの経過

横浜市福祉のまちづくり専門委員会（建築物）は、バリアフリー法の政令改正（便所・駐車施設・客席）に伴う対応を検討するため、第52回福祉のまちづくり推進会議（令和6年7月31日開催）の承認を経て設置されました。

#### 令和6年度の経過

令和6年7月31日	第52回推進会議にて専門委員会立上げの承認
9月3日	第1回専門委員会開催
11月22日	第2回専門委員会開催
12月18日	第3回専門委員会開催
令和7年1月21日	第53回推進会議にて市民意見公募の実施を承認
1月27日～ 2月25日	市民意見公募の実施
3月11日	第4回専門委員会開催 介助用大型ベッドの基準化およびマニュアル改正について 継続検討を決定
6月1日	改正福祉のまちづくり条例施行規則の施行

### 2 改正概要

便所、車いす使用者用駐車場、客席の設置基準を引き上げました。主な改正内容は以下の通りです。

#### (1) 便所

- ・原則、不特定多数利用便所は不特定多数の者が利用する階ごとに1箇所以上設ける。
- ・原則、便所がある階ごとに車いす使用者用便所を1以上設ける。
- ・1,000㎡未満の対象施設についても車いす使用者用便所を1箇所以上設ける。

#### (2) 車いす使用者用駐車場

- ・駐車施設の総数が200台以下の場合、2%以上を設ける。
- ・駐車施設の総数が201台以上の場合、1%+2台以上を設ける。

#### (3) 客席

- ・座席の数が400席以下の場合、2席以上を設ける。
- ・座席の数が401席以上の場合、0.5%以上を設ける。
- ・300㎡以上500㎡未満の対象施設は、2席以上設ける。

### 3 今後の検討内容及びスケジュールについて

市民意見公募の中でご意見として多く寄せられた介助用大型ベッドの基準化について検討することとなりました。また合わせて福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改訂を行います。

#### 令和7年度のスケジュール

令和7年9月	第1回専門委員会開催
11月	第2回専門委員会開催
12月	第54回福祉のまちづくり推進会議
令和8年1月～	市民意見公募の実施
3月	第3回専門委員会開催
令和8年度	福祉のまちづくり条例施行規則および施設整備マニュアルの改正

令和7年5月30日

横浜市福祉のまちづくり推進会議

委員 各位

横浜市福祉のまちづくり推進会議

専門委員会 委員長 大原 一興

## 横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会（条例改正）の継続について（ご報告）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から横浜市福祉のまちづくり推進会議の運営に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市福祉のまちづくり専門委員会は、第49回横浜市福祉のまちづくり推進会議において設置が承認され、令和6年度末をもって委員の任期が切れたところですが、継続して検討を行う必要が生じたことから委員の任期を延長する旨、ご報告いたします。

この延長は、改正福祉のまちづくり条例を根拠とした新たな手続きのうち、「合理的配慮の提供」に関する研修資料の検討が現行の委嘱期間内で終わらず、専門委員会にて継続検討の提案があったことから、委員の任期を継続するものです。

スケジュールの関係上、当書面にてのご報告となり申し訳ございません。委員の皆様にはご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

【現行任期】 令和5年4月1日から令和7年3月31日（2年間）

【任期の継続】 令和7年4月1日から令和9年3月31日（2年間）

横浜市福祉のまちづくり推進会議事務局

横浜市健康福祉局福祉保健課 中嶋、曾我、不破野

TEL : 045-671-2387

FAX : 045-664-3622

E-mail : [kf-fukumachi@city.yokohama.lg.jp](mailto:kf-fukumachi@city.yokohama.lg.jp)

## 横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会（条例改正）委員の変更

第14期福祉のまちづくり推進会議委員の任期満了等に伴い、横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会（条例改正）委員を下記のとおり変更いたしましたので、ご報告いたします。

変更前（敬称略）	変更後（敬称略）
特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会 副理事 井汲 悦子	特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会 副理事 音田 園恵
一般社団法人ラシク045 田之畑 有美	一般社団法人ラシク045 田村 清香

## 横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会（条例改正）委員名簿

（令和7年8月25日現在）

役職	氏名（敬称略）
横浜国立大学 地域連携推進機構 学長特任補佐 名誉教授	大原 一興
神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉 学科 教授	中村 美安子
特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連 合会 副理事	音田 園恵
一般社団法人ラシク045（NPO 法人びーのび ーの）	田村 清香
横浜市オストミー協会 会長（公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会）	山根 則子
商工会議所 元議員	金子 修司
東洋大学人間科学総合研究所 客員研究員	川内 美彦
東京都立大学大学院人間健康科学研究科 准教 授	橋本 美芽
NPO法人アニミ理事長 横浜移動サービス協議会理事長	服部 一弘
瀬谷区発達障害理解啓発グループ ant mama	八木澤 恵奈

## これまでの経過とスケジュールについて（条例改正）

## 1 これまでの経過

横浜市福祉のまちづくり専門委員会（条例改正）は、改正障害者差別解消法など社会情勢の変化に対応するため、横浜市福祉のまちづくり条例の改正を検討するため、第49回福祉のまちづくり推進会議（令和4年12月19日開催）の承認を経て設置されました。

## 令和6年度の経過

令和4年～令和5年	改正条文などについて5回にわたり検討
令和6年6月18日	第6回専門委員会開催
7月31日	第52回推進会議にてパブリックコメントの実施について承認
8月7日～ 9月5日	パブリックコメントの実施
12月6日	令和6年第4回市会定例会に議案提出、
12月25日	改正福祉のまちづくり条例の公布
令和7年2月18日	第8回専門委員会開催 民間事業者向け研修資料について継続検討を決定
4月1日	改正福祉のまちづくり条例の施行

## 2 改正概要

障害者差別解消法の改正により、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたこと等を契機に、条例に明確に規定されていない事項の追加等を行いました。

## (1) 障害者差別解消法など関連法の理念や考え方の反映（第1条）

条例の目的を「人間性豊かな福祉都市の実現」から「横浜に関わる全ての人が相互に人権と尊厳を尊重する共生社会の実現に資すること」に表現を改めました。

## (2) 合理的配慮の提供を的確に行うための環境整備（第3条、第4条）

本市および事業者の責務を「措置を講ずる」から「社会的障壁を生じさせないための整備、研修その他の必要な措置を講ずる」に改めました。

## (3) 共生社会の実現に係る用語の定義、取組の追加（第2条、第18条）

社会的障壁の定義のほか「市長は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する施設の整備計画を策定する場合は、高齢者、障害者等その他市長が認める者が参画する機会を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。」を追加しました。

3 今後の検討内容及びスケジュールについて

民間事業者を対象とした「合理的配慮の提供」を理解していただくための研修資料を検討します。

令和7年度のスケジュール

令和7年8月22日	第9回専門委員会開催
10月	第10回専門委員会開催
12月	第11回専門委員会開催 第54回福祉のまちづくり推進会議

## 令和6年度福祉のまちづくり推進事業の報告及び令和7年度予算概要について

## ■令和6年度福祉のまちづくり推進事業の報告

## 1 福祉のまちづくり推進事業

## (1) 横浜市福祉のまちづくり推進会議等の開催

ア 横浜市福祉のまちづくり推進会議の開催（2回）

第52回推進会議 議題

- ・福祉のまちづくり条例改正素案意見公募要領について
- ・バリアフリー法の政令改正に伴う横浜市の対応について

第53回推進会議 議題

- ・バリアフリー法政令改正に伴う条例施行規則の改正概要と意見公募の実施について
- ・横浜市福祉のまちづくり推進指針の改定に伴う小委員会の設置について

イ 横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会（建築物）の開催（4回）

バリアフリー法の政令改正に伴い建築物における便所、駐車場、客席の基準を見直し、福祉のまちづくり施行規則の一部を改正しました（令和7年6月1日施行）。

ウ 横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会（条例改正）の開催（2回）

横浜市福祉のまちづくり条例の一部改正を行うためパブリックコメント公募資料の検討を行いました。なお改正横浜市福祉のまちづくり条例は、令和7年4月1日に施行されました。

## (2) 条例対象施設についての事前協議・相談等（通年）

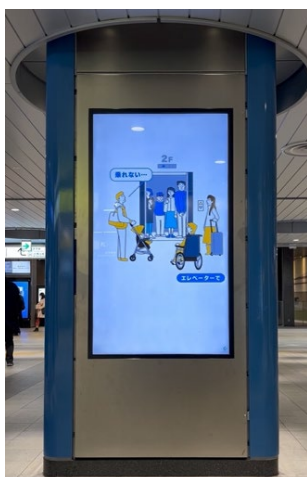
横浜市福祉のまちづくり条例の対象となる施設を新設又は改修する際に、安全かつ円滑に利用できるようにするため、事前協議等を実施しました。

（参考）令和6年度協議終了件数 604件うち適合件数 150件

## (3) 福祉のまちづくり普及啓発

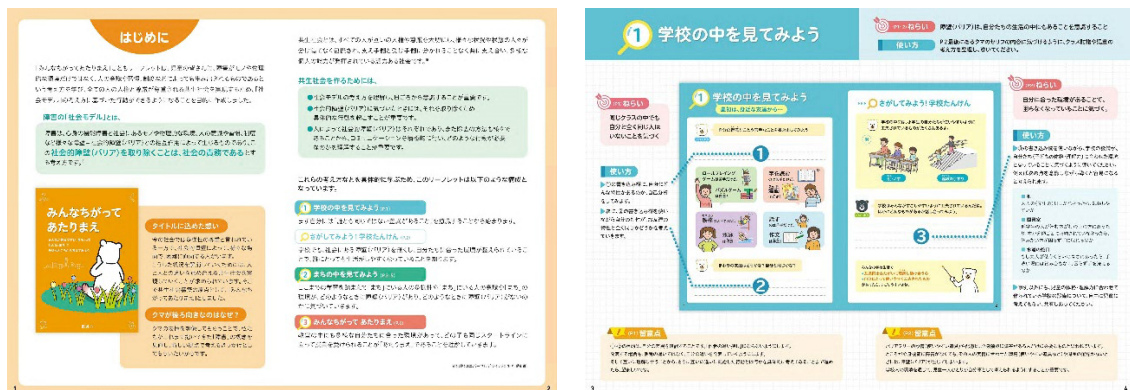
ア 福祉のまちづくり推進指針PR動画の放映

新横浜駅に設置されているデジタルサイネージに『ふくまちガイド実践編』の概要を紹介した15秒の動画を放映しました。



## イ 子どもリーフレット教師解説本の作成

小学4年生向けのリーフレットを活用した授業を実施してもらうため、教師解説本の内容について検討を行いました。



## ウ 新採用職員研修の実施（総務局主催）

横浜市職員として市民と接する上で必要な「福祉の視点」を養うことを目的に実施しました。

- ① 日 時：令和6年4月1日（月）
- ② テーマ：「インクルーシブなまちづくり」
- ③ 講 師：和久井 真糸 氏（福祉のまちづくり推進会議委員）  
古川 実利 （横浜市職員）
- ④ 受講者：新卒・社会人・技能職員採用 577人

## エ 福祉のまちづくり研修

横浜市職員及び市内の建築関係者を対象に、福祉のまちづくり条例、同条例施行規則における基本理念の学習とともに、セミナー、車いすを用いたフィールドワークを通して、施設整備基準の根拠を理解し、実際の業務に反映させていくことを目的に実施しました。

- ① 日 時 1日目：令和6年11月20日（水） 13時00分～17時00分  
2日目：令和6年11月21日（木） 13時00分～17時00分
- ② 会 場 横浜市庁舎1階 市民協働推進センター スペースA・B
- ③ 受講者 合計31名（1日目：17名、2日目：14名）  
受講者内訳 本市職員…24名、市職員以外…7名  
（うち事務12名、建築8名、造園4名、機械2名、土木1名、技術1名、その他3名）
- ④ 内 容
  - ・トイレセミナー（TOTO）
  - ・車いす体験
  - ・車いすユーザーによる講話
  - ・グループワーク

## オ 関東学院大学出前講座

関東学院大学社会学部の「KGU キャリアデザイン入門」の授業のなかで、「ふくまちガイド」を使った説明を行いました。（令和6年7月15日実施）

カ かながわ障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）  
 横浜市では令和6年7月よりパーキング・パーミット制度を導入しました。  
 令和6年度末までの利用証発行数は、3,329枚です。

〔内訳 身体障害者 1,608枚 知的障害者 315枚、精神障害者 43枚、高齢者等 590枚、  
 難病患者 202枚 けが人等 19枚、妊産婦 529名、その他 23枚〕

また横浜市が管理する駐車場 20か所に計 28台分の優先駐車区画を設置しました。

## 2 ノンステップバス導入促進補助事業

車いす使用者、高齢者、障害者やベビーカー利用者など誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、横浜市内に営業所をもつ民営バス事業者に対し、導入に係る経費の一部を補助しています。

### ・令和6年度補助台数：33台

(参考：市内バス事業者のノンステップバス保有台数と導入率)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保有台数(台)	1,572	1,595	1,619	1,657
導入率(%)	79.8%	81.7%	82.9%	85.4%

## 3 鉄道駅舎エレベーター等設置事業

高齢者・障害者を含むすべての人が生活し、活動しやすいまちづくりを推進するため、移動の拠点となる鉄道駅舎において鉄道事業者がエレベーターを設置する際に、経費の一部を補助しています。

### ・令和6年度は新規の補助は行っていません。

(参考)

○ 横浜市内全駅における段差解消駅

	市内全駅(160駅)	
	段差解消駅数	進捗率
令和6年度末 現在	154駅	96.3%

## ■令和年7年度予算概要について

3	<b>福祉のまちづくり推進事業等</b>		<b>事業内容</b> 「横浜に関わる全ての人が互いに人権を尊重し、個人の尊厳を重んずること」を基本理念にソフト（知識や情報など無形の要素）とハード（施設整備など有形の要素）を一体的に捉え、福祉のまちづくりを推進します。 また、福祉ニーズに十分に対応できるよう、環境等の整備を行います。
	本年度	1億571万円	<b>1 福祉のまちづくり推進事業〈拡充〉</b> <b>4,233万円（3,706万円）</b> <u>福祉のまちづくり推進指針を改訂するとともに、広報・啓発の取組を進めます。</u> （1）「福祉のまちづくり推進会議」等の開催による施策の検討 （2）福祉のまちづくりに関する広報・啓発等 （3）条例対象施設についての事前協議・相談等 （4）バリアフリー設備適正利用推進【基金】 移動に配慮が必要な方が利用する優先駐車区画の確保を進めます。 <b>2 鉄道駅舎エレベーター等設置事業〈新規〉</b> <b>3,334万円（0万円）</b> <u>市内鉄道駅舎のバリアフリー化を推進するため、神奈川新町駅のエレベーター設置に対して補助を行います。</u>
	前年度	6,692万円	
	差引	3,879万円	
本年度の財源内訳			
	国	—	
	県	1,667万円	
	その他	1,584万円	
	市費	7,320万円	
<b>3 ノンステップバス導入促進補助事業</b> <b>1,106万円（1,106万円）</b> 誰も乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、導入に係る経費の一部を補助します。（20台）			
<b>4 福祉有償運送事業</b> <b>499万円（445万円）</b> 福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等の登録、検査等を実施します。また、登録に先立ち、福祉有償運送の必要性及び適正な実施等について関係者による事前協議を行うため、福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。			
<b>5 再犯防止推進計画推進事業</b> <b>99万円（99万円）</b> 「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすための更生支援の方向性ー横浜市再犯防止推進計画ー」を効果的、効率的に推進するため、「横浜市更生支援ネットワーク会議」を通じて、刑事司法関係者と市内福祉関係者等との連携協力関係を築きます。			
<b>6 地域福祉保健関係職員人材育成事業</b> <b>1,300万円（1,336万円）</b> 社会福祉職・保健師の専門性を向上させることを目的に、人材育成ビジョンに基づき研修プログラムを充実させ、職員から責任職までの一貫したキャリア形成支援を行います。 また、各種媒体等を活用した採用広報、若手職員によるリクルート活動などを行い、優秀な人材の確保をさらに進めます。			

# 第15期横浜市福祉のまちづくり推進会議委員名簿

(任期: 令和7年7月15日～令和9年7月14日)

順不同

令和7年8月18日現在

区分	氏名 (敬称略)	ふりがな	役職
学識経験	大原 一興	おおはら かずおき	横浜国立大学 地域連携推進機構 学長特任補佐 名誉教授
学識経験	中村 美安子	なかむら みやこ	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉 学科 教授
関係行政	柴崎 政美	しばさき まさみ	神奈川県警察本部 交通総務課長
関係行政	渡邊 郷史	わたなべ さとし	国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所 副 所長
関係団体	岡田 江里子	おかだ えりこ	横浜市心身障害児者を守る会連盟 幹事
関係団体	小堤 健司	おづつみ けんじ	一般社団法人 神奈川県バス協会 常務理事
関係団体	音田 園恵	おんだ そのえ	特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連 合会 副理事
関係団体	小泉 暁美	こいずみ あけみ	NPO法人横浜市視覚障害者福祉協会 (公益社団 法人 横浜市身体障害者団体連合会)
関係団体	高橋 明代	たかはし あきよ	横浜市脳性マヒ者協会 事務局次長 (公益社団法 人 横浜市身体障害者団体連合会)
関係団体	高橋 敬太郎	たかはし けいたろう	横浜市社会福祉協議会 地域活動部 担当部長
関係団体	仁木 尚美	にき なおみ	一般社団法人 横浜市聴覚障害者協会(公益社団 法人 横浜市身体障害者団体連合会)
関係団体	松村 光雄	まつむら てるお	公益財団法人 横浜市老人クラブ連合会 副理事 長
関係団体	山根 則子	やまね のりこ	横浜市オストミー協会 会長 (公益社団法人 横 浜市身体障害者団体連合会)
市長が必要と 認めるもの	田村 清香	たむら きよか	一般社団法人ラシク045(NPO法人びーのびーの)
市長が必要と 認めるもの	和久井 真糸	わくい まいと	市民公募
市長が必要と 認めるもの	太田 俊己	おおた としき	市民公募
事業者	有泉 絵美	ありいずみ えみ	一般社団法人 神奈川県建築士会 理事
事業者	八木 佐知子	やぎ さちこ	一般社団法人 横浜市建築士事務所協会 理事
事業者	国分 宏樹	こくぶ ひろき	東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 企画総務部 経営戦略ユニット担当課長
事業者	森田 憲和	もりた のりかず	京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部鉄道統括部事 業統括課長
事業者	板橋 由紀	いたばし ゆき	横浜商工会議所 議員
事業者	水野 千鶴	みずの ちづる	一般社団法人 横浜市医師会 常任理事

○横浜市福祉のまちづくり条例

平成24年12月28日

条例第90号

横浜市福祉のまちづくり条例をここに公布する。

横浜市福祉のまちづくり条例

横浜市福祉のまちづくり条例（平成9年3月横浜市条例第19号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 横浜市福祉のまちづくり推進会議（第7条—第11条）

第3章 基本的施策（第12条—第18条）

第4章 施設の整備

第1節 特別特定建築物に追加する特定建築物及び特別特定建築物の建築の規模（第19条・第20条）

第2節 建築物移動等円滑化基準及び整備基準

第1款 建築物移動等円滑化基準（第21条—第24条）

第2款 一般都市施設整備基準及び指定施設整備基準（第25条—第27条）

第3節 一般都市施設及び指定施設の整備（第28条—第38条）

第4節 車両等及び住宅の整備（第39条・第40条）

第5章 雑則（第41条・第42条）

附則

横浜は、開港当時から新しい文化や国内外の様々な人々を広く受け入れながら、独自の文化を創り出してきた。この横浜の文化が福祉のまちづくりに活かされ、昭和49年に、高齢者、子ども、障害者等全ての市民が生活し、活動できる横浜市の実現を理念とした福祉の風土づくり推進事業を開始し、今日までの様々な取組につながっている。

近年の少子高齢化や生活様式の多様化など、市民の生活環境は大きく変化し、暮らしが便利になった半面、人と人とのつながりが希薄化し、社会の中で孤立する人が増えるなど新たな課題も生じている。

このような状況だからこそ、横浜が培ってきた多様な文化を受け入れる風土を大切にしながら、誰一人取り残されることのない社会が求められている。

福祉のまちづくりの基本的な考え方である基本的人権の保障、生活者主体の視点並びに市

民、事業者及び行政による協働に加え、暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人々が互いに人権を尊重し、個人の尊厳を重んずることを基本理念に、市民、事業者及び行政が一体となってまちづくりを推進し、次世代につなげていくことができるまちを目指し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりについて、横浜市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにし、福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項を定め、並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき特別特定建築物に追加する特定建築物等を定めることにより、社会的障壁を生じさせないための必要な措置を行うことによって、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって横浜に関わる全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（令6条例56・一部改正）

### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、この条例において定めるもののほか、法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）の例による。

- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 福祉のまちづくり 高齢者、障害者等を含む全ての人々が相互に交流し、支え合うとともに、安全かつ円滑に施設を利用することができ、あらゆる分野の活動に参加することができる環境を整備することをいう。
  - (2) 社会的障壁 高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
  - (3) 高齢者、障害者等 高齢者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるもの、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者その他これらの者に準ずる日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。ただし、第22条から第24条までにおいては、法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。
  - (4) 一般都市施設 病院、診療所、学校、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、鉄道の駅、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する部分を有する施

設及びこれらに準ずる施設で規則で定めるものをいう。

(5) 指定施設 一般都市施設のうち、規則で定める種類及び規模のものをいう。

(令6条例56・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、福祉のまちづくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、事業者及び市民の福祉のまちづくりに関する活動に対し、その自発性を尊重するとともに、必要に応じて支援する措置を講ずるものとする。

3 市は、自ら設置し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするため、社会的障壁を生じさせないための整備、研修その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(令6条例56・一部改正)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、他の事業者と協力して、福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

4 事業者は、自ら所有し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするため、社会的障壁を生じさせないための整備、研修その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(令6条例56・一部改正)

(市民の責務)

第5条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 市民は、相互に協力して、福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

3 市民は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(市、事業者及び市民の協力及び連携)

第6条 市、事業者及び市民は、相互に協力し、及び連携し、一体となって福祉のまちづく

りを推進しなければならない。

## 第2章 横浜市福祉のまちづくり推進会議

(設置)

第7条 市長の諮問に応じ、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 推進会議に、必要に応じ小委員会又は専門委員会を置くことができる。

(組織)

第8条 推進会議は、委員30人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
  - (1) 学識経験のある者
  - (2) 事業者
  - (3) 関係団体を代表する者
  - (4) 関係行政機関の職員
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第10条 推進会議に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

## 第3章 基本的施策

(指針の策定)

第12条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針（以下「推進指針」という。）を策定するものとする。

2 推進指針に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 福祉のまちづくりに関する目標
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向
- (3) 市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

3 市長は、推進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、推進会議に諮るものとする。

(情報の提供、教育の充実等)

第13条 市は、福祉のまちづくりに関して事業者及び市民が理解を深めるとともに、これらの者の自発的な活動を促進するため、福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供、教育の充実並びに学習の支援に努めるものとする。

(調査研究等)

第14条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を実施するものとする。

2 市は、事業者及び市民が行う福祉のまちづくりに関する調査及び研究について支援を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市長は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(表彰)

第16条 市長は、福祉のまちづくりの推進に関して著しい功績のあった者に対して表彰を行うことができる。

(福祉のまちづくり重点推進地区)

第17条 市長は、福祉のまちづくりを推進することが特に必要と認められる地区を福祉のまちづくり重点推進地区として指定することができる。

2 前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

3 市長は、福祉のまちづくり重点推進地区を指定するときは、あらかじめ、推進会議に諮

るものとする。

(市民等の参画の確保)

第18条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策について検討、評価等を行う場合は、事業者及び市民から広く意見を求めるものとする。

2 市長は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する施設の整備計画を策定する場合は、高齢者、障害者等その他市長が必要と認める者が参画する機会を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(令6条例56・一部改正)

#### 第4章 施設の整備

第1節 特別特定建築物に追加する特定建築物及び特別特定建築物の建築の規模

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第19条 法第14条第3項の規定に基づき条例で定める特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるものとする。

(1) 学校(令第5条第1号に規定する特定建築物を除く。)

(2) 共同住宅

(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(令第5条第9号に規定する特定建築物を除く。)

(4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設(令第5条第11号に規定する特定建築物を除く。)

(特別特定建築物の建築の規模)

第20条 法第14条第3項の規定に基づき条例で定める特別特定建築物(前条(第2号を除く。))に規定する特定建築物を含む。以下この条において同じ。)の建築の規模は、別表

(あ)欄に掲げる特別特定建築物ごとに、それぞれ床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下同じ。)の合計が同表(い)欄に掲げる数値であることとする。

#### 第2節 建築物移動等円滑化基準及び整備基準

##### 第1款 建築物移動等円滑化基準

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第21条 法第14条第3項の規定に基づき条例で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、建築物特定施設について規則で定める構造及び配置に関する事項とする。

(増築等に関する適用範囲)

第22条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物（第19条に規定する特定建築物を含む。以下同じ。）にすることを含む。第1号において「増築等」という。）をする場合には、前条の規定により規則で定める事項については、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- (1) 当該増築等に係る部分
- (2) 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。第6号において同じ。）から車いす使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- (6) 車いす使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

（公立小学校等及び条例で定める特定建築物に関する読替え）

第23条 公立小学校等及び第19条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する前条の規定の適用については、同条第3号及び第5号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

（令3条例7・一部改正）

（適用除外）

第24条 第19条から第22条までの規定は、市長がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等が特別特定建築物を円滑に利用できると認めて許可した場合又は建築物若しくはその敷地の形態上、建築物の構造上、利用の目的上その他の理由によりやむを得ないと認めて許可した場合は、適用しない。

第2款 一般都市施設整備基準及び指定施設整備基準

（整備基準）

第25条 市長は、一般都市施設を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 指定施設以外の一般都市施設に関する整備基準(以下「一般都市施設整備基準」という。)は、通路及び出入口の構造に関する事項その他高齢者、障害者等の安全かつ円滑な利用に必要となる事項について、当該一般都市施設の種類及び規模に応じて規則で定めるものとする。

3 指定施設に関する整備基準(以下「指定施設整備基準」という。)は、次に掲げる事項について、当該指定施設の種類及び規模に応じて規則で定めるものとする。

- (1) 通路の構造及び配置
- (2) 出入口の構造及び配置
- (3) 廊下等、階段、傾斜路及びエレベーターその他の昇降機の構造及び配置
- (4) 便所及び駐車場の構造及び配置
- (5) 客室及び浴室、シャワー室又は更衣室の構造及び配置
- (6) 歩道の構造及び配置
- (7) 標識、案内設備及び警報設備の構造及び配置
- (8) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な利用に必要となるものの構造及び配置  
(整備基準の遵守)

第26条 一般都市施設の新設又は改修(建築物にあっては、建築(用途の変更をして一般都市施設にすることを含む。))又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の様式替をいう。附則第8項において同じ。)をしようとする者は、指定施設以外の一般都市施設にあっては一般都市施設整備基準を、指定施設にあっては指定施設整備基準を遵守しなければならない。ただし、これらの整備基準を遵守する場合と同等以上に高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用することができる場合又は一般都市施設の規模、構造、地形の状況等により、これらの整備基準を遵守することが困難であると市長が認める場合にあっては、この限りでない。  
(既存施設の整備)

第27条 この款の規定の施行の際現に存する一般都市施設(以下「既存施設」という。)を所有し、又は管理する者は、当該既存施設について、指定施設以外の一般都市施設にあっては一般都市施設整備基準に、指定施設にあっては指定施設整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

第3節 一般都市施設及び指定施設の整備  
(事前協議)

第28条 指定施設の新設又は改修（建築物にあつては、建築（用途の変更をして指定施設にする場合を含む。）又は建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。第36条において同じ。）をしようとする者（以下「指定施設整備者」という。）は、第25条第3項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長と協議しなければならない。協議した内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による協議に係る指定施設について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

（工事完了の届出）

第29条 前条第1項による協議をした者は、当該協議に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（完了検査）

第30条 市長は、前条の規定による届出があつたときは、当該届出に係る指定施設が指定施設整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による検査を行った場合において、当該指定施設について、第28条第1項の規定により行われた協議の内容と異なり、かつ、指定施設整備基準に適合していないと認めるときは、前条の規定による届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

（適合証の交付）

第31条 市長は、前条第1項の検査の結果、第29条の規定による届出に係る指定施設が指定施設整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、それを証する証票（以下「指定施設整備基準適合証」という。）を当該届出をした者に交付するものとする。

2 指定施設以外の一般都市施設を所有し、又は管理する者は、当該一般都市施設を一般都市施設整備基準に適合させたときは、規則で定めるところにより、市長に対し、一般都市施設整備基準に適合していることを証する証票（以下「一般都市施設整備基準適合証」という。）の交付を請求することができる。この場合において、当該一般都市施設を指定施設整備基準にも適合させたときは、市長に対し、指定施設整備基準適合証の交付も請求することができる。

3 指定施設を所有し、又は管理する者は、当該指定施設を指定施設整備基準に適合させた

とき（第1項の場合を除く。）は、規則で定めるところにより、市長に対し、指定施設整備基準適合証の交付を請求することができる。

- 4 市長は、前2項の規定による請求があった場合において、指定施設以外の一般都市施設にあつては一般都市施設整備基準（第2項後段に規定する場合においては、指定施設整備基準）に、指定施設にあつては指定施設整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求者に対し、それぞれ一般都市施設整備基準適合証又は指定施設整備基準適合証を交付しなければならない。

（表示板の交付及び掲示）

第32条 市長は、高齢者、障害者等の整備基準に適合している一般都市施設の利用を促進するため、一般都市施設のうち規則で定めるものを所有し、又は管理する者に、規則で定めるところにより表示板を交付するものとする。

- 2 前項の規定による表示板の交付を受けた者は、当該表示板を当該施設の見やすい箇所に掲示しなければならない。

（維持保全）

第33条 第31条第1項及び第4項の規定により交付を受けた一般都市施設整備基準適合証又は指定施設整備基準適合証に係る施設を所有し、又は管理する者は、一般都市施設整備基準又は指定施設整備基準に適合させた部分の維持保全に努めなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の施設を所有し、又は管理する者に対し、一般都市施設整備基準又は指定施設整備基準に適合させた部分の維持保全の状況について、必要な報告を求めることができる。

（既存指定施設に関する調査及び報告）

第34条 市長は、必要があると認めるときは、既存施設のうち指定施設であるものを所有し、又は管理する者に対し、当該既存施設のうち指定施設であるものが指定施設整備基準に適合しているかどうかを調査させ、その結果の報告を求めることができる。

（指導及び助言）

第35条 市長は、第33条第2項又は前条の規定による報告があった場合において、当該報告に係る施設について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置の適確な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該報告をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告）

第36条 市長は、第28条第1項の規定による協議を行わずに指定施設の新設又は改修に着

手した者に対して、期限を定めて、当該協議を行うよう勧告することができる。

- 2 市長は、指定施設整備者の指定施設の新設又は改修に伴って講ずる措置が、指定施設整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、規則で定めるところにより、当該指定施設整備者に対し、指定施設整備基準を勘案して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第37条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、推進会議に諮るものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による公表をしようとする場合において、前条の規定による勧告を受けた者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

(立入調査)

第38条 市長は、第28条第2項、第30条、第31条第1項及び第4項、第32条第1項、第33条第2項並びに第34条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設整備者又は一般都市施設を所有し、若しくは管理する者の同意を得て、当該施設に立ち入らせ、一般都市施設整備基準又は指定施設整備基準への適合状況について調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

#### 第4節 車両等及び住宅の整備

(車両等の整備)

第39条 車両等を所有し、又は管理する者は、当該車両等について、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めなければならない。

(住宅の整備)

第40条 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めなければならない。

#### 第5章 雑則

(手数料)

第41条 第24条の規定に基づく許可を受けようとする者は、申請の際、1件につき27,000円の手数料を納付しなければならない。

2 既納の手数料は、返納しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成25年7月規則第67号により平成26年1月1日から施行)

(準備行為)

2 この条例による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例（以下「新条例」という。）第28条第1項の規定による協議をしようとする者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条の規定の例により協議を行うことができる。

(横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例の廃止)

3 横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例（平成16年10月横浜市条例第51号）は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市福祉のまちづくり条例（以下「旧条例」という。）第8条第2項の規定により任命されている委員は、新条例第8条第2項の規定により任命された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、新条例第9条第1項本文の規定にかかわらず、規則で定める日までとする。

5 旧条例第12条の規定により策定された推進指針は、新条例第12条の規定により策定された推進指針とみなす。

6 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、新条例第19条から第24条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

7 この条例の施行の際現に存する特別特定建築物で、法附則第4条第3項に規定する類似

の用途相互間における用途の変更をするものについては、新条例第19条から第24条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

8 この条例の施行の際現に工事中の一般都市施設の新設又は改修については、新条例第25条から第38条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月条例第7号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月条例第56号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第20条）

(あ) 特別特定建築物	(い) 床面積の合計	
病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）		
集会場（一の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）又は公会堂		
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署		
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
博物館、美術館又は図書館		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		
公衆便所（地方公共団体が設置するものに限る。）		
診療所（患者の収容施設がないものに限る。）		300平方メートル
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
遊技場		
飲食店		
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
学校	1,000平方メートル	
集会場（全ての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。）		

る。)	
展示場	
ホテル又は旅館	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	
公衆浴場	
自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	

(備考) 床面積の合計の欄に定めのない特別特定建築物は、いかなる規模であっても建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないものとする。

## 横浜市福祉のまちづくり推進会議運営要綱

制定 平成9年7月15日（局長決裁）

最近改正 令和6年6月10日（局長決裁）

## （目的）

第1条 この要綱は、横浜市福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）（平成24年12月28日横浜市条例第90号）第7条に規定する横浜市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に必要な基本事項を定める。

## （会議等）

第2条 推進会議は会長が招集する。

2 推進会議は委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

## （会議の公開）

第3条 推進会議は、公開とする。

2 推進会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示に従い、傍聴しなければならない。

3 傍聴定員は、先着順で10人とする。ただし、会長が必要と認めるときはこの限りではない。

4 会長は、傍聴者が会議運営の支障となる行為をし、指示に従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

5 傍聴者は、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

## （会議の非公開）

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により推進会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

2 会長は、委員の発議により推進会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 推進会議を非公開とする場合において、会議場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴人を会議場から退去させるものとする。

## （普及・啓発）

第5条 推進会議は、必要に応じ、福祉のまちづくりの普及・啓発のため、講演会等を開催することができる。

## （小委員会）

第6条 推進会議は、福祉のまちづくりを地域に普及するとともに、市民意見を反映するため、条例第7条第3項に定める小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、会長のほか推進会議の委員若干名及び必要に応じて臨時委員により組織する。

3 小委員会に所属する委員は、会長が推進会議に諮り指名する。

4 小委員会に、委員長及び副委員長1名を置く。

5 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

6 小委員会は、委員長が招集する。

7 小委員会は、第1項の目的のために、福祉のまちづくりに関する事務局への助言を行うことができる。

8 小委員会の委員は、第1項の目的を達成するため次に掲げる事項を積極的に行わなければならない。

(1) 事業者及び市民が地域で実施する福祉のまちづくりをテーマとする懇談会などへの参加

(2) 市が実施する福祉のまちづくりに関する障害者団体等との意見交換会への参画

(3) 第5条で規定する講演会等の企画、運営に関すること

**(専門委員会)**

第7条 推進会議は、福祉のまちづくりの推進に必要な調査研究等を行うため、条例第7条第3号に定める専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、会長のほか推進会議の委員若干名及び必要に応じて臨時委員により組織する。

3 専門委員会に所属する委員は、会長が推進会議に諮り指名する。

4 専門委員会は、会長をもって委員長とし、副委員長を1人置く。

5 専門委員会は、委員長が招集する。

6 第1項の調査研究等とは、次に掲げる事項とする。

(1) 福祉のまちづくりに係る専門的事項の検討

(2) 専門性の高い特別な事項の検討及び調査研究

(3) 福祉のまちづくりに関する事務局への助言

**(バリアフリー検討協議会の設置)**

第8条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法という。）第25条に定める基本構想について、専門的な見地から意見を聴取するため、推進会議に関連する懇談会として、バリアフリー法第26条に定める「横浜市バリアフリー検討協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の庶務は道路局道路政策推進部道路政策推進課に置き、組織及び運営に関する事項は、別に定める。

**(事務局)**

第9条 推進会議の事務局は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課に置く。

附 則

1 この要綱は、平成9年7月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成12年9月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成13年8月24日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月18日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年7月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年5月8日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年11月19日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年6月10日から施行する。



インクルーシブな

# みんなのまちは、あなたのアクションから

横浜市福祉のまちづくり推進指針(令和3年度～7年度)

令和3(2021)年3月

横浜市

# ま

# ガイド

# ち

## 「ふくまちガイド」を手にしてくださった皆様へ

「ふくまちガイド」（横浜市福祉のまちづくり推進指針）を手にとっていただき、誠にありがとうございます。

本推進指針は、前回の改定から5年がたちます。横浜を取り巻く環境は大きく変化し、5年前に比べ、横浜が直面する課題は、より複雑に、より多様なものとなりました。

今回の改定では、このことを念頭に、これまで福祉のまちづくりに関わりを持たなかった人にも、福祉のまちづくりについて考えていただけるよう検討を重ねてきました。

福祉のまちづくりは、特定の誰かのためにあるものではなく、全ての人のためにあるものです。

福祉のまちづくりを推進することは、本ガイドを手にとってくださったあなたにとっても、横浜が、安心して、暮らす、働く、訪れるなどの生活を送れるまちとなることです。

皆様がお互いを尊重し、ともに考え、行動することが、本ガイドで掲げたビジョン（未来像）の実現に向けた第一歩となります。ちょっとしたことで構いません。本ガイドをきっかけに行動してみませんか。

最後になりますが、今回の改定にあたり、非常に多くの方々からご協力を頂きました。この場を借りて感謝申し上げます。

# 目次

<b>1 ふくまちガイドについて</b> .....	<b>1</b>
(1) ふくまちガイドとは.....	1
(2) ふくまちガイド策定までのあゆみ.....	2
(3) 横浜を取り巻く状況.....	3
(4) 福祉のまちづくりの課題.....	5
(5) ふくまちガイドの構成.....	6
<b>2 ビジョン (未来像)</b> .....	<b>7</b>
<b>3 ポリシー (理念)</b> .....	<b>8</b>
ポリシー1 みんな違ってあたりまえ.....	9
ポリシー2 一緒に活動する.....	9
ポリシー3 まずはやってみる.....	10
ポリシー4 もっともっとバリアフリー.....	10
<b>4 アクション (行動)</b> .....	<b>11</b>
(1) 基礎知識.....	11
(2) 事例紹介.....	25
<b>5 参考資料</b> .....	<b>32</b>
(1) 福祉のまちづくりのあゆみ.....	32
ア 国際的な動向.....	32
イ 全国における福祉のまちづくり.....	32
ウ 横浜市における福祉のまちづくり.....	33
エ 横浜市福祉のまちづくり推進指針.....	33
(2) 横浜市福祉のまちづくり推進指針 (令和3年度～7年度) 策定の流れ.....	34
(3) 横浜市福祉のまちづくり推進会議 委員名簿 (第12期) .....	35
(4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議 小委員会委員名簿.....	36
(5) 市民意識調査の結果.....	37
ア 関係団体ヒアリング.....	37
イ グループヒアリング.....	38
ウ 街頭インタビュー.....	39
エ 市民アンケート.....	40
オ テレ・ワークショップ.....	45
(6) 市民意見募集結果の概要.....	47
(7) お問い合わせ先.....	47

## 事例紹介

- ・ピンチをチャンスに！減災共助の会.....25
- ・家族シミュレーション.....26
- ・触る地図.....27
- ・ユニバーサルな利用に配慮したホテル.....28
- ・多言語版おくすり手帳.....28
- ・ユニバーサルパス、水陸両用車いす.....29
- ・バリアフリー能.....29
- ・エスカレーター的安全利用.....30
- ・地域住民による参加型のまちづくり.....31

## コラム

- ・横浜市地域福祉保健計画  
(よこはま笑顔プラン) .....
- 4
- ・コロナ禍における様々な問題.....
- 6
- ・やさしい日本語.....
- 14
- ・バリアフリー施設の利用マナー.....
- 16
- ・多目的トイレの機能分散.....
- 18
- ・読書バリアフリー法.....
- 20
- ・音声読み上げソフトによる情報提供.....
- 20
- ・Web会議ツールを活用した  
テレ・ワークショップの開催.....
- 27
- ・心のバリアフリーノート.....
- 30

# 1 ふくまちガイドについて

## (1) ふくまちガイドとは

福祉のまちづくりを計画的に推進するために定める「横浜市福祉のまちづくり推進指針※（以下「推進指針」という。）」に、皆様に親しんでいただけるよう『ふくまちガイド』という愛称をつけました。また、副題を「<sup>インクルーシブな</sup>みんなの まちは、あなたのアクションから」とし、「みんなの」に「インクルーシブな」とルビを振りました。

ふくまちガイドでは、福祉のまちづくりを推進し、横浜が目指すビジョン（未来像）と、そのビジョンを実現するためのポリシー（理念）を掲載しています。

また、これまでの取組から明らかになった課題や、アクション（行動）の参考となるような様々な事例も掲載しています。

**福祉のまちづくりを推進するのは、ふくまちガイドを手にとってくださった皆様をはじめ、市（行政）・事業者・市民など年齢や性別、国籍を問わず、子どもから大人まで、横浜に関わる全ての人です。そこには、暮らす人だけでなく、訪れる人や勤める人も含まれます。**

福祉のまちづくりを推進することで、皆様にとっても生活しやすいまちになります。

ふくまちガイドを手にとっていただいたことが、「誰もが生活しやすいまちとはどんなまちなのか」について、考えるきっかけになれば幸いです。



※ 横浜市福祉のまちづくり条例第 12 条に「福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針」として定められています。推進指針では、福祉のまちづくりに関する目標、施策の方向、市（行政）・事業者・市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針を定めています。

## (2) ふくまちガイド策定までのあゆみ

横浜市では、昭和 49 (1974) 年に地域社会で福祉の芽を育てるための環境づくりとして、「福祉の風土づくり運動」を開始しました。

また建築物などの整備を福祉の視点から促進するため、昭和 52 (1977) 年に「福祉の都市環境づくり推進指針」を制定しました。

これらの取組を「福祉の風土づくり推進事業」とし、ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりを進めてきました。

そして福祉のまちづくりを総合的に推進するため、平成 9 (1997) 年 3 月に「横浜市福祉のまちづくり条例<sup>※</sup>」を制定し、この条例に基づき、「横浜市福祉のまちづくり推進指針」を策定しました。



※ 横浜に関わる全ての人々が安心して、自らの意思で自由に行動でき、様々な活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現のための基本的施策を定めたものです。「暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を基本理念としています。

### (3) 横浜を取り巻く状況

#### ○ 人口減少社会の到来

「横浜市将来人口推計」によると、横浜市の人口は 2020 年代をピークに減少していくと推計されています。

#### ○ 超高齢社会の到来

65 歳以上の高齢者の割合は 24.5%（令和 2（2020）年 3 月 31 日時点）で約 4 人に 1 人が高齢者です。令和 22（2040）年には約 3 人に 1 人が高齢者になると見込まれています。

#### ○ 在住外国人の増加

市内に在住する外国人は 105,287 人（令和 2（2020）年 3 月 31 日時点）で、5 年前と比べて約 34%上昇しています。

#### ○ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」のいわゆる「社会モデル<sup>※1</sup>」の考え方に基づき、平成 28（2016）年 4 月 1 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

横浜市では、「横浜市障害を理由とする差別に関する相談対応などに関する条例<sup>※2</sup>」を定め、法施行当初から、差別解消に向けた相談体制の仕組みを整備しています。

#### ○ 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」の開催

世界規模のスポーツイベントには、選手や観客など、国内外から多くの人を訪れます。横浜市は「共生社会ホストタウン<sup>※3</sup>」に登録されるなど、東京での開催を契機に共生社会の実現に向けた機運が高まっています。

---

※1 障害は、病気や外傷などから生じる個人の問題ではなく、その人を取り巻く環境が生み出しているという考え方です（詳細は 11 ページ参照）。本冊子もこの考え方に基づき作成しています。

※2 障害を理由とする差別に関する相談の対応、あっせんの手続などを定めることにより、障害を理由とする差別に関する紛争の防止及び解決に資することを目的とした条例です（平成 28（2016）年 4 月 1 日施行）。条例の詳細は、横浜市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/sabetsu/syogai-syasabetsu-sodan/sodan.html>

※3 パラリンピアンとの交流をきっかけに、共生社会の実現に向け、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの取組を実施する自治体を、内閣官房が登録する制度です。

## ○ 「持続可能な開発目標（SDGs）」

国際連合（以下「国連」という。）では、令和12年（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」を定めています。その中で「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

横浜市では、「ヨコハマSDGsデザインセンター※」を設置し、課題解決に向けて多様な主体が連携して取り組んでいます。



### コラム 横浜市地域福祉保健計画（よこはま笑顔プラン）

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、支援機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的として策定・推進しています。

令和元（2019）年度から5（2023）年度までの5か年を計画期間とする第4期市計画では「地域福祉保健活動推進のための基盤づくり」、「身近な地域で支援が届く仕組みづくり」、「幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進」の3つの推進の柱を立て、取組を進めていきます。

掲げられている基本理念は、ふくまちガイドに似ていますが、地域福祉保健計画では住民が主体となって関係機関と協働し、地域でのつながりづくりやお互いを支え合う仕組みづくりなどを進めることによって、地域課題や生活課題の解決を図ります。

なお、市計画に基づき、市内18区でもそれぞれ区計画を策定・推進しています。



地域福祉保健計画のキャラクター  
ちふくちゃん

※ 「SDGs 未来都市・横浜」の実現を目指し、環境・経済・社会的課題の統合的解決を図る、横浜型「大都市モデル」の創出に向け、多様な主体との連携によって自らも課題解決に取り組む中間支援組織です。

## (4) 福祉のまちづくりの課題

福祉のまちづくりの課題を把握するため、障害者などの関係団体ヒアリングや市民アンケートなどの市民意識調査を行いました。そこから見えてきた課題は以下のとおりです（調査の詳細は 37～46 ページを参照）。

### ○多様性の理解促進

社会には高齢者、障害者、子育て中の人、外国人など様々な人が暮らしています。その中で、相手に対する理解の不足や思い込みなど周囲の環境により、不安を感じたり、困りごとを抱えている人がいます。誰もが安心して生活できるように、お互いを理解しようとするのが大切です。

### ○情報発信方法の工夫

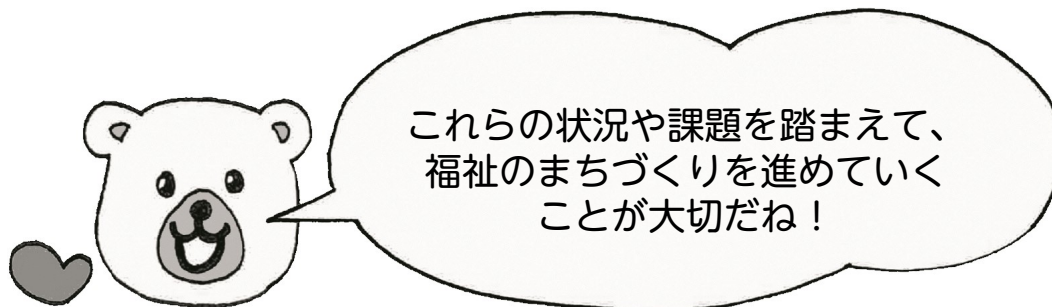
誰もが必要な情報を得られるよう、様々な方法による情報発信を求める意見が多く挙がりました。電車やバスなどの案内放送、ホームページ作成の際など、少し工夫をするだけで情報を得られる対象者が広がります。様々な情報発信の方法を学び、実践していく必要があります。

### ○バリアフリー施設の利用マナー向上

エスカレーターや多目的トイレなど、様々な場所でバリアフリー施設が増えています。しかし、正しい利用方法が守られず、本当にその施設を必要としている人が安心して利用できない状況があります。本来の用途を理解し、誰もが安心して施設を利用できるよう行動することが大切です。

### ○施設のバリアフリー化

市民アンケートでは、福祉のまちづくりを進めるために横浜市として優先的に取り組む必要があることとして、「公共施設や交通機関等のバリアフリー化」を求める意見が最も多くありました。利用者の意見を取り入れ、着実に施設のバリアフリー化を進めていくことが必要です。



これらの状況や課題を踏まえて、福祉のまちづくりを進めていくことが大切だね！

## (5) ふくまちガイドの構成

ふくまちガイドは、主に「ビジョン（未来像）」、「ポリシー（理念）」、「アクション（行動）」で構成されています。

### ○ビジョン（未来像）

福祉のまちづくりを推進し、横浜が目指す未来像。

### ○ポリシー（理念）

ビジョンを実現するために大切な4つの考え方。

### ○アクション（行動）

ポリシーを踏まえ、ビジョンを実現するための具体的な活動や行動。この冊子では、アクションに必要な、知っておきたい高齢者、障害者、子育て中の人、外国人などに関する「基礎知識」や、「事例」を紹介します。

福祉のまちづくりの推進にあたっては、一人ひとりが身近なところからアクションを起こしていくことが重要です。ふくまちガイドでは、読者の皆様が一步踏み出すうえで大切な考え方や、ヒントとなる情報を掲載しています。

このガイドを通じて、一緒に福祉のまちづくりについて学んでいきましょう！

### コラム コロナ禍における様々な問題

新型コロナウイルス感染症の流行により、私たちの生活は大きく変化しました。福祉のまちづくりに関連する場面でも様々な問題が発生しています。

例えば、感染防止対策のため、人との距離を一定間隔保つこと（ソーシャル・ディスタンス）が推奨されていますが、視覚障害のある人は、他者との距離が確認できず、心ない声を浴びせられたといったことが報道されています。また外出時には、マスクを着用することが一般的となっていますが、聴覚障害のある人にとっては、相手の口元の動きが確認できず、コミュニケーションの支障となっているケースもあります。

社会には様々な人がいることを知り、相手の状況を理解しようとする姿勢が大切です。日常生活の中で考えてみませんか。

## 2 ビジョン（未来像）

ソフトとハードが一体となった取組をみんなで進め、  
多様性を尊重するヨコハマのよさを育み、  
安心して自由に生活できるインクルーシブなまち

### ○ソフトとハードが一体となった取組をみんなで進め、

知識や情報といった無形の要素であるソフトと、施設や設備といった有形の要素であるハードは切り離せるものではありません。両方を一体的にとらえ、横浜に関わる全ての人と一緒に取組を進めていきます。

### ○多様性を尊重するヨコハマのよさを育み、

横浜は、開港当時から国内外の様々な文化を受け入れ発展してきました。その中で培われた、多様性を大切にする風土を将来につなげていきます。

### ○安心して自由に生活できるインクルーシブ<sup>\*</sup>なまち

誰もが、心置きなく、自分の意思で、暮らす、働く、訪れるなどの生活を送り、様々な活動に参加できるまちを目指します。

このビジョン実現のためのポリシーについて、次のページからご説明します。

---

#### ※ インクルーシブ

直訳すると「包摂的な」という意味です。「全ての人を受け入れられ、参加できる」、「誰も排除しない（されない）」、「誰一人取り残さない」という意味合いで用いられます。

### 3 ポリシー（理念）

ビジョンを実現するために、市（行政）・事業者・市民が自分ごととして考え、できることから一歩を踏み出せるように4つのポリシー（理念）を打ち出しました。

それぞれのポリシーは、アクション（行動）を起こすうえで大切な考え方で、どれから始めていただいても構いません。ポリシーの詳細は次ページ以降で紹介します。

#### 4つのポリシー（理念）

ポリシー1 みんな違ってあたりまえ

ポリシー2 一緒に活動する

ポリシー3 まずはやってみる

ポリシー4 もっともっとバリアフリー



## ポリシー 1 みんな違ってあたりまえ

- 常に相手を知ろうとし、考える姿勢を  
持ち続けることが大事です。

相手のことを知ろうとする姿勢は、偏見や思い込みの壁を取り払い、社会に多様な人がいることの理解につながります。考える姿勢を持ち続けることは、お互いに尊重し合うことです。

- 自分の価値観を押し付けず、相手の価値観を  
否定しないようにしましょう。

多様な人が共に生きる社会を実現するためには、自分の価値観を押し付けず相手の価値観を否定しないことが大事です。

- それぞれの違った立場から社会に関わりを持つことを尊重しましょう。

多様な立場、能力に応じて、全員参加が達成できる社会の環境、組織、人のつながりを築いていくことが大事です。



## ポリシー 2 一緒に活動する

- 関心のあること、興味のあることを通じて、  
様々な人とつながり、一緒に活動してみましょう。

直接福祉に関係のないことでも、様々な人と一緒に趣味を楽しむことや地域活動に取り組むことが、福祉のまちづくりに繋がっていきます。また子どもの頃から様々な人とつながりを持つことも大切です。

- 活動を通じて、様々な人の感じ方や考え方を  
自然と理解することができます。

様々な人と一緒に活動することで、お互いを一人の人としてより深く知ることになります。知ることによって、社会には様々な人がいることを理解していきます。

- 一緒に活動することが、ユニバーサルな社会の  
実現につながります。

様々な人と一緒に活動することで知ったそれぞれの価値観を尊重する社会を実現します。



## ポリシー3 まずはやってみる

### ○身近なところで何ができるか考えてみましょう。

最初は、大げさなことをやろうとしなくても構いません。既に行っていることの中で、誰かのためにできることがないかをまずは考えてみましょう。

### ○ちょっとした行動や工夫が、様々な人の暮らしやすさにつながります。

様々な理由で困っている人を見かけたとき、声をかけたいと思う人は多くいます。そのようなときは、躊躇せずに声をかけ、また困っている人から発信することも大切です。コミュニケーションによって、様々な人の暮らしやすさへ一歩近づきます。



### ○横浜に関わるすべての人が、少しずつやってみましょう。

横浜に住む人、働く人、訪れる人などみんなが、背伸びすることなく、できることをやってみることから、福祉のまちづくりは始まります。

## ポリシー4 もっともっとバリアフリー

### ○着実にバリアフリーを推進しましょう。

今までもバリアフリーは進められてきましたが、誰もが安心して自由に生活できる「環境」を目指して、更なるバリアフリーを着実に進めていくことが重要です。

### ○だれもが入手できるバリアフリーな情報が必要です。

バリアフリーに関する情報やその設備の使い方など、情報を集約し、適切に提供することが求められています。アクセシビリティ※を意識し、情報を必要とする人にきちんと届くようにしましょう。

### ○様々な利用者の声を聞くことで、誰にとっても使いやすく便利な施設や製品・サービスにつながります。

バリアフリーの実現には、利用する人の声を聞く必要があります。決められた基準を守るだけでは、利用者でなければ分からない問題を見過ごしてしまいます。様々な人の意見を聞いてみましょう。



※ アクセシビリティ

「近づきやすさ」、「利用しやすさ」などの意味を持つ英単語です。情報技術分野では、身体の状態によらず、情報などを様々な人が同じように利用できる状況のことを指します。

## 4 アクション（行動）

ここでは、ポリシー（理念）に基づき、一人ひとりのアクション（行動）につながるヒントを掲載します。

### （1）基礎知識

#### ○障害の「社会モデル」

障害の「社会モデル」とは、障害者が生活の中で受ける制限が、主に社会によって作られたものであるという考え方です。例えば、車いす使用者が街で段差に直面し、その先へ行くことができない場合、身体機能という個人の問題ではなく、エレベーターやスロープがないといった状況を作り出している社会に原因があると考えます。

この社会モデルの考えに基づき、平成 28（2016）年 4 月に施行された「障害者差別解消法<sup>\*1</sup>」により、様々なサービスを提供する行政機関や事業者には「不当な差別的取扱いの禁止<sup>\*2</sup>」、「合理的配慮の提供<sup>\*3</sup>」が求められています。一人ひとりが法律の趣旨を理解し、社会から差別や障壁をなくしていくことが必要です。



※ 1 障害者差別解消法の詳細については、内閣府のホームページをご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

※ 2 国・都道府県・市町村などの行政や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

※ 3 行政や事業者に対して、障害のある人から何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めています。

## ○まちには多様な人がいます

「社会モデル」の考え方を踏まえると、まちの環境によって困った状況に置かれる人がいると分かります。障害者だけでなく、怪我をしている人や病気の人も同様です。

誰もが暮らしやすいまちを実現するためには、社会に多様な人がいることを理解し、ソフトとハードの両面において「バリア=障壁」を生み出さないことが大切です。

困っている様子の人に気づけるアンテナを身につけましょう。気づいたら、まずはコミュニケーションをとることから始めます。自分の思い込みでなく、何に困っているのか、どのようにしたらいいのかを相手に聞いて行動しましょう。

次ページ以降では、多様な人の特性や日常生活で直面する困りごとをご紹介します。掲載内容はあくまで一例であり、それ以外の特性や困りごとがある方も多くいます。

・高齢者……………13 ページ	・認知症……………17
・子育て中の人……………13	・内部障害……………18
・外国人……………14	・上肢障害……………19
・性的少数者 (セクシュアル・マイノリティ) ……15	・視覚障害……………19
・杖使用者……………15	・聴覚障害……………21
・車いす使用者……………16	・知的障害……………22
	・発達障害……………22
	・精神障害……………22



## ◇ 高齢者

加齢に伴い、足腰などが弱くなり、動作がゆっくりになったり、長距離の歩行や階段の上り下りに困難が生じたりします。また視力や聴力などの感覚機能の低下を伴うこともあります。これらのことから、情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避などへの即応や新しい機器類への順応が難しくなります。

### 【アクション（行動）の具体例】

- 電車やバスなど、公共交通機関の中では席を譲る。
- 重そうな荷物を持っていたり、段差や傾斜などで困っていると感じた時は、「お手伝いしましょうか？」と一声かけてから手伝える。
- 広報物を作成する際は、見やすい大きな文字を使用する。



## ◇ 子育て中の人

子育て中の人が出るときは、おんぶやだっこまたはベビーカーを押しながら大きな荷物を持つ必要があるため、移動をする場合、多くの困難を伴います。また移動の途中で授乳やおむつ替えが、必要になることがあります。

### 【アクション（行動）の具体例】

- ベビーカー使用者がエレベーターを利用しやすいように、他の移動手段（階段、エスカレーター）を利用する。
- ベビーカーや荷物を抱えて、段差や傾斜で困っていると見られるときは、「お手伝いしましょうか？」と一声かけてから手伝える。
- みんなで子育てをする気持ちで見守りながら応援する。



## ◇ 外国人

自身と異なる言語でのコミュニケーションや文化、生活習慣に慣れていない人もいます。また、会話はできても、日本語の文章を読むことが苦手な人もいます。

### 【アクション（行動）の具体例】

- 相手の立場に立って考える意識を大切にし、違う文化や習慣を認めながら互いに尊重する。
- やさしい日本語や図記号（ピクトグラム）を使ったチラシ配布や、身振り手振りを交えゆっくりとした話し方に努めるなど、必要な情報を簡潔に伝える。



### コラム やさしい日本語

「やさしい日本語」とは、外国人※にとって分かりやすいように簡単に書き換え・言い換えをした日本語のことです。「やさしい日本語」を使うことにより、より多くの外国人住民にお知らせすることができる、翻訳費用がかからない、災害時にも速やかな情報発信ができるなどといったメリットがあります。

横浜市では、「やさしい日本語」で文章を作成するための基準として、『「やさしい日本語」で伝える 分かりやすく 伝わりやすい日本語を目指して（第4版）』を発行しています。「外国人向けに『やさしい日本語』で広報したいけど、どうすればいいの?」といった場合に、ぜひご活用ください。

※ここでいう外国人とは、日本語を母語にしない、日本語を学び始めた人のことをいいます。



◇ 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）

性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）とは、様々な性のあり方の中で、少数の立場にいる人のことをいいます。性的指向について少数であるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、性自認について少数であるトランスジェンダーの頭文字をとってLGBTといわれることもあります。またLGBTの4つの類型にあてはまらない人たちもたくさんいます。

性的指向…自分がどのような性別を好きになるかということ。

性自認…自分がどのような性別かという自覚のこと。

【アクション（行動）の具体例】

- 様々な性のあり方について理解し、身の回りの習慣や常識となっている考え方について、改めて確認してみる。

◇ 杖使用者

歩行する人の中には、歩行が不安定な人や階段を上り下りすることが難しい人がいます。杖は、歩行が困難な人の歩行能力を改善するための福祉用具です。歩行時のバランスの調整や歩行パターンの矯正、スピードや持続力の改善を目的としています。

【アクション（行動）の具体例】

- 電車やバスなど、公共交通機関の中では席を譲る。（特に手すり近くにある席は、杖使用者にとって立ち上がりの際の支えとなる。）

## ◇ 車いす使用者

車いすは、歩行が困難になった場合に用いる代表的な移動用福祉用具であり、大きく分けて手動車いすと電動車いすがあります。一般的に車いす使用者は、段差や坂道、狭い通路などの移動が困難であるほか、手の届く範囲も限られてしまうため、ボタンやスイッチを押す動作やドアを開閉するなどの動作が、困難な場合があります。

### 【アクション（行動）の具体例】

- 車いす使用者が移動しやすいように、歩道や通路には、自転車やバイク、看板などを放置しないようにする。
- 車いす使用者がエレベーターを利用しやすいように、他の移動手段（階段、エスカレーター）を利用する。



### コラム バリアフリー施設の利用マナー

多目的トイレや車いす使用者用駐車スペース、エスカレーター、エレベーター、視覚障害者誘導用ブロック（いわゆる「点字ブロック」）など、様々な人が生活しやすくなるための施設がたくさんあります。

しかし利用者のマナーによっては、本当に必要としている人が利用できなくなってしまうこともあります。

例えばエレベーターは、車いす使用者やベビーカー使用者など、階段を使うのが難しい人にとって欠かせない施設ですが、混雑していると乗ることができません。必要としている人たちが利用したいときに利用できるように、一緒に待っていたら順番を譲る、乗っているときは降りてスペースを空けるなどの配慮が必要です。

その施設が何のためにあるのか、十分に理解し、マナーを守って利用することが大切です。

## ◇ 認知症

認知症とはいろいろな原因で脳の神経細胞が壊れてしまったり、働きが悪くなったために様々な障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態のことをいいます。

誰もがかかる可能性があり、加齢とともに発症する割合が増加しますが、65歳未満の人が発症する若年性認知症もあります。若年性認知症は働き盛りに発症するため、仕事や家事が十分にできなくなるなど勤務先や家族などへも影響が大きく、老年期の認知症とは異なる問題が生じます。

### 【アクション（行動）の具体例】

- 道に迷っているような高齢者がいたら、様子を見ながら声をかける。様子を見て、本人が助けを必要としているときには、近くの交番に連絡をする。
- 近所で認知症の方がいることが分かっている場合には、できる範囲で家族の見守りを手助けする。



## ◇ 内部障害

疾病などによって、心臓や腎臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸などの機能に障害があり、日常生活での活動が制限されている状態です。内部障害者の多くは、外見が健常者と変わりなく見えるため、困っていることが分かりにくいのが特徴です。

内部障害者の利用している機器や治療法の代表的な例としては、心臓ペースメーカー装着、人工透析導入、人工肛門・ぼうこう造設、人工呼吸器装着などがあります。

### 【アクション（行動）の具体例】

- 公共交通機関などでヘルプマークを付けている人が困っている場面を見かけたら、外見で判断をせずに声をかけてみる。
- 内部障害のある方がいるということを理解し、温かな眼差しを持って配慮する。



### コラム 多目的トイレの機能分散

バリアフリーの取組として、多目的トイレの設置が進んできました。多目的トイレには広い空間や手すり、オストメイト対応設備、乳幼児用設備など様々な機能があります。障害者や高齢者、子ども連れなど多くの人にとって便利な一方、利用が集中し、広い空間が必要な車いす使用者が使いにくくなっているという意見も寄せられています。

そこで利用を分散させるためには、多目的トイレのみにあった機能を、その他のトイレにも設置することが有効です。併せて、どこに何があるか分かるよう表示することも重要です。

また異性介助による利用の場合など、男女共用のトイレに関するニーズが高まっており、施設利用者のニーズに合わせて整備することが求められています。

## ◇ 上肢障害

上肢の痛みや変形、麻痺、握力の低下などから、つまんだり握ったりといった手指の細かい操作や、腕を伸ばす動作が困難になる場合があります。

### 【アクション（行動）の具体例】

- 扉の開閉や水道の蛇口の操作など、力を入れる動作が苦手なため、困っている様子ときは一声かけてから手伝う。

## ◇ 視覚障害

視覚障害というと、目が全く見えない（全盲）と思われがちですが、残存視力のある方（弱視）も多くいます。視覚障害に対応するまちづくりを考えるときは、全盲の方だけでなく、弱視などの方にも十分配慮する必要があります。白い杖（白杖）は、前方の状況を確認するために使うとともに、周囲の人に見えないことを知らせるためにも使います。

### 【アクション（行動）の具体例】

- 立ち止まったり、何かを探している時には、「何かお手伝いしましょうか？」と一声かける。
- 情報を伝える際には、見た情報を言葉に置き換えて伝えるようにする。例えば、「あちら」や「こちら」などの指示語を使わず、右、左、Om先など、できるだけ具体的な説明をする。
- ホームページでの情報発信の際には、パソコンなどで音声読み上げ機能を使えるように、資料のテキストデータを提供する。



### **コラム 読書バリアフリー法**

読書バリアフリー法は、視覚障害、発達障害、肢体不自由などの障害により、読書を行うことが困難な方の読書環境を整備することを目的として制定されました。障害の有無にかかわらず、誰もが読書を楽しむことができる社会の実現を目指しています。

横浜市の図書館では、視覚に障害のある方向けに、音訳者が対面で図書及び雑誌を読み上げる対面朗読サービスを提供しているほか、録音図書再生機の整備、拡大読書器の設置にも取り組んでいます。

このほかにも中央図書館で、音訳者の技術向上や録音図書の製作を進めるなど、誰でも読書に親しめる環境づくりを推進しています。

### **コラム 音声読み上げソフトによる情報提供**

現代社会において様々な情報を得るためには、インターネットの活用は欠かせないものとなる一方で、高齢者や障害者は、様々な理由により必要な情報を得ることができないという問題が起こっています。

特に視覚障害者は、音声読み上げソフトを使いウェブページを読むことによって情報を取得しますが、音声読み上げソフトに対応していないホームページやアプリ、データからは、必要な情報を得ることができません。

このようなときは、テキストデータを併せてアップロードするなど、音声読み上げソフトで情報を入手する人がいることも理解して作成すると、より多くの人たちに情報を届けることができます。

この一例のように、誰もがインターネットから提供される情報や機能を支障なく利用できることをウェブアクセシビリティといいます。自分たちの情報をより多くの人に届けられるようウェブアクセシビリティを確保する必要があります。

## ◇ 聴覚障害

耳が聞こえない、または聞こえにくい障害です。外見からは身体のどこに障害があるのか分かりにくいため、接し方や援助方法の理解が難しい場合があります。音声言語によるコミュニケーションが難しいため、情報の送受に支障をきたし、情報が不足しがちです。特に緊急時の情報不足は大きな問題です。

聴力損失の程度や失聴の時期、教育環境などの違いによって、手話や筆談などコミュニケーション手段が異なります。

### 【アクション（行動）の具体例】

- 聴覚障害のある全ての人が、手話を理解しているわけではなく、筆談やスマートフォンのアプリなど様々なコミュニケーション手段があるため、それらを柔軟に活用する。
- 筆談の際には、単語を中心に、分かりやすい簡潔な文章になるよう心がける。
- コミュニケーションをとる時は、身振り手振りを交える。



#### ◇ 知的障害

先天性または出生時などに、脳に何らかの障害を受けたために知的な発達が遅れ、他者とのコミュニケーションなどの社会生活に困難が生じる障害です。支援を必要としても、社会で活躍されている方もいます。また支援を必要としない方も大勢います。

#### ◇ 発達障害

自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、脳機能の障害であって、通常は低年齢において症状が発現する障害です。大人の方でも同様の障害がある方がいます。また発達障害は重複することが特に多いという特徴があります。

#### ◇ 精神障害

統合失調症、気分障害（うつ病など）、てんかんなどの様々な精神疾患により、日常生活や社会生活のしにくさを抱える障害です。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、大半の方は地域社会の中で生活しています。

#### 【アクション（行動）の具体例】

- 話しかけるときは、笑顔でゆっくりやさしい口調で声を掛ける。
- 話を聞くときは、リラックスした雰囲気をつくり、相手の様子に合わせる。
- 必要に応じて、質問により相手の気持ちを確認する。「はい」か「いいえ」で答えられるように質問する。
- 説明をするときは、ゆっくり、はっきり、短く、具体的に話し、内容を理解しているか確認する。
- 音や光に敏感な人もいるので、音量や光量を調節できる場合は対応する。



## ○知っていますか？ マークの意味

各団体などが作成・所管する高齢者、障害者、妊産婦、子育て中の方に関する代表的なマークを紹介します（順不同）。なお、各マークの詳細については、それぞれのお問合せ先へお願いします。

### 障害者のための国際シンボルマーク



障害のある方々が利用できる建築物や施設であることを示す、世界共通のシンボルマークです。

【お問合せ先】  
公益財団法人  
日本障害者リハビリテーション協会  
電話：03-5273-0601  
FAX：03-5273-1523



### 盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人連合（WBU）で昭和59（1984）年に制定された世界共通の国際シンボルマークです。

【お問合せ先】  
社会福祉法人  
日本盲人福祉委員会  
電話：03-5291-7885  
FAX：03-5291-7886



### ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。

【お問合せ先】  
厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課  
自立支援振興室  
社会参加活動支援係  
電話：03-5253-1111  
(内線 3071,3074)



### 耳マーク



聞こえが不自由なことを表すとともに、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。

【お問合せ先】  
一般社団法人  
全日本難聴者・  
中途失聴者団体連合会  
電話：03-3225-5600  
FAX：03-3354-0046



### 手話マーク

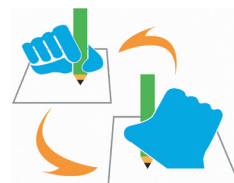


ろう者等から提示する場合は「手話で対応をお願いします」、窓口等で掲示する場合は「手話で対応します」という意味を伝えるマークです。

【お問合せ先】  
一般財団法人  
全日本ろうあ連盟  
電話：03-3268-8847  
FAX：03-3267-3445



### 筆談マーク



筆談を必要としている人が提示する場合は「筆談で対応をお願いします」、窓口等で掲示する場合は「筆談で対応します」という意味を伝えるマークです。

【お問合せ先】  
一般財団法人  
全日本ろうあ連盟  
電話：03-3268-8847  
FAX：03-3267-3445



## ヘルプマーク



内部障害や妊娠初期の方など、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなることを目的としたマークです。

【お問合せ先】  
横浜市役所  
健康福祉局障害福祉保健部  
障害施策推進課  
電話：045-671-4133  
FAX：045-671-3566



## ハート・プラスマーク



内部障害（心臓、腎臓、呼吸器機能、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能）があることを示すマークです。

【お問合せ先】  
特定非営利活動法人  
ハート・プラスの会  
電話：080-4824-9928  
メール：info@heartplus.org



## オストメイトマーク



オストメイト（人工肛門・人工ぼうこうを使用している方）が利用できる設備があること及びオストメイトであることを示すマークです。

【お問合せ先】  
公益社団法人  
日本オストミー協会  
電話：03-5670-7681  
FAX：03-5670-7682



## 身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

【お問合せ先】  
神奈川県警察本部交通部  
電話：045-211-1212

## 聴覚障害者標識



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。

【お問合せ先】  
神奈川県警察本部交通部  
電話：045-211-1212

## 高齢者運転標識



加齢に伴って生ずる身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがある70歳以上の方が運転する車に表示されているマークです。

【お問合せ先】  
神奈川県警察本部交通部  
電話：045-211-1212

## マタニティマーク



妊産婦さんが交通機関や職場、飲食店等において身につけることで、周囲の方が妊産婦さんへの配慮を示しやすくするマークです。

【お問合せ先】  
「健やか親子 21(第2次)」事務局  
メール：sukoyaka21@shopro.co.jp



## ベビーカーマーク



ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備（エレベーター、鉄道やバスの車両スペース等）を表すマークです。

【お問合せ先】  
国土交通省総合政策局  
安心生活政策課  
電話：03-5253-8111



## (2) 事例紹介

### 減災活動をきっかけに「だれもが住みやすい緩やかな関係づくり」 ピンチをチャンスに！減災共助の会

「ピンチをチャンスに！減災共助の会」（愛称：ピンチャン）は、瀬谷区で活動する子育てや高齢者の支援団体と障害児親の会「ほっぺ」が防災訓練などを通してつながり、平成25（2013）年1月に発足しました。

年々、自然災害の危険性が高まっており、特に大きな被害を受けやすい高齢者、障害者、妊婦・乳幼児や外国人にとって、避難所での共同生活など、災害時の対応が課題となっています。こうした状況の中、性別や年齢、国籍や障害の有無に関わらず、地域において日頃から助け合える関係を目指して活動しています。

ピンチャンでは、「お互いさま！」を合言葉に、避難所で一人ひとりが運営に協力できることを、避難所開設訓練や生活資機材組立て体験などを通じて考え、お互いに協力しながら学んでいます。また、災害時における高齢者、聴覚障害、発達障害、精神障害、妊婦・乳幼児や外国人への支援・配慮のポイントについて、地域住民などが理解を深めることを目的とした講座を毎年開催しています。

#### ○ここがポイント

- ・高齢者、子育て、障害者とその支援者、外国人団体などと地域住民、事業者、行政がそれぞれ協力して活動しています。
- ・災害時に被害を受けやすい高齢者や障害者などが、講座で講師を務めるなど、減災活動の担い手として活動し、地域と関わりを持っています。



避難所体験の中で、段ボールによる家族の居場所づくりを行う様子

## 子育てを「ちょこっと」体験し、仕事との両立のヒントを見つける 家族シミュレーション

地域の子育て支援を行っている認定特定非営利活動法人びーのびーのでは、企業などで働く子育て未経験の若手社員や、人事・経営部門の社員を対象に、子育てと仕事の両立を疑似体験できる「家族シミュレーション」を実施しています。当初は家庭の子育てを支援するため、学生ボランティアを派遣する事業を行っていましたが、共働き世帯が増加し、子育てと仕事の両立に関する相談を受ける機会が増えたことから、家庭への直接支援だけでなく、周囲の理解促進の必要性を感じ生まれた事業です。企業研修などで活用されています。

参加者は、オリエンテーションで子どもとの関わり方を保育士から学びます。その後、参加者を受け入れる家庭の日常と同様の体験をするため、実際に短時間勤務を行い、保育園へのお迎え、一緒にご飯を食べるなど子どもの世話をします。体験を通じて、子育て中の家庭の状況を身近に捉えることができるようになります。従来の体験型研修とともに、オンライン研修でも実施できます。

令和2（2020）年10月には、子どもや子どもの産み育てに配慮した優れた製品・サービスなどを顕彰する「第14回キッズデザイン賞」を受賞しました。

### 〇ここがポイント

- ・子育てと仕事を両立している家庭の状況を実際に体験することで、職場や身近な生活の中で必要なサポートを学ぶことができます。
- ・職場での協力的な雰囲気づくりや、企業などの「両立支援制度」の充実のきっかけとなり、誰もが働きやすい環境の実現につながります。



家族シミュレーションで、子ども達と研修を受ける社員が交流する様子

## 同じ地図を使って、みんなで情報を共有する 触る地図

特定非営利活動法人横濱ジェントルタウン倶楽部が作成した「触る地図」は、カラー印刷の地図の上に透明な樹脂を使用した特殊な立体印刷をするなど、地図上の道路や通路を凸型に浮き出させたり、目印となる場所に点字をつけたりした地図です。視覚障害者は手で触って、晴眼者は目で見て、同じ地図から情報を得ることができます。

「触る地図」作成のきっかけは、同団体の主要メンバーである視覚障害者の「見えない人にも分かる地図がほしい」という意見で、「共用マップ」をコンセプトに作成されました。

また、触る地図を使った「触る地図でまち歩き」や「バリアフリーマップ博覧会&フォーラム」などのイベントも開催されました。

### 〇ここがポイント

- ・障害の有無を問わず、一緒にこの地図を見ながらコミュニケーションをとることができます。
- ・バリアフリー情報と観光情報が一緒に載っており、誰もが使いやすい地図になっています。

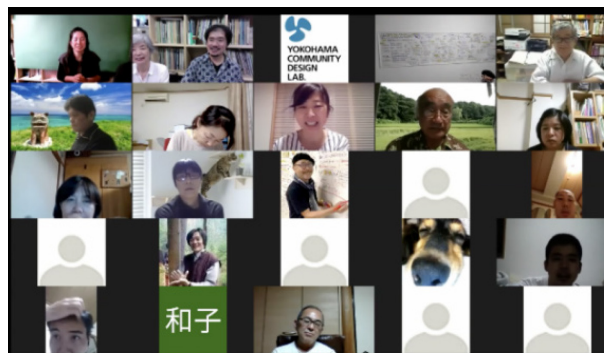


### コラム Web会議ツールを活用したテレ・ワークショップの開催

ふくまちガイド策定にあたっては、福祉のまちづくりの現状把握を目的としたワークショップを開催予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、集合形式での開催が困難になりました。そこで、感染リスクを抑えて実施するため、Web会議ツールを使用した「テレ・ワークショップ」を行うことになりました（詳細は45、46ページ参照）。

Webを通じた聴覚障害者向けの手話通訳の方法など、当事者や関係者の方にアドバイスをいただきながら試行錯誤を重ねました。

その結果、障害当事者の方や福祉のまちづくりに関連する取組に携わっている方などがWeb上で一堂に会し、福祉のまちづくりに関する課題や今後の方向性について、活発な議論を交わすことができました。



## +α のバリアフリー化 ユニバーサルな利用に配慮したホテル

みなとみらいに位置するヨコハマ グランド インターコンチネンタル ホテルは、平成3 (1991) 年に開業し、ヨットの帆を模した外観は横浜のシンボルになっています。

バリアフリールームは従来から3室あり、シャワーチェアの貸出もしていましたが、令和元 (2019) 年には、新たにトイレ用すりなどの貸出備品を導入したほか、いわゆる一般客室において小規模な改修を行い、より多くの方が利用しやすい環境を整えました。

### ○ここがポイント

- ・ホテルとしての営業に支障がないよう、近接する客室への工事の影響は、最小限に抑える必要がありました。
- ・工期や費用面から、大規模な改修を行うのは難しく、少額かつ短期で対応できる範囲で実施しました。
- ・横浜市と観光庁の補助制度を活用しています。



車いすでの利用に配慮したドアスコープ (カメラを通じて見えるようになっており、低い視点から見える高さに画面が設置されています。)

## インターンシップ生のアイデアが出発点 多言語版おくすり手帳

横浜型地域貢献企業である株式会社大川印刷では、NPOと事業者の協働により、病院や薬局で役立つおくすり手帳の多言語版を作成しています。やさしい日本語も含めて8言語を用意し、日本語でのコミュニケーションが難しい時でも、自身の健康状態を伝えることができます。

工夫されている点は、デザイン色の使い方などです。またピクトグラムやチェックシートを効果的に用いることで、目で見て分かりやすいものとなっています。

このおくすり手帳によって、持っている人だけでなく、薬局や病院の人にとっても便利になります。

### ○ここがポイント

- ・インターンシップ生の高齢者向けおくすり手帳作成の発案から始まり、翻訳や広報を3者の協働によって解決しています。
- ・外部の人とともに活動することで、新たな経験をすることができます。また横のつながりを広げることができます。
- ・メディアユニバーサルデザインの考え方を加えることで、色覚障害の方も必要な情報を得やすくなっています。



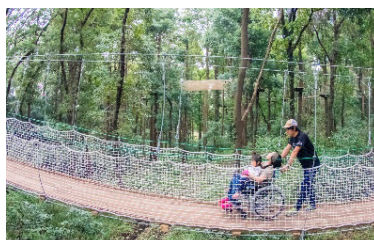
## 設備を工夫して誰もが楽しめるアクティビティに ユニバーサルパス、水陸両用車いす

旭区にあるフォレストアドベンチャー・よこはまでは、誰もが森の中を楽しむユニバーサルパスを設置しています。全長111mの無料で入れる遊歩道で、車いす使用者も安全に通ることができる道です。途中には木と木の間を渡るつり橋もあり、樹上にいる気分を味わうことができます。気軽にフォレストアドベンチャーらしい体験ができるよう設置されました。

また、金沢区にある海の公園では水陸両用車いすを貸し出しています。タイヤが中に空気が入ったバルーン状になっていて砂浜を走ったり、波打ち際で海に入ったりできる車いすで、砂浜散歩や潮干狩り、海水浴を楽しむことができます。車いすに乗ったまま潮干狩りをするように、持ち手が長い熊手も一緒に貸し出しています。

### ○ここがポイント

- ・誰もが一緒に同じ場所でアクティビティを楽しむことができます。
- ・公園整備のノウハウを活用したり、設備を導入したり、従来の業務の一環としてバリアフリーを実現しています。



ユニバーサルパス



水陸両用車いす

## より多くの方へ能・狂言を届けたい バリアフリー能

横浜能楽堂（公益財団法人 横浜市芸術文化振興財団）では、年に1回「バリアフリー能」を開催し、日本の古典芸能である能・狂言を誰もが一緒に楽しめる環境づくりを目指しています。

視覚障害者の方には、副音声や、点字の解説文、能舞台触図、点字入りチケットをご用意しています。また開演前に触ることのできる能面、能舞台模型を展示しています。

聴覚障害者の方には、台本、解説に手話通訳、解説の事前送付、解説・上演時には、字幕配信を実施しています。

### ○ここがポイント

- ・各障害者団体へのヒアリングや公演後に開催している意見交換会での意見を反映させて、作り上げました。



撮影：神田 佳明

## 施設の利用マナーについて発信する エスカレーターの安全利用

エスカレーターでの歩行は、他の利用者や荷物との接触によって、思わぬ事故を引き起こす恐れがあり、大変危険です。また、身体の片側に麻痺がある方や子ども連れの方などから、不安の声をいただいています。

令和元（2019）年度から九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）でエスカレーターでの事故防止に向けて取り組むこととし、エスカレーターでは立ち止まることなどを呼びかけています。

また、平成22（2010）年頃から、鉄道事業者などが中心となってエスカレーターの安全利用についてキャンペーンを行ってきました。現在は、鉄道事業者や商業施設、自治体がこのキャンペーンに参加しています。

### ○ここがポイント

- ・施設を整備するだけでなく、整備したあとの利用マナーの啓発が進められています。
- ・事業者や行政など、複数の主体が一体となって継続的に取り組んでいます。



### コラム 心のバリアフリーノート

心のバリアフリーノートは、様々な心身の特性や考え方を持つ人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、学び合い、支え合い、育ち合う関係を形成していくことを目的に、小学校、中学校、高等学校での教育活動に活用できるよう文部科学省が作成した学習資料です。

このノートは、ふくまちガイドのポリシーとも合致する部分が多く、小学生や中学生・高校生向けではあるものの、大人でも新たな気づきや理解を得ることができます。

あわせて心のバリアフリーノート【指導者用】も読むことにより、教材としての狙いについて理解を深めることができます。

心のバリアフリーノートは、文部科学省のホームページからダウンロードすることができます。



文部科学省 心のバリアフリーノート

で検索

出典：文部科学省初等中等教育局教育課程課

## 住民によるバリアフリー基本構想の作成提案 地域住民による参加型のまちづくり

保土ヶ谷区常盤台地区連合町内会、常盤台地域ケアプラザと横浜国立大学で実施している「常盤台地域まちづくりワークショップ」では、住民主体で地域の福祉のまちづくりを考えてきましたが、新駅開業をきっかけに、神奈川区羽沢南町内会にも声をかけ、地域住民によるまちあるき点検などを行うなどの調査・検討の末「バリアフリー基本構想素案」を作成しました。平成 31（2019）年 2 月に、横浜市で初めて「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）」に基づく住民提案書として提出し、これを受けて、市では基本構想作成に着手することとしました。

### ○ここがポイント

- ・地域住民、大学、事業者、行政関係者などが連携し、まちあるき調査やワークショップなどを通じて、バリアフリーに関する課題や解決策を話し合うことにより、区をこえた地域住民による参加型のまちづくりが実践されています。



## 5 参考資料

### (1) 福祉のまちづくりのあゆみ

#### ア 国際的な動向

国連では、1981年を「国際障害者年」と決めました。「完全参加と平等」をテーマに障害者の社会的適合の援助、雇用機会の創出、公共建築物や交通機関の使いやすさなどを主な内容とし、各国に取組を求めました。翌年には取組を継続する必要から、1983年から1992年までを「国連障害者の十年」と定め、「障害者に関する世界行動計画」が策定されました。2006年には、国連総会において「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、2008年に発効しました。この条約は国際人権法に基づき、「障害は個人ではなく社会にある」という点や、障害当事者の視点などを重視して作られています。

一方、世界保健機関（WHO）では、1972年から国際障害分類の制定作業を開始し、1980年に「機能障害・能力障害・社会的不利の国際分類（国際障害分類：ICIDH）」を策定しました。2001年のWHO総会では、「障害というマイナスだけでなく、障害者が持つプラス面にこそ注目しよう」との考え方で、「生活機能・障害・健康の国際分類（国際生活機能分類：ICF）」として改定されました。

そして、アメリカでは、1990年に「障害を持つアメリカ人法（ADA）」が制定されました。障害による差別を禁止する適用範囲の広い法律で、立案・制定過程に障害者などの当事者が関わった点が重要とされています。民間企業の雇用における差別禁止など、主に4つの柱で構成されています。

#### イ 全国における福祉のまちづくり

福祉のまちづくりは、1970年代から「心身障害者対策基本法（現：障害者基本法）」や日本万国博覧会などを契機に、公的施設・バスなどにおける障害者への配慮やバリアフリー化の取組として、仙台市、町田市、川崎市、神戸市などでスタートしました。1981年の「国際障害者年」を契機に、バリアフリーの整備を求める福祉環境整備要綱が各都市において制定されるなど、全国的な広がりをみせました。

1990年代に入ると、次々と公共施設、鉄道・バスなどで環境整備が拡大されました。その背景には、「障害者基本法」の改正（1993年）と「ハートビル法」の制定（1994年）が大きく影響しています。同時に、この時期は「高齢社会対策基本法」（1995年）、「高齢社会対策大綱」（1996年）、「介護保険法」（1997年）などからも分かるように、高齢化社会の進展への対応という側面も付加されました。

2000年代から2010年代は、「交通バリアフリー法」の制定（2000年）、「ハートビル法」の改正（2002年。対象建築物の拡大、自治体の条例への委任など）から始まりました。その後、本格的な少子高齢社会の到来に対応するため、「障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）」（2004年）と「バリアフリー法」（2006年。交通バリアフリー法とハートビル法の統合。）が施行され、取り巻く環境は拡充されました。2008年の「障害者権利条約」の発効に伴い、国内では「障害者基本法」の改正や「障害者差別解消法」が成立するなど、様々な法制度などの整備が行われました。

## ウ 横浜市における福祉のまちづくり

地域社会で福祉の芽を育てるための環境づくりとして、市民相互の支え合いの大切さを学び合う「福祉の風土づくり運動」を1974年から開始しました。並行して、福祉の視点で建築物などのハードを整備するため、「福祉の都市環境づくり推進指針」(1977年)を定め「福祉の風土づくり推進事業」としてソフトとハードを一体的に取り組みました。

ソフトとハードをより総合的、一体的に進めることを目指し、市民、事業者、学識経験者などで構成された福祉のまちづくり検討委員会の提言を受けて、「横浜市福祉のまちづくり条例」(1997年)を制定しました。「福祉のまちづくり」とは、条例第2条において、「高齢者、障害者などを含む全ての人々が相互に交流し、支え合うとともに、安全かつ円滑に施設を利用することができ、あらゆる分野の活動に参加することができる環境を整備すること」と定義づけられています。

バリアフリーの整備基準は、「福祉のまちづくり条例」と「建築物バリアフリー条例」(2004年)の2つで規定されていましたが、より一体的にバリアフリー化をはかり、市民・事業者にとって分かりやすくすることを目的に、「改正福祉のまちづくり条例」(2012年)として一本化しました。改正条例では、福祉のまちづくりの基本理念や、市民参画の確保などが明文化されました。

## エ 横浜市福祉のまちづくり推進指針

1997年に制定された条例に基づき取組を着実に進めるため、1999年には、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針として、「横浜市福祉のまちづくり推進指針」を策定しました。2010年までの「長期目標」として「ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりが進み、だれもがヨコハマの良さを感じながら暮らすことのできるまち」を掲げ、1～3次の推進指針では、長期目標を実現するための「短期目標」をそれぞれ設定しました(1次:「ヨコハマで暮らし、活動する全ての人々が少なくとも1回は、『福祉のまちづくりを考える』機会を持つこと」、2次:「みんなで福祉のまちづくり情報をキャッチボールしよう!」、3次:「さあ、行動しよう!福祉のまちづくり」)。

4次の推進指針(平成23年度～27年度)からは、策定期間を5年間としています。「長期目標」は「基本となる方向性」へと位置づけを改め、その内容は「ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりをみんなで進め、ヨコハマのよさを感じながら、そのよさを次世代につなげることのできるまち」とし、基本理念を引き継いでいます。市(行政)・事業者・市民の協働による取組として、①思いやり 助け合える まちづくり、②伝わる つながる まちづくり、③進める 活かせる まちづくりの3つを掲げたのが特徴です。

5次の推進指針(平成28年度～32年度)では、4次の推進指針の「基本となる方向性」を継承し、取組の柱として①福祉のまちづくりに関する啓発・教育の推進、②必要な人に必要な情報が届く仕組みと地域のつながり、③福祉のまちづくりの新しい担い手との協働、④利用者参加による多様な施設のバリアフリーの4つを掲げました。

## (2) 横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～7年度）策定の流れ

この推進指針は、横浜市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の下部組織である横浜市福祉のまちづくり推進会議小委員会（以下「小委員会」という。）で内容を検討し、策定しました。

策定にあたっては、市民・事業者・関係団体などの皆様のご意見を伺い、内容に反映しています。

年	月	推進会議	小委員会	市民意識調査	その他
元	11	第44回 小委員会設置			
2	1		第57回 (現行) 推進指針の振返りについて①		
	2			関係団体ヒアリング グループヒアリング 街頭インタビュー	
	3		第58回 (現行) 推進指針の振返りについて②	グループヒアリング	
	5			市民アンケート テレ・ワークショップ (第1回～第3回)	
	6		第59回 (次期) 骨子(案)について		
	8	第45回 (次期) 素案の承認	第60回 (次期) 素案(案)について		
	9			テレ・ワークショップ (第4回)	市民意見募集
	10		第61回 (次期) 原案(案)について①		
	11		第62回 (次期) 原案(案)について②		
	12	第46回 (次期) 原案の承認			市民意見募集 の結果公表
3	1			テレ・ワークショップ (第5回、第6回)	



**令和3（2021）年3月**

**ふくまちガイド**

**公表**

（横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～7年度））

### (3) 横浜市福祉のまちづくり推進会議 委員名簿 (第12期)

任期：令和元（2019）年7月15日～令和3（2021）年7月14日（2年間）

（五十音順、敬称略）

氏名	役職	小委員会 委員	備考
赤羽 重樹	一般社団法人 横浜市医師会 常任理事		
東 耕太郎	東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 総務部 企画部長		～令和2年8月
山本 秀裕			令和2年8月～
井汲 悦子	特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会 副理事長		
田邊 裕子	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長		～令和2年8月
池田 誠司			令和2年8月～
石川 貴一	市民公募	○	
井上 良貞	一般社団法人 横浜市聴覚障害者協会 理事長 (公益財団法人 横浜市身体障害者団体連合会)		
滝口 正始	神奈川県警察本部 交通部 交通総務課長		～令和2年8月
大竹 孝行			～令和2年12月
北村 満			令和2年12月～
大原 一興	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 教授	○	
小堤 健司	一般社団法人 神奈川県バス協会 常務理事		
金子 修司	横浜商工会議所 議員		
小泉 暁美	特定非営利活動法人 横浜市視覚障害者福祉協会 (公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)	○	
清水 龍男	横浜市心身障害児者を守る会連盟 代表幹事		
下村 旭	一般社団法人 神奈川県建築士会		
白石 幸男	横浜市脳性マヒ者協会 会長 (公益財団法人 横浜市身体障害者団体連合会)		
鈴木 やよい	特定非営利活動法人 横浜市民アクト 理事		
中村 美安子	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 教授	○	
畑中 祐美子	一般社団法人 ラシク045 認定特定非営利活動法人 びーのびーの	○	
松澤 秀夫	公益財団法人 横浜市老人クラブ連合会 副理事長		～令和2年12月
阿部 紀慶			令和2年12月～
八木 佐知子	一般社団法人 横浜市建築士事務所協会 理事		
山中 直人	国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 副所長		
山根 則子	横浜市オストミー協会 副会長 (公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)		
和久井 真糸	市民公募	○	
渡辺 正行	京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部鉄道統括部 事業統括課長		

#### (4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議小委員会 委員名簿

任期：令和2（2020）年1月27日～令和3（2021）年3月31日

（五十音順、敬称略）

氏名	役職	推進会議委員	備考
石川 貴一	市民公募	○	
大原 一興	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 教授	○	
岡村 道夫	特定非営利活動法人 横濱ジェントルタウン倶楽部 副理事長 認定特定非営利活動法人 横浜移動サービス協議会 理事長		～令和2年4月
服部 一弘	特定非営利活動法人 アニミ 理事長 認定特定非営利活動法人 横浜移動サービス協議会 理事長		令和2年6月～
小泉 暁美	特定非営利活動法人 横浜市視覚障害者福祉協会 (公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)	○	
中村 美安子	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 教授	○	
畑中 祐美子	一般社団法人 ラシク045 認定特定非営利活動法人 びーのびーの	○	
八木澤 恵奈	瀬谷区発達障害理解啓発グループ ant mama		
和久井 真糸	市民公募	○	

#### 追悼

今回の推進指針改定にあたり多大なるご協力をいただいた岡村道夫委員は、令和2（2020）年4月にご逝去されました。横浜市のみならず全国における福祉のまちづくりの推進に、長年に渡りご尽力いただきました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

#### ・横浜市福祉のまちづくり推進会議

横浜市福祉のまちづくり条例に基づき、福祉のまちづくりに関する基本的事項を調査審議するために設置された審議会です。市民、学識経験者や事業者、関係団体など、30名以内の委員で構成されています。平成19年度からは、広く市民の皆様の声をお聞きするために、市民公募委員にもご参加いただいています。

#### ・横浜市福祉のまちづくり推進会議 小委員会

福祉のまちづくりを地域に普及するとともに、市民意見を反映することを目的とし、推進会議が設置できる組織です。推進会議の委員若干名及び必要に応じて臨時委員により組織されています。推進指針改定にあたり、上記の委員の皆様にご協力いただきました。

## (5) 市民意識調査の結果

### ア 関係団体ヒアリング

#### ○実施概要

目的	推進会議委員の所属団体を対象にヒアリングを実施し、福祉のまちづくりの現状や課題を把握する。	
ヒアリング内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの福祉のまちづくりについて（良かったこと、悪かったことなど）</li> <li>・これからの福祉のまちづくりについて（今後推進すべきことなど）</li> <li>・各団体で実施されている福祉のまちづくり関連の取組について</li> </ul>	
実施時期	令和2（2020）年2月12日～25日	
対象団体	属性	団体名
	子育て	よこはま一人子育てフォーラム （現：一般社団法人 ラシク045）
	知的・発達障害	横浜市心身障害児者を守る会連盟
	身体障害	横浜市身体障害者団体連合会
	精神障害	横浜市精神障害者家族連合会
	高齢者	横浜市老人クラブ連合会（情報提供のみ）

#### ○主なご意見

- ・ハードとソフトの考え方が分断されているように見えるが、切り離して考えることは不可能である。
- ・高齢者や障害者に対する理解の乏しさにより、一般トイレを利用できる人が多目的トイレを利用したり、歩きスマホやエスカレーターでの歩行などにつながっている。
- ・障害者の手助けをしたいと思っている健常者はたくさんいるので、双方から声掛けができればよい。
- ・学校での福祉教育は、不自由さを伝えるのではなく、ともに暮らす人として理解を深めるものでなければならない。
- ・子育て、高齢者、障害者の問題の根本は同じである。分野をつなげて考える必要がある。
- ・施設整備や情報保障などのバリアフリーは、利用者の声を聞きながら進める必要がある。

## イ グループヒアリング

### ○実施概要

目的	推進会議委員の所属団体以外の当事者・支援団体を対象にヒアリングを実施し、福祉のまちづくりの現状や課題を把握する。	
ヒアリング内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活の中で感じていることや地域や社会に対して求めることについて</li> <li>・地域や社会での相互理解を進める上で必要なことについて</li> </ul>	
実施時期	令和2（2020）年2月20日～3月23日	
対象団体	属性	団体名
	知的・発達障害	瀬谷区発達障害理解啓発グループ ant mama
	知的障害	社会福祉法人 開く会（共働舎）
	在住外国人	特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター
	性的少数者	認定特定非営利活動法人 SHIP
	精神障害	社会福祉法人 恵友会

### ○主なご意見

- ・制度やサービスが整ってきた反面、学校や地域の場での住み分けが進み、自然に障害について理解を深めることが少なくなり、障害者自身も地域の中で障害の有無関係なく成長していく機会が失われつつある。
- ・優しさや思いやりではなく、実際に障害者とどう接すればいいかを知ることが大切である。
- ・思いついたことをやっていくといろいろなことにつながる。様々な障害とそのサポートについて知っておくことは、自分が中途障害になったときにも良いことだと思う。
- ・異なる文化から生まれる発想を共有していく社会であればいいと思う。
- ・就職や転職の際に会社からの差別や無理解がある。
- ・精神障害者の事件が何件か起きると途端に信用が落ち、偏見を払拭するには時間をかけて町内会との信頼関係を築きなおさなければならない。

## ウ 街頭インタビュー

### ○実施概要

目的	不特定多数の人を対象に、街頭インタビューを実施し、福祉のまちづくりに対する意識を把握する。
実施時期	令和2（2020）年2月15日、20日、21日、22日 （平日及び土曜日、各駅2回ずつ、13時～17時）
実施場所	戸塚駅西口、鶴見駅西口、桜木町駅東口駅前広場
回答者数	135名
質問項目 （抜粋）	① 障害者と接する機会が、これまでにありましたか？ ② ヘルプマークを知っていますか？ ③ エスカレーターの使い方について、急いでいる時に、エスカレーターの片側を歩きますか？ ④ 満員のエレベーターに乗っていてドアが開いた時、乗りたい車いす使用者がいた場合、どうしますか？ ⑤ 多目的トイレを利用したことがありますか？

### ○実施結果

- ① 約7割の人が「ある」と回答しました。親族や友人に障害のある人がいる場合や、ボランティアや仕事で関わることがある人などです。
- ② 約6割の人が「知っている」と回答しました。ヘルプマークはその意味がまだ十分に知られていないと考えられます。
- ③ 約7割の人が「歩く」と回答しました。危険なことと理解しながらも習慣となってしまう、急いでいる場合は仕方がないといった回答が多かったです。このことから、誰もが安全にエスカレーターを利用できるよう、エスカレーターを歩行することの危険性や、2列で立ち止まって利用することを促す積極的な広報が必要です。
- ④ 約6割の人が「この階で降りて車いす使用者に譲る」と回答しました。一方で、約2割の人は「何もしない」と回答しており、その理由として自分一人が降りても意味がないためといった意見が多かったです。
- ⑤ 約6割の人が「ある」と回答しました。その理由として、混雑している時にやむを得ず利用したという意見が多かったです。また多目的トイレの数が少なく、車いす使用者やオストメイトの方など、本当に必要とする人が使えていないといった意見も挙げられています。この課題に対しては、多目的トイレを増やすことと、多目的トイレの機能を一般トイレにも付加して整備していく事などが求められています。

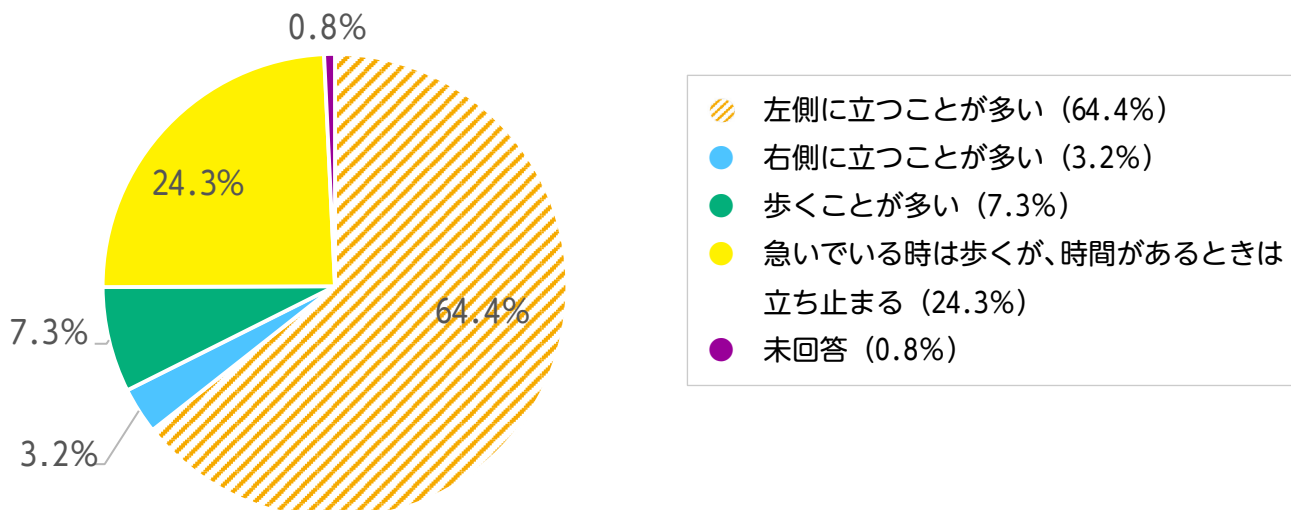
## エ 市民アンケート

### ○実施概要

目的	横浜市民を対象に、市民アンケートを実施し、福祉のまちづくりに対する意識を把握する。
実施期間	令和2（2020）年5月7日～6月1日
対象者	市内に在住する15歳以上の市民3,500人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
実施方法	郵送により調査票を配布・回収
回答者数	1,732人（回答率：49.5%）

### ○実施結果（抜粋）

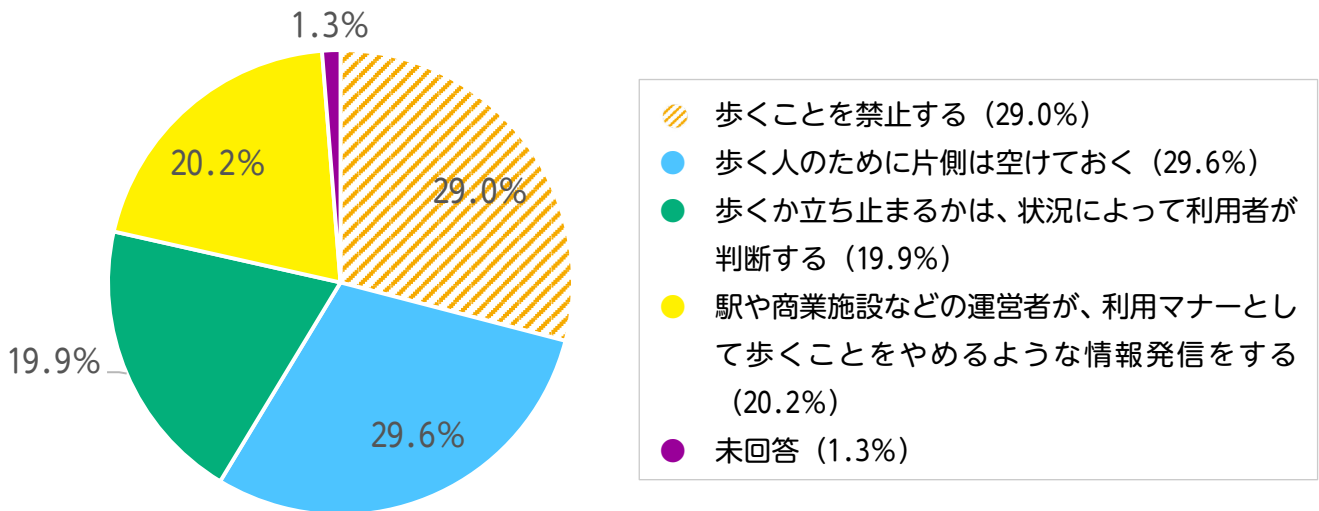
問1 エスカレーターの右側を空ける使い方が多くみられますが、あなたは普段どのように使いますか？（○は1つまで）



「左側に立つことが多い」と回答した人は約6割です。一方、「右側に立つことが多い」と回答した人は1割にも達しませんでした。

また、「歩くことが多い」、「急いでいる時は歩くが、時間があるときは立ち止まる」と回答した人の合計は約3割です。日常的にエスカレーターを歩いている人や、状況に応じて、利用方法を判断している人が一定の割合でいることが分かります。

問2 エスカレーターの誰もが安心・快適に利用するためにはどうすればよいですか？  
 (○は1つまで)



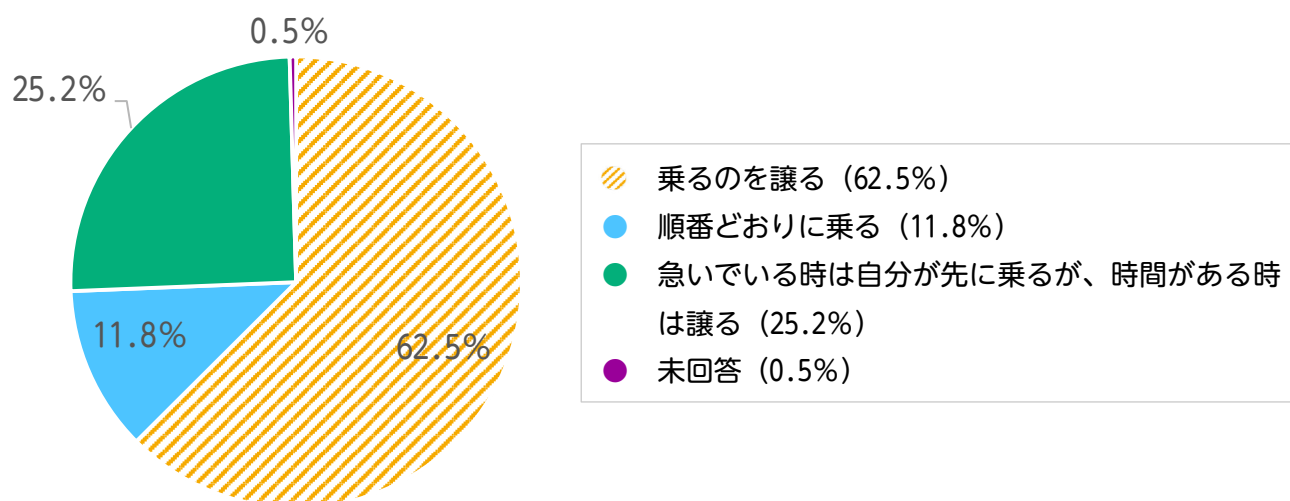
この結果から、歩くことを否定的に考えている人（「歩くことを禁止する」、「駅や商業施設などの運営者が利用マナーとして歩くことをやめるような情報発信をする」）と、肯定的に考えている人（「歩く人のために片側は空けておく」、「歩くか立ち止まるかは、状況によって利用者が判断する」）は、ほぼ同数となりました。

エスカレーターを歩くべきではないと考えている人は一定の割合でいますが、問1の結果のように、これまでの慣習などの要因により、多くの人が左側に立っているため、エスカレーターを歩くことができる状況になっていると考えられます。

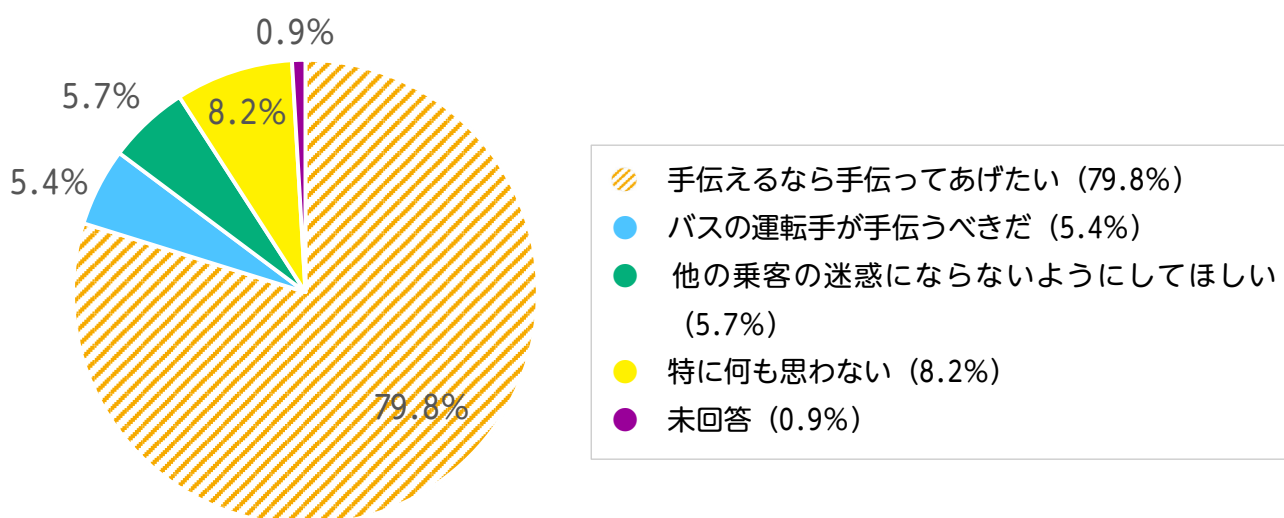
身体の片側に麻痺がある方や、子ども連れの方など、誰もがエスカレーターを安全・安心に利用できる環境づくりのためには、エスカレーター歩行の危険性を周知するとともに、エスカレーターに乗る際は、2列で立ち止まって利用することを推奨していく必要があります。



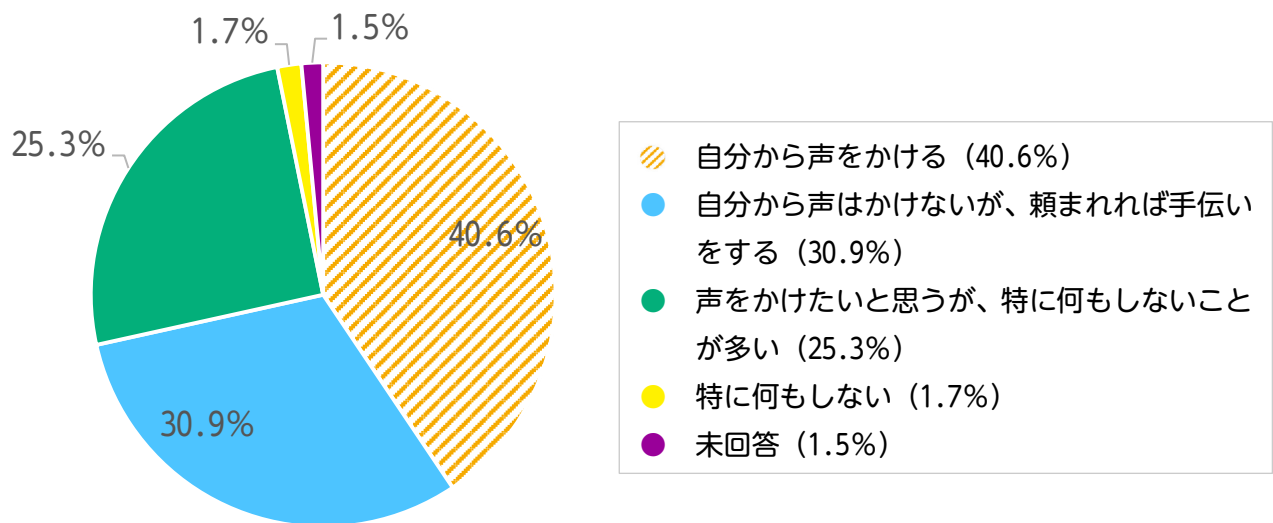
問3 エレベーターを待つあなたの後ろで、車いす使用者やベビーカーを押している人が待っています。混雑して全員乗れそうもない場合、あなたはどのようにしますか？（○は1つまで）



問6 あなたが乗っているバスに、ベビーカーを押している人が乗ろうとすると、あなたはどのように思いますか？（○は1つまで）



問9 日常生活の中で、様々な理由で困っている人を見かけたとき、あなたはどうしますか？（○は1つまで）

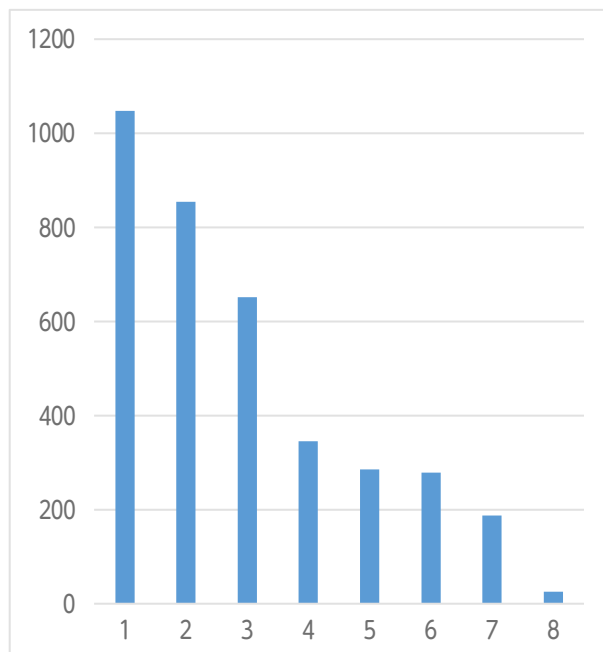


問9の結果から、困っている人を助けようと積極的に行動する人が一定数いることが分かります。一方、「自分から声はかけないが、頼まれれば手伝いをする」、「声をかけたいと思うが、特に何もしないことが多い」と答えた人が半数を超えています。

問3、問6、問9の結果から、困っている人を助けたいと思っている人が多くいるものの、積極的な行動を起こせない人も多いことが分かります。

積極的な行動を促すには、心理的なハードルを下げる必要があります。例えば、趣味やボランティア活動などを通じて、様々な人と触れ合う機会を作ることにより、その人の特性や接し方を学ぶといったことが有効です。

問 11 5年前に比べて、まちの中のどのようなところでバリアフリーが進んできたと思いますか？（○はいくつでも）



- 1 駅や建物の中にエレベーターやスロープが増えた（1,048人）
- 2 ノンステップバスが増えた（855人）
- 3 多目的トイレが増えた（651人）
- 4 特にバリアフリー化が進んだとは思わない（346人）
- 5 電光掲示板やデジタルサイネージ(電子看板)など、目で見て分かりやすい情報媒体が増えた（286人）
- 6 鳥の鳴き声などで青になったことを知らせる（278人）
- 7 歩道のバリアフリー化が進んだ（188人）
- 8 未記入（25人）

駅や建物、ノンステップバスなどの公共交通機関のバリアフリー化が進んだという回答が多い結果となりました。

一方で、歩道や信号機の音響案内などの、歩行者が移動する経路上のバリアフリー化は、進んでいると感じている人が少ないことが分かります。また、デジタルサイネージなどの視覚によって情報を得られる媒体についても、普及が進んでいると感じている人は少ない傾向となりました。

## オ テレ・ワークショップ

### ○実施概要

目的	福祉のまちづくりに関わる様々な立場の人が、生活の中で感じていることを話し合い、現状や課題、これからの方向性を考える。	
方法	Web会議ツールを使用	
参加者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者、聴覚障害者、車いす利用者などの障害当事者</li> <li>・福祉、バリアフリーに関連する活動を行っている個人や団体に所属する人</li> <li>・地域やまちづくり関係の活動をする人 など</li> </ul>	
参加人数	のべ71名	
実施日時 及び テーマ	第1回 令和2（2020）年5月13日 18時～19時30分 テーマ「身近な福祉のまちづくりに関する意見交換」	6名参加
	第2回 令和2（2020）年6月5日 18時～20時 テーマ「次期福祉のまちづくり推進指針の骨子について①」	11名参加
	第3回 令和2（2020）年6月12日 18時～20時 テーマ「次期福祉のまちづくり推進指針の骨子について②」	18名参加
	第4回 令和2（2020）年9月28日 15時～16時30分 テーマ「次期推進指針の広報、活用方法について」	8名参加
	第5回 令和3（2021）年1月15日 14時～15時30分 テーマ「次期推進指針の展開方法について①」	13名参加
	第6回 令和3（2021）年1月19日 18時30分～20時 テーマ「次期推進指針の展開方法について②」	15名参加

### ○主なご意見

#### 「心のバリアフリー」について

- ・ハード整備は進む一方、心のバリアフリーはなかなか進んでいない。
- ・思いやりの心があっても、どう行動していいかわからない人も多い。
- ・行動につなげるには、座学だけでなく、楽しみながら体験できる場も必要である。
- ・心のバリアフリーとは、違いを認め合うことである。日本はモノカルチャーで、気づきにくい面もあるが、みんな違う。
- ・差別意識はなくても、相手に対する先入観や思い込みはあると思う。例えば、私は聴覚障害者だが、音楽が好きである。

#### 「地域とのつながり」について

- ・地域のつながりが希薄になっている。
- ・地域の中で一緒に行動することで、お互いの関係性が育まれていく。
- ・障害者は、身近で支えてくれる人との関わりが多いが、例えば災害時の避難訓練などを一緒にやることを通じて、地域との双方向の関係づくりを進めるのもよい。

## 「情報」について

- ・多様な障害に対応した情報発信が必要である。
- ・視覚障害者＝点字と思われているが、点字を理解できる人は1～2割しかいない。
- ・外国人には「やさしい日本語」の方が分かりやすいこともある。
- ・聴覚障害者は、相手がマスクをすると口の動きが見えないので、何を話しているか分からなくなる。

## 「施設などのバリアフリー」について

- ・施設を整備する人に、ハードのバリアフリーの必要性に関する理解がなかなか広がらない。障害者にも目を向け、全ての利用者を想定した施設づくりを考えるべきである。
- ・家からバス停、駅まで、移動経路の整備が必要である。

## 「次期推進指針の広報、活用方法」について

- ・推進指針について学ぶ機会を、市民団体が主催するよう行政が仕向けるとよい。
- ・福祉のまちづくりを進めるメリットをアピールすることが大事である。例えば、観光面でいうと沖縄では高齢者や障害者の方がお金を使っているというデータもある。
- ・推進指針の内容は、技術職（土木、建築）や小学校から大学まで様々な学校にも伝わるようにした方がよい。

## 「次期推進指針の展開方法」について

- ・ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）で情報発信する際は、インフルエンサー（SNSでの情報発信で影響力のある人）を活用する。
- ・冊子を配布するだけでなく、イベント等を通じて、当事者と接する機会を作るなど、具体的な体験を通じた展開が必要である。

## その他

- ・障害者権利条約の精神を次の推進指針に反映させるべきである。
- ・障害を恥ずかしいと思わず、自ら発信していくことも大事である。

## (6) 市民意見募集結果の概要

- ・実施期間：令和2（2020）年9月14日～10月13日
- ・ご意見の総数は132件です（素案に関する意見：58件、参考意見：74件）。
- ・いただいたご意見のうち、26件について原案に反映しました。

※市民意見募集結果の詳細は、横浜市ホームページよりご覧ください。  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fuku-machi/jorei/fukushi-machidukuri/shishinr3.html>



## (7) お問い合わせ先

### ○各区福祉保健課

身近な福祉のまちづくりの窓口です。

(令和3（2021）年3月現在)

区	住所	電話	F A X
青葉	青葉区市ケ尾町31-4 青葉区役所3階	978-2436	978-2419
旭	旭区鶴ヶ峰1-4-12 旭区役所本館3階	954-6143	953-7713
泉	泉区和泉中央北5-1-1 泉区役所3階	800-2433	800-2516
磯子	磯子区磯子3-5-1 磯子区役所4階	750-2442	750-2547
神奈川	神奈川区広台太田町3-8 神奈川区役所本館3階	411-7135	316-7877
金沢	金沢区泥亀2-9-1 金沢区役所4階	788-7824	784-4600
港南	港南区港南4-2-10 港南区役所5階	847-8441	846-5981
港北	港北区大豆戸町26-1 港北区役所3階	540-2360	540-2368
栄	栄区桂町303-19 栄区役所新館3階	894-6962	895-1759
瀬谷	瀬谷区二ツ橋町190 瀬谷区役所4階	367-5743	365-5718
都筑	都筑区茅ヶ崎中央32-1 都筑区役所2階	948-2345	948-2354
鶴見	鶴見区鶴見中央3-20-1 鶴見区役所2階	510-1826	510-1792
戸塚	戸塚区戸塚町16-17 戸塚区総合庁舎6階	866-8424	865-3963
中	中区日本大通35 中区役所別館4階	224-8330	224-8157
西	西区中央1-5-10 西区役所2階	320-8437	324-3703
保土ヶ谷	保土ヶ谷区川辺町2-9 保土ヶ谷区役所本館3階	334-6341	333-6309
緑	緑区寺山町118 緑区役所3階	930-2304	930-2355
南	南区浦舟町2-33 南区総合庁舎4階	341-1183	341-1189

○各区社会福祉協議会  
福祉の身近な相談窓口です。

(令和3(2021)年3月現在)

区	住所	電話	F A X
青葉	青葉区市ケ尾町 1169-22 「青葉区福祉保健活動拠点」内	972-8836	972-7519
旭	旭区鶴ヶ峰 1-6-35 「ぱれっと旭」内	392-1123	392-0222
泉	泉区和泉中央南 5-4-13 「泉区福祉保健活動拠点ふれあいホーム」内	802-2150	804-6042
磯子	磯子区磯子 3-1-41 磯子センター 5階	751-0739	751-8608
神奈川	神奈川区反町 1-8-4 「はーと友 神奈川」内	311-2014	313-2420
金沢	金沢区泥亀 1-21-5 「いきいきセンター金沢」内	788-6080	784-9011
港南	港南区港南 4-2-8 3階 「港南区福祉保健活動拠点」内	841-0256	846-4117
港北	港北区大豆戸町 13-1 吉田ビル 206	547-2324	531-9561
栄	栄区桂町 279-29 「栄区福祉保健活動拠点」内	894-8521	892-8974
瀬谷	瀬谷区二ツ橋町 469 「せやまる・ふれあい館」内	361-2117	361-2328
都筑	都筑区荏田東 4-10-3 「港北ニュータウンまちづくり館」内	943-4058	943-1863
鶴見	鶴見区鶴見中央 4-37-37 リオベルデ鶴声 2階	504-5619	504-5616
戸塚	戸塚区戸塚町 167-25 戸塚区福祉保健活動拠点 1階	866-8434	862-5890
中	中区山下町 2 産業貿易センタービル 4階	681-6664	641-6078
西	西区高島 2-7-1 ファーストプレイス横浜 3階	450-5005	451-3131
保土ヶ谷	保土ヶ谷区川辺町 5-11 かるがも 3階	341-9876	334-5805
緑	緑区中山 2-1-1 「ハーモニーみどり」内	931-2478	934-4355
南	南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 8階	260-2510	251-3264

### ○横浜市市民協働推進センター

地域における様々な課題の解決や新しい取組を創発するために、様々な主体の交流・連携が生まれる対話と創造の場として総合相談窓口など各事業を展開し、市内における「協働」の取組を推進します。

電話：671-4732 F A X：223-2888

### ○各区市民活動支援センター

身近な地域における市民活動を支援するため、各区の市民活動支援センターがそれぞれ特色ある事業を実施しています。「市民協働推進センター」と連携を図りながら、地域に密着したきめ細かい支援を行います。

(令和3(2021)年3月現在)

区	住所	電話	F A X
青葉	青葉区市ケ尾町 31-4 青葉区役所 1階	978-3327	972-6311
旭	旭区鶴ヶ峰 2-82-1 ココロット鶴ヶ峰 4階	382-1000	382-1005
泉	泉区和泉中央北 5-1-1 泉区役所 1階	800-2393	800-2518
磯子	磯子区磯子 3-5-1 磯子区役所 7階	754-2390	759-4116
神奈川	神奈川区広台太田町 3-8 神奈川区総合庁舎本館 5階	411-7089	323-2502
金沢	金沢区泥亀 2-9-1 金沢区役所 2階	788-7803	789-2147
港南	港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 5階	841-9361	841-9362
港北	港北区大豆戸町 26-1 港北区役所 4階	540-2246	540-2246
栄	栄区小菅ヶ谷 1-4-5 (横浜銀行本郷台支店 3階)	894-9900	894-9903
瀬谷	瀬谷区二ツ橋町 469 せやまる・ふれあい館 2階	369-7081	366-4670
都筑	都筑区茅ヶ崎中央 32-1 都筑区役所 1階	948-2237	943-1349
鶴見	鶴見区鶴見中央 3-20-1 鶴見区役所 2階	510-1694	510-1716
戸塚	戸塚区川上町 91-1 モレラ東戸塚 3階	825-6773	825-6774
中	中区日本大通 35 中区役所別館 1階	224-8138	224-8343
西	西区中央 1-5-10 西区役所 1階	620-6624	620-6624
保土ヶ谷	保土ヶ谷区星川 1-2-1	334-6306	339-5120
緑	緑区中山 4-36-20	938-0631	939-5401
南	南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 10階	232-9544	242-0897



「ふくまち」って  
何だろう



「福祉のまちづくり」を縮めて  
「ふくまち」だよ!



なるほど～



発行年月 令和3(2021)年3月

発行 横浜市 健康福祉局  
地域福祉保健部 福祉保健課

電話 045-671-2387

FAX 045-664-3622



「横浜市福祉のまちづくり」に関するウェブサイトはこちらから  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fuku-machi/>



インクルーシブな

# みんなのまちは、あなたのアクションから

横浜市福祉のまちづくり推進指針(令和3年度~7年度)

令和3(2021)年3月

横浜市

# ま まち

## ガイド

実践編





# 気づいてほしい

## エスカレーターで



2列で立ち止まって利用するものだよ

## エレベーターで



階段でもいい人は階段を使おう

## 横断歩道で



声をかけてみよう

## 電車の中で



外見ではわからない障害がある人もいるんだよ

# 実は困っているんです

## まちなかで



人混みだと  
パニックになる人もいるんだよ

## 道で



聞こえない人や  
耳が遠い人もいるよね

## トイレで



このトイレしか  
使えない人がいるよね

## 駐車場で



ドアを広く開けないと乗り降り  
できない人がいるんだよ



インクルーシブな  
みんなのまちは、

## まちにはいろいろな人がいます



- まちの環境によって困ることは様々です。
- 何に困っているのか、どのようにしたらいいのかを相手に聞いて行動しましょう。

いろいろな人が  
生活しやすい  
まちにしたいね



## 職場にもいろいろな人がいます

- 職場の環境によっても困ることは様々です。
- お互いが少しずつサポートすることで、一緒に働く環境が向上します。



これならできるかも!



# あなたのアクションから

## 一緒に活動する



- 趣味など、好きなことを通じた関わり合いの中で、様々な人の感じ方や考え方を知ることができます。
- 相手との関わり方や接し方など、自身の学びにつながります。

いつもやっていることが  
実は福祉のまちづくりに  
つながるんだね



- 地域の様々な人と一緒に活動することで、多様なニーズに直接触れることができます。
- 製品開発やサービス提供の際など、事業活動に活かせます。

いろんな人の  
いろんなニーズを  
聞いてみよう



# ちょっとした工夫



- 筆談やタブレットの活用など、様々なツールを柔軟に使ってみましょう。
- ちょっとした工夫が、みんなの暮らしやすさにつながります。

今あるもので  
何ができるか  
考えてみよう



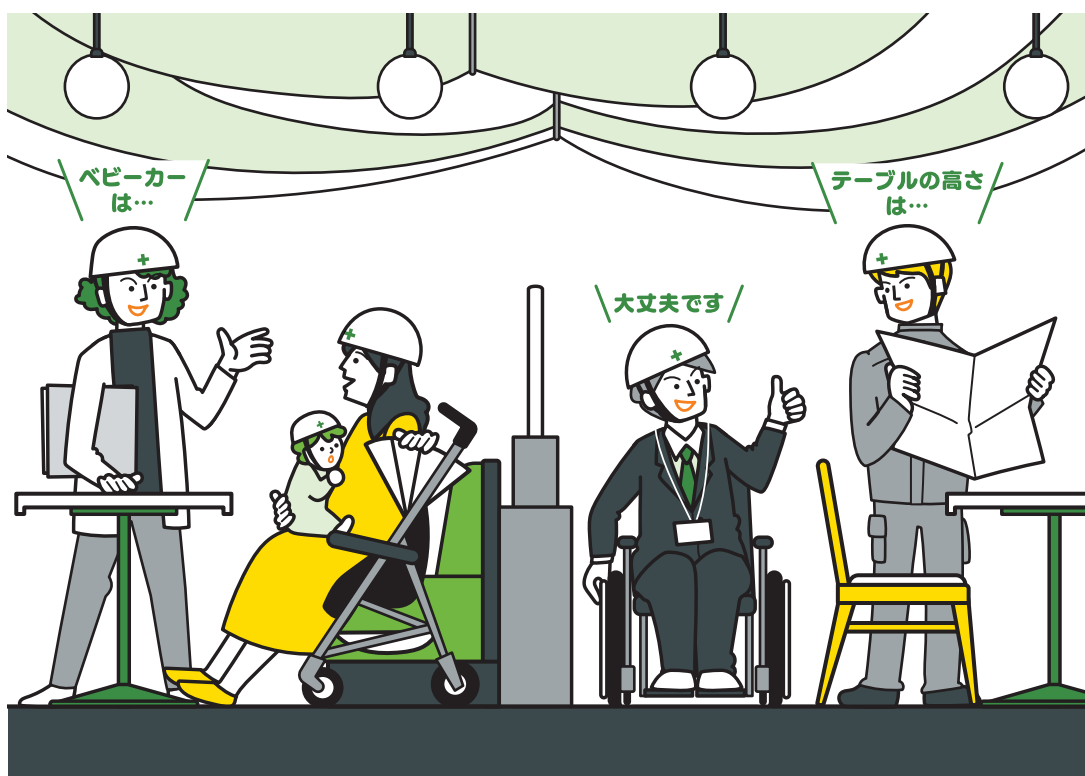
# ちょっとした行動

- まずは、声を掛けるなど、できることからやってみましょう。
- ちょっとした行動が、みんなの暮らしやすさにつながります。

簡単なことでも  
いいんだ



# 様々な人の意見を取り入れたバリアフリー



- ・障害のある人や子育て中の人など、当事者でなければ、分からない問題があります。
- ・製品やサービスを企画する際には、様々な当事者の意見を取り入れることが大切です。

作ったあとも  
使いやすく  
しておこう



# アクセシブルな情報提供

- ・音声と文字とイラストなど様々な手段を組み合わせ、情報を提供しましょう。
- ・場所や媒体を問わず、情報を確認できるようにしましょう。



情報の  
見つけやすさも  
大事だよ



## 「横浜市福祉のまちづくり推進指針」とは？

福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針です。

読者の皆様に親しんでいただけるよう、『ふくまちガイド』という愛称をつけました。

ふくまちガイドは、主に**ビジョン(未来像)**、**ポリシー(理念)**、**アクション(行動)**で構成されています。

**ビジョン(未来像)** ソフトとハードが一体となった取組をみんなで進め、  
多様性を尊重する横浜のよさを育み、  
安心して自由に生活できるインクルーシブ\*なまち

※インクルーシブ 直訳すると「包摂的な」という意味です。「全ての人が受け入れられ、参加できる」、  
「誰も排除しない(されない)」、「誰一人取り残さない」という意味合いで用いられます。

**ポリシー(理念)** **ポリシー 1** みんな違ってあたりまえ

**ポリシー 2** 一緒に活動する

**ポリシー 3** まずはやってみる

**ポリシー 4** もっともっとバリアフリー

**アクション(行動)** 高齢者、障害者、子育て中の人、外国人、性的少数者などに関する「基礎知識」や  
福祉のまちづくりに関する「事例紹介」などを掲載しています。

このパンフレットは、日常生活の中で困りごとを抱えやすい人の  
様々な場面や、ビジョン(未来像)の実現に向けたアクション  
(行動)の具体例を紹介した「ふくまちガイド(実践編)」です。  
このパンフレットを参考に、福祉のまちづくりを実践してみて  
ください。



パンフレットの活用方法など  
ふくまちガイドについてもっと知りたい方は

横浜市 ふくまちガイド



ふくまちガイド

発行年月 令和3(2021)年3月

発行 横浜市 健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課

電話 045-671-2387 FAX 045-664-3622





神奈川県

KANAGAWA

参考資料 6

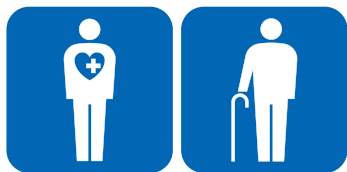


障害者等用  
駐車区画の

利用証

ができました

かながわ障害者等用  
駐車区画利用証制度  
利用証



交付No. \_\_\_\_\_



【無期限の利用証】

かながわ障害者等用  
駐車区画利用証制度  
利用証



有効期限

年 月 日

交付No. \_\_\_\_\_



【有期限の利用証】

令和6年11月スタート

移動に配慮が  
必要な方が対象です。

障がいのある方、  
難病患者、要介護高齢者、  
妊産婦、けが人などへ  
利用証を交付します。

このマークの駐車区画で  
利用できます。



車椅子使用者用  
駐車区画



優先駐車区画

利用証の交付基準や申請方法など、詳しくは県HPをご覧ください

かながわ障害者等用駐車区画利用証制度

検索



[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/parking\\_permit.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/parking_permit.html)

# 「かながわ障害者等用駐車区画利用証制度」とは

障がいのある方や要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方や移動に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。

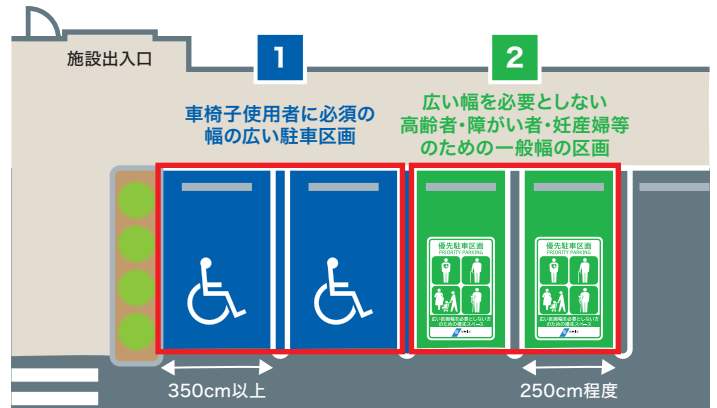
## 対象区画

### 1 車椅子使用者用駐車区画

車椅子使用者等が乗降できるよう、一般の駐車区画よりも幅が広く設けられています。

### 2 優先駐車区画

入口近くに設けられた、一般幅の駐車区画です。車椅子使用者等ほど広い幅を必要としない方は、可能な限りこちらをご使用ください。



## 利用証の種類

### 1 無期限の利用証

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、要介護高齢者等が対象です。



### 2 有期限の利用証

妊産婦、けが人等が対象です。



## 利用証の交付対象者

区分		交付基準	
身体障 害者	視覚障害	4級以上の者	
	聴覚障害	3級以上の者	
	平衡機能障害	5級以上の者	
	肢体不 自由	上肢	2級以上の者
		下肢	6級以上の者
		体幹	5級以上の者
		脳原性運動 機能障害	上肢機能
	移動機能		6級以上の者
内部障害(免疫機能障害を含む)		4級以上の者	
知的障害者		療育手帳の障害程度の欄がA2以上の者	
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の者	
難病患者		特定疾患医療受給者 特定医療費(指定難病)受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	
高齢者等		介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上の者	
妊産婦		母子健康手帳取得時～出産(予定)日の翌日から1年までの者	
けが人等		医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者	

※記載の障害等級等に該当しない場合でも、医師の診断書等により歩行が困難等の確認ができれば、利用証を交付します。